

第一百六十四回国会
衆議院

国土交通委員会議録 第六号

号

(一三八)

平成十八年三月十四日(火曜日)
午前十時一分開議

出席委員

委員長

幹雄君

理事

衛藤征士郎君

理事

吉田六左門君

理事

渡辺

具能君

三日月大造君

中野

正志君

長妻

昭君

理事

井澤

京子君

遠藤

宣彦君

大塚

高司君

金子

善次郎君

北村

茂男君

後藤

茂之君

杉田

元司君

蘭浦

健太郎君

高市

早苗君

長島

忠美君

葉梨

康弘君

松野

博一君

若宮

健嗣君

古賀

一成君

高木

義明君

土肥

隆一君

鉢呂

吉雄君

森本

哲生君

斎藤

鉄夫君

糸川

正晃君

北側

一雄君

松村

江崎

日森

西

伊藤

馬淵

豊君

松本

文明君

盛山

正仁君

小宮山

泰子君

下条

みつ君

武正

長安

公一君

岩崎

貞二君

星野

茂夫君

柴田

高博君

土井

亨君

鬼頭

平三君

山本繁太郎君

同日

辞任

木挽

司君

三月十四日

補欠選任

井澤

京子君

三ツ矢憲生君

西

西

昇君

西阪

昇君

西

西

望月

義夫君

西

西

武正

公一君

西

西

博義君

西

西

糸川

正晃君

西

西

田村

豊君

西

西

龜井

静香君

西

西

坂本

剛二君

西

西

福田

良彦君

西

西

坂本

剛二君

西

西

福田

良彦君

西

西

坂本

剛二君

西

西

福田

良彦君

西

西

坂本

剛二君

西

二君、北海道局長吉田義一君、政策統括官渡邊東君、総務省行政管理局長藤井昭夫君、文部科学省大臣官房審議官泉紳一郎君及び文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官西阪昇君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のよう決しました。

本案審査のため、本日、参考人として独立行政法人国土土木研究所理事長坂本忠彦君、独立行政法人国際観光振興機構理事長中村稔君及び独立行政法人建築研究所理事長山内泰之君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありますか。

○林委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北村茂男君。

○北村（茂）委員　自由民主党の北村茂男でござります。

日本では、この二つの用法を併用する傾向があります。

第三回 交通関係法律の整備に関する法律案について質問して、これを答へる。

今回の改正は、平成十六年十二月の今後の行政

己革の不銹刀で三月一十七日二月の行司己革の重要方針、いざれも閣議決定に基づき、小さくて効

として取り組むものであり、十七年度末に中期目標期間の切れる国土交通省所管の十一法人について、効率的かつ効果的な運営を図るため、独立行政法人土木研究所法等を改正しようとするもので

具体的には、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を統合し、独立行政法人土木研究所とし、役職員の身分を非公務員化しようとするものであります。加えて、独立行政法人建築研究所等七法人の役職員の身分の非公務員化の措置も講ずるものであります。

今回の改正により、行政改革の実を上げることはもちろんでありますが、民間との人事交流を促進するという点においても、特に研究関係法人は外部からの知見を大いに取り入れて、お互いに競い合い、切磋琢磨することによって新たな知識が生まれてくるとの理解をいたしているわけでありまして、その方向性はまさしく正しいと認識をいたしているのであります。そのメリットを大いに生かして、さらに強力に進めていただきたいと考えているわけであります。

そこで、今回のこの独法の見直しの中で、今回私が質問をさせていただきたいと考えておりますのは、交通の安全を支える人材の育成がしっかりと行われていくようになるのかどうかという観点で伺いたいのであります。

ちなみに、私の選挙区には重要港湾もございますし、能登空港という三種空港もあります。同じ敷地内に飛行機の整備士を育てる学校も立地いたしております。また、昭和五十六年閉校になりますしたけれども、かつて多くの生徒を輩出した海員学校もあったところでもあります。加えて申し上げますと、私個人は、海上保安友の会の会長もこれまでずっと務めてきている関係もございます。

そこで、まず海の安全について伺います。

今や、外航海運は、船長と機関長を除く乗組員は、ほとんどフィリピン人など外国人に依存しているのが実態であります。外航船の船長を供給源とする水先人も不足ぎみだと言われておりまして、これに対応するための法案も今国会に提出さ

れております。また、内航海運については、実に六〇%強が中高年齢者で占められており、今後とも海の安全が十分に確保されていくのか、いさか各方面で懸念が示されているところでもあります。

今回の見直しによって、どちらかというと行政改革の側面が強調される余り、今回の再編統合あるいは非公務員化等々の見直しによって教育の内容等がさらに強化されることになるのかどうか。单なるリストラが強調されて、結果的に教育内容が充実されないことになったのでは、本来の目的の結果として違うことになってしまいかねないわけですから、その辺については今回の改正はどんな影響を及ぼすと考えているのか、この辺について伺いたいと思います。

○星野政府参考人　ただいま、今回の法改正と今後の安全教育の進め方についてお話しでございま

六〇%強が中高年齢者で占められており、今後とも海の安全が十分に確保されていくのか、いさか各方面で懸念が示されているところであります。

そこで、まず一点目を伺いたいと思います。これまで海員学校や海技大学では、いわゆる海の安全を確保するための教育がなされてきたと思いますけれども、その教育の内容は主にどのようなことをやってこられたのか。最近、就職難と言われておりますと、海員学校や海技大学への入学者もかつての時代から見れば大幅に減っていることは事実でありますけれども、魅力ある職場となるための前段としての教育はどのようなことを行つてきたのか、まず伺いたいと思います。

○星野政府参考人 ただいま、海員学校と海技大学のこれまでの教育の内容について御質問ございました。

海員学校は、海員を養成することにより安定的な海上輸送の確保を図ることを目的とした機関でございまして、新たに船員になろうとする中学校卒業者、高校卒業者に対して、船員の運航に関する基本的な学術及び技能を教授いたしております。教育の内容としては、海難原因の分析を踏まえた海難予防及びヒューマンエラー要素の低減等、今日的な課題も踏まえまして、それぞれの安全管理に対応した教育あるいは実習教育といったようなものを行つておられます。

また、海技大学校は、既に船員になつておられる方、こういう方に対して、船舶の運航に関するさらなるステップアップ、高度の学術及び技能を教授すること等によりまして船員自身の資質の向上を図り、もつて海上輸送の安全の確保に資することを目的とした機関でございまして、最新のシミュレーターを使用した各種訓練も実施し、船員の資質向上を図ることにより海上輸送の安全に貢献してきた、こういうものでございま

今回の見直しによって、どちらかというと行政改革の側面が強調される余り、今回の再編統合あるいは非公務員化等々の見直しによって教育の内容が充実されないことになったのでは、本来の目的と結果として違うことになってしまいかねないわけですから、さらに強化されることになるのかどうか。単なるリストラが強調されて、結果的に教育内容が充実されないことになったのでは、本来の目的と結果として違うことになってしまいかねないわけですから、さらに影響を及ぼすと考えているのか、この辺について伺いたいと思います。

○星野政府参考人　ただいま、今回の法改正と今後の安全教育の進め方についてお話をございまます。

今回の法改正によりまして、例えば今後、民間との人事交流というのが極めて円滑に進むというようなことが期待されるわけでございまして、私どもとしては、今回の法改正によつた民間との交流、これを通じまして、さらなる教育内容の充実あるいは民間の現実に即した教育の中身に不斷に見直していく、ニーズに合つた教育を行つていく、そういう方向でそれぞれの独法を取り組んでいただきたいというふうに思つております。

さらに、もう一つ具体的な効果と申しますと、今回、海員学校と海技大学校を統合いたすわけでございます。この中で、例えば海技大学校におきまして、既に船員さんになつておられる方のレベルアップ、これは従来、海技大学校が置かれております芦屋と児島のみで実はそういう教授を行つてまいりました。ただ、現実に職場についてこういったレベルアップの教育を受けるためには、やはりそれぞれの職場に近いところで教育機関があつた方がいいということで、今回、海員学校と統合いたしますと、海員学校の全国にある教育施設あるいは人材も活用できるようになるわけでござりますから、そういう意味で、社会人となつた船員さんの方の教育内容については格段によいサービスが提供できるようになるのではないかといふうに考えておるところでございます。

○北村(茂)委員 効果が上がるよう取り組んでい

ただきたいというふうに思います。

それでは、安全確保という面から申し上げますと、民間の海運にかかる皆さん方も、それぞれ安全確保という立場での努力をしておられると思います。工夫も重ねられておると思います。そして、成果として大変いろいろなノウハウも持つておられると思います。したがって、今回、非公務員化をすることによって、いわゆる独立行政法人と民間とのお互いの相互交流や、あるいは場合には民間委託をする、あるいは相提携をしながら成果を上げられるようにしていくということについては、民間との連携強化ということができることになるということが非常に特徴であるかと思つております。

そこで、どんなことが考えられると思っておられるのかについて伺いたいと思います。
○星野政府参考人 ただいま、民間との交流に関して御質問あつたわけでございますが、安全な船舶運航知識及び技術につきましては、船員教育訓練で最も重要なテーマでございます。

民間会社のノウハウも取り入れることを視野に入れまして、民間の海運会社等との人事交流や意見交換会を積極的に推進すること及び一部業務の民間委託を実施するといったような内容を、現在、中期計画の見直しを進めているところでございまして、その中にしっかりと民間との交流を促進するよう対応してまいりたいというふうに思つておるところでございます。
○北村(茂)委員 これまた、せっかくの非公務員化をして、民間との交流を進めることで実が上がるということでの今回の見直しでもありますから、さらにその方向に向かつて努力をしていただきたいと思っております。

次に、内航海運について伺います。

いわゆる内航海運についても、一〇〇七年問題、いわゆる団塊の世代の大量退職という問題が当面の課題として言われております。そこで、安全を確保していくためには、やはり若い優秀な人材を補充していくことが必要だと思います。内航

海運業界にも若い人を引き入れていかなければならぬと思います。

そこで、若い船員の養成機関であります海員学校についてでありますと、今回の見直しの結果、海員学校に対する取り組みはどのようなことを考

え、どのようなことを意図しておられるのかといふことを伺つておきたいと思います。
○星野政府参考人 ただいま、海員学校の今後の取り組みでございますが、これにつきましても、次期中期計画の中にきっちりとした位置づけをしながら進めてまいりたいと思つておりますけれども、新しい若い船員さんを社会に送り出すという意味で、現在、私どもとしては、どうしても上級学校に進学するケースがある程度あつて社会に出る就職率が少し落ちる中学校卒業者対象の本科というのがございます。これから教育の重点を、海運関連企業への就職率八五%を超えている高等学校卒業生を対象とした専修科ここに養成の主体をこれから移してまいりたいというふうに思つております。

あわせて、生徒、学生の就職につきまして、無料船員職業紹介所の届け出をこの学校で平成十七年四月に実施をいたしました。卒業生を含めた学生、生徒に対するきめ細かな就職指導を行つてまいりまして、生徒に対するきめ細かな就職指導を行つてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

また、あわせまして、外國人パイロットの採用を促進するための環境整備でありますとか、六十歳以上の、船員就業フェアといつたような、国としても就職の促進とか、総合的な対策を打つていただきたい、このように思つておるところです。

また、あわせまして、それだけだと足らないものですから、外國人パイロットの採用を促進するための環境整備でありますとか、六十歳以上の、加齢乗員と言つておりますけれども、これの採用の促進とか、総合的な対策を打つていただきたい、このように思つておるところです。

また、あわせまして、それだけだと足らないものですが、飛行機の安全な運航には、もちろん、先ほど来申し上げましたように、操縦士だけでなく整備士もまたその質と量を確保することも基幹的要員の安定供給を図ることを頑張つてまいりたいと思つておりますし、大手航空会社が自社養成もしておりますけれども、それに対するお手伝いをする、航空大学校のノウハウなんかも提供しております。

○北村(茂)委員 飛行機の安全な運航には、もちろん、先ほど来申し上げましたように、操縦士だけでなく整備士もまたその質と量を確保することも大切だと思います。

私の地元の整備士の学校の卒業式に伺いましたら、就職率は一〇〇%だ、同時に、まだ足りない、どうしてもっと欲しいというような関係者からの需要が非常にあるということを言つておられます。すなわち、その裏返しで言うなら、整備士もまた養成が必要に追いついていないのではないかということを考えるのでけれども、この整備士養成に対する当局の認識はいかがでしょうか。

○岩崎政府参考人 整備士もパイロットと同様の需要がございまして、今、日本のエアライン、大体一人弱ぐらいの整備士がおられるんですねけれども、地方空港においてもその整備が進み、あるいは、国内線だけではなくて外国とのチャーター等がどんどん進んでいるという状況

経営者の安全運航にかかる姿勢ということが言われているわけであります。とりわけその中でパイロットに限つて伺いたいと思います。

これまで先ほどと同じように、パイロットの世界においても、いわゆる団塊の世代の大量離職が余儀なくされるということを言われているわけであります。このことに対するどのようないくつかの対応をされても、いわゆる団塊の世代の大量離職が余儀なくされるということを言つておきたいと思います。

○岩崎政府参考人 先生御指摘のとおり、パイロット、二〇〇七年ごろから毎年二百五十人から三百人ぐらいが退職していく、こんな予定になつております。それから、あわせて、今羽田空港の拡張を進めておりますけれども、そうした空港が拡張されること、あるいは中国等アジア路線が非常に好調なこと等から、パイロットの需要といふのは今後ますます伸びていくんだろうと思つております。

したがつて、パイロットの養成をしていくといふのが課題でございます。私ども、航空大学校で培いましたノウハウ、あるいは教材を開発、提供する、訓練指導者の研修を行う、こんなことで協力してまいりたい、このように思つておるところです。

そこで、それに対応するためには、今回の独立行政法人航空大学校の役割は、その中でどんな役割を果たしていくのか、あるいはいこうとしているのか、伺いたいと思います。

○岩崎政府参考人 航空大学校で基幹的なパイ

うことは当然だと思います。

そこで、それに対応するためには、今回の独立行政法人航空大学校の役割は、その中でどんな役割を果たしていくのか、あるいはいこうとしているのか、伺いたいと思います。

○岩崎政府参考人 航空大学校で基幹的なパイロットの供給をしていくというのがまず第一だらうと思つております。それについて頑張つていいいるのか、伺いたいと思います。

それから、繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように、航空大学校だけではなくて、自社養成あるいは民間の航空機操縦士養成機関、これを育てていくかと思つております。そのためには、航空大学校で長年教育をやっておりまますので、民間でやられる場合には、航空大학교で培いましたノウハウ、あるいは教材を開発、提供する、訓練指導者の研修を行う、こんなことで協力してまいりたい、このように思つておるところです。

○北村(茂)委員 パイロット需要が着実に伸びてやつていく、そんなことを考えておるところです。

で整備士なんかも必要になつてゐる、こういう状況でございます。

先生御指摘の航空専門学校、ここが整備士の供給源でございます。大きな役割を果たしていただき充実するよう協力してまいりたいと思つております。今、具体的に申しますと、航空専門学校では小型機を用いた基礎的教育、これをやつておられますけれども、即戦力となるような大型機の整備に対応した教育課程を設けるといったことを目標に、エアライン等々とも一緒になりながら勉強しているところでございます。

○北村(茂)委員 もう時間がありませんので、ありがとうございました、最後に一言だけつけ加えさせていただきたいと思います。

それは、地方空港が今悩んでいる問題で、台湾、韓国あるいは東南アジアからのチャーターがどんどん入ってきております。しかし、それに対する心配を強く望んでいるわけではありませんが、関係当局はなかなかこれに対応していましただけないのが実態であります。CIQの整備等についても関係当局と連携をして大いに地方の声にこたえていただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○林委員長 大臣が参議院の予算委員会からこちらに向かつておりまして、もう間もなく到着いたします。それまでこのまま少しお待ちいただけますと存じます。もう間もなく到着の予定です。

〔速記中止〕

○林委員長 速記を起こしてください。

○林委員長 土地交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として国土

検査院事務総局次長石野秀君及び会計検査院事務総局第四局長帆刈信一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○林委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。

○長妻委員 本日は、質疑の機会を与えていただきましてありがとうございます。端的にお答えをいただければ

ばと思います。

先ほども整備士のお話がございましたけれども、スカイマークエアラインズの問題でございま

す。羽田から徳島線などを飛ぶボーイング76

7-300ER型機、これが、メーカーが定めた修理期限を九ヶ月も超過して飛んでいた、こうい

うような話でけれども、これは発見をしたの

は、初め国交省が発見をされたんですか。いつごろですか。

○北側国務大臣 スカイマーク社の方で、そのこと、事実を知った、知つて公表したということです。

○長妻委員 これは国交省が知つたのはいつでござりますか。

○北側国務大臣 スカイマーク社の方から国交省の方に三月十日の日に報告があつたというふうに聞いております。

○長妻委員 これは三月十日、報告があつて、公示はされましたか。なぜされなかつたんですか。

○北側国務大臣 事実関係を確認の上で、昨日、公表したといふことです。

きょうからその飛行機を飛ばすんだ、こういうふうに聞いております。うに聞いておりますけれども、そういうことでよろしいんですか。

○北側国務大臣 突然の御質問でございます。で、そのことについては、きょう、修理された飛行機が飛ぶかどうかについては確認をしておりませんが、確認をいたしまして御報告申し上げます。

○長妻委員 これは国交省としては、修理が終われば、例えば、仮にきょう再開をするということもあり得るというか、修理を終わればもう飛んでいいんだ、こういうお立場であるわけでございますか。

○北側国務大臣 今回のスカイマーク社の修理をすることを九ヶ月放置しておつた、これは極めて遺憾なことでございまして、本日、文書で厳重注意をさせていただきますし、今後、立入検査等を通じて厳しく監視、監督をさせていただきますが、私が聞いているところでは、機体そのものに何か安全性に支障があるという状況ではないといふふうに聞いております。

○長妻委員 これは、ついこの前、運輸の安全の法案が議論されたばかりでございまして、やはり国交省に三月十日にそういう連絡があつた際には速やかに公表していただきとすることが議論されたばかりであります。

そして、今大臣は、何か安全性に重大な支障はないような御発言がありましたけれども、しかし、そうでないというふうに判断している専門家もあるようございますので、万が一きょう再開するということは私はちょっと首をかしげるわけですねけれども、大臣、仮にきょうあした、例えば今週再開ということ、これは国交省としては認められないわけでありますか、認められるわけですか。

○北側国務大臣 大事なことは、その機体に安全性がきちんと確保されているかどうかというところが一番問題でございまして、そのところが確実なわけでありますか、認められるわけです。

題ないというふうに考えております。

○長妻委員 でも、いかにもそんな短期間の修理で、そして国交省はメーカーが定めた修理期限を九ヶ月超過している、こういうふうに指摘をしているにもかわらず、スカイマークエアラインズは、いや、九ヶ月じゃないんだ、その指摘は当たらぬんだ、こういうような反論をしているやに聞いているんですが、こういうことなんですか。

○北側国務大臣 そのような事実は聞いておりません。

○長妻委員 そうすると、スカイマークエアラインズは修理期限を九ヶ月超過しました、申しわけない、こういう立場ということでよろしいわけですか。

○北側国務大臣 そのように認識しております。

○長妻委員 これはきちつと、ほかの航空会社も含めまして、亀裂というか、車がぶつかった跡の修理の状況ということで、飛行機というのは、言うまでもなく、ちょっとした亀裂が大惨事につながるというのは、過去の事故を見てもこれはもう当たり前の話でございますので、また、初動が遅いし、その後の対応、いつ再開するのかも御存じない、あるいは修理がいつ始まったのかも御存じないというようなことでは、あとは安全が確認されればもう自由にやつていいですよということでは、国土交通省としていかがなものかというふうに私は考えておりますので、ぜひ大臣、きちつと対応いただきたいと思います。

そして、もう一つのテーマといたしましては、先日も質問させていただきましたけれども、耐震偽装問題に関しまして、四つの計算方式がある、ただ、ある程度ボリュームのは二つの計算方式で、許容力度等計算、これは Q_u / Q_{un} 、保有水平耐力の比率というようなもの、もう一つが限界耐力計算、こういう法律で認められた二つの計算式があつて、この計算の方法によつて耐震性が全然違つてくる、こういう混乱を今非常に来し

ている状況ではないかと思います。

新宿区が再検証した姉歯偽造マンション、新宿にあるマンションは、許容応力度の計算では○・八五で、法律的にはだめだ、基準を満たしていないということになつたものの、限界耐力計算では

一・二以上になつたということをございますけれども、国交省としては、限界耐力計算で一・二以上になつたからこれはもう問題ない物件だ、こういう認識でよろしいですか。

○北側国務大臣 建築基準法上は許容応力度計算と限界耐力計算、いずれを使って構わないわけでもございまして、いずれを使って構わない。今おつしやつた新宿の件については、限界耐力計算で再計算をしたら基準を上回っておつたということでございますので、その時点で適法ということに判断されると思います。

○長妻委員 新宿区が万一のことも考えて念のために限界耐力計算をして一・二になつた。これ、もし計算をしないで○・八五のままであれば補強工事ということで、コストも全く変わってくると

いうことで、そうしますと、これは○・八五がクリアされたわけですけれども、姉歯偽造マンションで○・七以上の物件というのは十二件以上あるというふうに国交省から聞いておりますけれども、この十二件に関しては仮に限界耐力計算をすれば一以上になる可能性もあるわけで、これは限界耐力計算をして検証をさせる、こういうことでございますか。

○北側国務大臣 それは、一つは所有者の御判断であつたり、また特定行政庁の判断であつたりと、いうことになるかと思います。

○長妻委員 そうしますと、今度は許容応力度計算で○・五未満になつたもの、これは取り壊しかけ建てかえというスキームに入るという国交省の見解でありますけれども、そうすると、○・五未満のものも限界耐力計算で、自由に任せることですから、限界耐力計算をして仮に○・五以上になればこれは取り壊しスキームから外れる、こういうことでございますか。

○北側国務大臣

そのようには考えておりません。支援スキームは、許容応力度計算で○・五以下の場合に総合的な支援スキームをつくったでございまして、そういう許容応力度計算、Q_u/Q_u_nということで、○・五以下であると

いうことが一つの要件となつてあるところでございます。

○長妻委員 これは委員の皆さんも聞いていただいて、どういうふうに感じられるか。

つまり、大臣は、法的に認められた二つの計算方式がある、これはどちらの計算を使うのも自由であります、法律的に基準をクリアしていればどちらの計算式でもいいんですよというお話をあつたわけでありますけれども、ただ、取り壊しの○・五未満という○・五は、片方の許容応力度の計算だけを認める、限界耐力計算では認めませんと。そこが専門家の皆さんも含めて納得されない方が多いわけですね。これは余りに強引というか、何か議論なしにやられたような感じがする。

ここら辺、委員も納得するような説明をいたしました。それが専門家の皆さんも含めて納得されない方が多いわけですね。これは余りに強引というか、何か議論なしにやられたような感じがする。

○北側国務大臣 許容応力度計算で○・五以下の建物というのは、これは危険な建物であるというふうに考えております、危険な建物だと。震度五強以上で倒壊するおそれがあるという点においては、この許容応力度計算○・五以下の場合にはそのように当たるというふうに判断しております。仮にこれを限界耐力計算で再計算しても、その危険性には変わりはないというふうに私どもは判断しております。

○長妻委員 いや、今の説明で、これは普通の方はわからないというか、納得できないと思いますよ。

そうしたら、ちょっとかなり具体的にお話を聞きますと、国交省が言うその許容応力度計算、それがどういう趣旨で……(長妻委員)「限界耐力法ですよ」と呼ぶ)限界耐力法でしょ。だから、全然、そういう意味では、保有水平耐力と限界とは全く計算方法がやり方が違うわけです。基準が違うわけです。そのところを御理解いただきたいということなんです。

先ほどおつしやつてある○・七とかという趣旨がどういう御趣旨で……(長妻委員)「限界耐力法ですよ」と呼ぶ)限界耐力法でしょ。だから、全然、そういう意味では、保有水平耐力と限界とは全く計算方法がやり方が違うわけです。基準が違うわけです。そのところを御理解いただきたいということなんです。

○長妻委員 いや、だから大臣、ちょっと大臣、お役人と話されないでよく聞いてください。

先ほどの新宿の例なんです。では、新宿の例はどうなのかという話なんです。新宿は○・八五、保有水平耐力で、比率で○・八五だつたんです。これはもう補強しろ、こういうことになつたわけです。法律違反だとなつたわけです。ところが、これに関しては限界耐力計算してもいいと国交省は言つてゐるわけですね。それで一・二になつた。では、修理しないでこれはクリアです、何にもしないでいいです、こうなつたわけです。

では、何で○・五のところ、取り壊しのところだけ限界耐力計算を認めないのかと。これは、大

一応念のため、どなたかがこの○・四の物件を限界耐力計算で計算したら○・七になつたと。そうちましたら、これは○・七でありますから、○・七でも取り壊しということになるわけでございま

すか。

○北側国務大臣 おつしやつてあるその○・七とかというのは、これは保有水平耐力の数値なんか、よく私には理解できないんですが、Q_u/Q_u_nというものは、これは保有水平耐力の数値なんかというのはどういう趣旨でおつしやつているのか、よく私には理解できません。そこでございまして、そういう許容応力度計算、Q_u/Q_u_nということで、○・五以下であると

速記とめてください。

○林委員長 では、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北側大臣

これは必要であれば専門家の、事務局の方から説明させますけれども、Q_u/Q_u_nなんです。Q_u/Q_u_n、必要保有水平耐力なんです。これを、先ほど来委員もおつしやつておる保有水平耐力という計算方法で申し上げてあるところでござります。これが○・五未満の場合に、これはやはり危険なマンションである、危険な建物であるという認識には変わっておりません。

○長妻委員 いや、大臣はちょっとまだ理解していませんですね。大臣、ちょっと、これは重要なことですから、ちゃんと腹に落ちるように御理解いただきたいんです。

今申し上げたのは、もう一回言いますよ、大臣、例えば○・四、許容応力度等計算、わかつていますよ、保有水平耐力の比率というのは。この許容応力度の計算で○・四が出た場合は、これはもう取り壊し、こういうことは決まっているわけですね。

ところが、では、○・四の物件を、念のためには、そのオーナーさんでも居住者の方でもいいでありますけれども、この限界耐力計算で調べてみようとしてね。そこで調べたら、○・七になつた。○・七になつた、限界耐力計算で。こういうことはよくあります。そうした場合でも、○・七でも、これは取り壊しということになるということなんですか。

○北側国務大臣 そういうふうに判断しております。先ほどおつしやつてある○・七とかという趣旨がどういう御趣旨で……(長妻委員)「限界耐力法ですよ」と呼ぶ)限界耐力法でしょ。だから、全然、そういう意味では、保有水平耐力と限界とは全く計算方法がやり方が違うわけです。基準が違うわけです。そのところを御理解いただきたいということなんです。

○長妻委員 いや、だから大臣、ちょっと大臣、お役人と話されないでよく聞いてください。

先ほどの新宿の例なんです。では、新宿の例はどうなのかという話なんです。新宿は○・八五、保有水平耐力で、比率で○・八五だつたんです。これはもう補強しろ、こういうことになつたわけです。法律違反だとなつたわけです。ところが、これに関しては限界耐力計算してもいいと国交省は言つてゐるわけですね。それで一・二になつた。では、修理しないでこれはクリアです、何にもしないでいいです、こうなつたわけです。

では、何で○・五のところ、取り壊しのところだけ限界耐力計算を認めないのかと。これは、大

なつて総合的な支援策が発動されるということです

ございます。

○長妻委員 ちょっととめてください、速記。聞こえないですか、質問が聞こえないですか。

聞こえます。

○林委員長 では、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○北側国務大臣

これは必要であれば専門家の、事務局の方から説明させますけれども、Q_u/Q_u_n、必要保有水平耐力なんです。これを、先ほど来委員もおつしやつておる保有水平耐力という計算方法で申し上げてあるところでござります。これが○・五未満の場合に、これはやはり危険なマンションである、危険な建物であるという認識には変わつておりません。

○長妻委員 いや、大臣はちょっとまだ理解していませんですね。大臣、ちょっと、これは重要なことですから、ちゃんと腹に落ちるように御理解してください。

○北側大臣

これは必要であれば専門家の、事務局の方から説明させますけれども、Q_u/Q_u_n、必要保有水平耐力なんです。これを、先ほど来委員もおつしやつておる保有水平耐力という計算方法で申し上げてあるところでござります。これが○・五未満の場合に、これはやはり危険なマンションである、危険な建物であるという認識には変わつておりません。

○長妻委員 いや、だから大臣、ちょっと大臣、お役人と話されないでよく聞いてください。

先ほどの新宿の例なんです。では、新宿の例はどうなのかという話なんです。新宿は○・八五、保有水平耐力で、比率で○・八五だつたんです。これはもう補強しろ、こういうことになつたわけです。法律違反だとなつたわけです。ところが、これに関しては限界耐力計算してもいいと国交省は言つてゐるわけですね。それで一・二になつた。では、修理しないでこれはクリアです、何にもしないでいいです、こうなつたわけです。

では、何で○・五のところ、取り壊しのところだけ限界耐力計算を認めないのかと。これは、大

臣、わかりますよね。

○北側国務大臣 なぜ保有水平耐力で○・五未満にしたかとなんですかとも聞いてください。

要件の一つとして、なぜ保有水平耐力が○・五未満のものを対象にしたのかと云うところは、保有水平耐力で○・五未満のものについては、分譲マンション、こういう分譲マンションによる対応が困難だと云うふうに考えたわけ耐力が○・五未満の場合といふうに考えたわけでございます。

○長妻委員 それでは、一以下の場合は補修ですけれども、では、一以下の場合は、この限界耐力計算で違う数値が出たとしても、何でそれは改修しないでいいんですか。許容応力度で○・八五が出了場合、何でこれはクリアになっちゃうですか。そっちの方を教えてください。

○北側国務大臣 まず、前者のお話は、我々の総合的な支援策を実はさせていただきました。その支援策が適用になる要件は何なのかということの話です。それはいいでしようか。

総合支援策の要件の一つとして、保有水平耐力が○・五未満であると、なぜ○・五未満にしましたか。よく聞いてくださいよ。なぜ○・五未満にしましたかという点については、保有水平耐力で○・五未満であるならば……(長妻委員「いや、だから大臣、一のところですよ、一の」と呼ぶ)よく聞いてください。最後まで。○・五未満の場合には、耐震……(長妻委員「いや、さつきから何回同じことをしゃべっているんですか。何回同じ答弁しているんですか。一のところを言っているんですけどら」と呼ぶ)

○林委員長 御静粛に。御静粛に。

○北側国務大臣 聞いてください、最後まで。ちょっと、最後まで私の話を聞いてから、異論があつたら言ってくださいよ。(発言する者あり)

○林委員長 答弁中です。御静粛に願います。

(長妻委員「では、次とめますよ、これ」と呼ぶ)

○北側国務大臣 よくあなたも聞いてください、よ

私の話を。(発言する者あり)聞いてください、よ

く、もう一遍。

我々の基準は、総合支援策の基準というものは、

大事なことは、大事なことは耐震改修による対応が可能かどうかなんですね。耐震改修による対応が可能かどうかなんですね。それが困難であるから、そういう建てるかえを前提とする支援策をつくったわけですが可能かどうかなんですね。それが困難であるから、そういう

建てるかえを前提とする支援策をつくったわけですが可能かどうかなんですね。これが平成十二年に導入された方法で、構造安全性を検証するために、保有水平耐力計算でなければいけないとなつていいわけなんですね。これが建築基準法上では、そのう耐震改修による対応は困難とい

ふうに我々は判断しているわけです。後者の話は、建築基準法上、現行の建築基準法

上は、この耐震度については、保有水平耐力でもいいし、そしてまたその他の決められた方法でもいい、それがクリアされているならば、建築基準法上は適法になるという判断になるわけでございます。

後者の話は、建築基準法上、現行の建築基準法

で、それで基準を上回るならば適法、建築基準法は適法というふうに判断をされるわけでございます。

○長妻委員 いや、大臣、ちょっと大臣、いいですか。ちょっとととめてください。これ、大臣、聞

いていいない。

大臣、いいですか。さつき質問した質問に答えていただきたいんですよ。一です。一の話です、○・五じやなくて、今、先ほど申し上げたよう

に、一の話をしているんです。例えば、新宿の事例が出たわけですから、○・八五という保有水平耐力の比率ですね。それが限界耐力計算では一・五未満であるならば、二になつた。○・八五から一・二になつて、それで補修が必要となるの判断は許容応力度計算だけじゃなくて限界耐力計算でもいいんだという

ことで一・二、本来は保有水平耐力では○・八五のところを一・二になつて補修が要らなくなつた。補修の判断ではそれを使えるわけですね。そこがわからないところなんです。

何で一のところ、補修の分かれ目では二つの計算ができるのかという、そのところです。私は、こういう保有水平耐力を使って○・五未満の場合は、こういう保有水平耐力を使って○・五未満の場合には耐震改修による対応は困難だというふうに我々は判断して、そこを基準にして総合的な支援策をつくらせていただいているわけでござります。

今は危険なマンションについての支援策どうこう

という話じやありません。

今委員のおっしゃっているのは、建築基準法上の問題としてどうなれば適法で、どうなれば適法でないのかという基準といったしましては、ここは、建築基準法は、おっしゃっている保有水平耐力計算でなければいけないとなつていいわけなんですね。これが平成十二年に導入された方法で、構造安全性を検証するために、保有水平耐力計算だけではなくて限界耐力計算でもいいです

よ、こういうふうな制度の見直しがなされているわけです。それによつて、どちらでも採用して、それで基準を上回るならば適法、建築基準法は適法というふうに判断をされるわけでございます。

○長妻委員 今の大臣の御答弁というのは、法律

上適法か適法じゃないか、この判断は二つの計算式を使つていい、ただ、建てかえ支援、そういう新たな政策決定では一つの、許容応力度しか使つちゃいかぬ、こういう御答弁、その整合性というのには、ちょっと私は科学的ではないような気がするわけでありますけれども。

そうしましたら、例えば、限界耐力計算でもと建てられた建物がありますね、マンション。

限界耐力計算でもともと建てられた建物があつて、これが例えば、実際に○・七とか、限界耐力計

算で建てられた建物も、もし今後出てきた場合、

許容応力度で再度はかつて○・五以下であれば、これは取り壊す、今後もそういうことでいいわけですね。

○北側国務大臣 その点を先ほどから申し上げて

いるわけでございます。

私は、保有水平耐力で○・五未満の場合には、

こういう保有水平耐力を使って○・五未満の

場合には耐震改修による対応は困難だというふうな趣旨だから申し上げているんです。(長妻委員「いいいや、違いますよ。協会の話を聞いていましたよ」と呼ぶ)

○林委員長 これは、先般の中間報告の中でも、この限界耐力計算……(長妻委員「いやいや、聞いているのは技術者協会の話ですよ」と呼ぶ)いや、同じような趣旨だから申し上げているんです。(長妻委員「いいいや、違いますよ。協会の話を聞いていましたよ」と呼ぶ)

○長妻委員 これはやはり、許容応力度等の計算と限界耐力計算が、国民の皆さんの中でも、何か非常に混乱を来しているんではないかというふうに考えておりまして、例えば許容応力度計算であればそれに統一するとか、あるいは二つを混在するのあればもつと整理をするというようなことが必要ではないのか。新宿のマンションが建てかえが必要であつたり、ある計算では建てかえが

必要でなかつたり、これは日本建築構造技術者協会というのが計算方法で国交省に何か申し入れをされたと聞いていますんですが、どんな申し入れがありましたですか。

○北側国務大臣 まず、これはなぜそういう限界耐力計算というのが導入されたかというのは、委員もよく御承知なんでしょうけれども、性能規格化をしていく中で、これは技術もどんどんどんどん発達してきます。そういう中で、耐震度の計算方法についても、たくさんコストをかけ時間もかかるかもしれないけれども、より精度なり方でそういうものが開発をされてきて、この限界耐力計算についても、平成十二年から導入を認めているわけでございます。そういう意味でいろいろな基準というのが出てくる。保有水平耐力計算の方は、昔からある、割と簡単な方法での計算方法ということでございます。こういう両方の方法があるんだと。

そして、今委員のおっしゃったのは、限界耐力計算にもいろいろ問題があるんではないのかといふお話をされました。これについては、今社会資本整備審議会で、再発防止に向けての制度の見直しについて御議論をしていただいているところでございますが、先般の中間報告の中でも、この限界耐力計算……(長妻委員「いやいや、聞いているのは技術者協会の話ですよ」と呼ぶ)いや、同じよ

○北側國務大臣 だったら、長妻委員、一応、だ

から、私の答弁を全部聞いてください、最後まで。（長妻委員「いや、だから、協会の話に限定してください」と呼ぶ）最後まで聞いていただいて、不備だったら、またおっしゃってくださいよ。

○林委員長 どうぞ、大臣、答弁続けてください。

○北側國務大臣

この中間報告の中で……（長妻委員「中間報告なんか聞いていないです」と呼ぶ）聞いていないって、私が答弁しているんだから、最後まで聞いてください。「構造計算書が適切に作成され、偽装の防止にも資することを目的とした構造計算書の内容に係るガイドラインを作成すべきである。その際、当該ガイドラインでは、構造設計の方針、構造計算プログラムの適用範囲内であることを判断するチェックリスト、入力内容に関する考え方等について、構造計算書の内容に含めることとすべき」。これは何を言っているかといいますと、限界耐力計算の適用についてきちんと要件を明確化していくましょ、こういう考え方を入れていただいているわけでございます。

これについて、先ほどおっしゃったような団体の方々、専門家の方々から同じような趣旨の要請があつたというところでございます。

○長妻委員 いや、本当に大臣、ちょっとお答えいただきたいんですけど、日本建築構造技術者協会は、限界耐力計算は問題点が多くて推奨すべきでない、こういう意見書を国交省に持ってきたんじゃないんですか。

○北側國務大臣

ですから、平成十二年に新しく導入された手法でございます。したがつて、この限界耐力計算については、よく慎重に検討してもらいたいという趣旨の申し入れがあったことはそのおりでございます。それは、先ほど私が申し上げた社会資本整備審議会の中間報告の中でも、同じような問題意識を持つて書かれているところでございます。

○長妻委員 今お話をございましたけれども、非常にこれは問題点はあるんです。これ、大臣、全

くクリアになつてているというふうに御認識なさら

ないようになりますが、いろいろ問題点がありますので、これは引き続き同僚議員も含めて質疑をしてまいりたいと思いますので、きちんと整理をしていただきたいと思います。

そしてもう一つ、会計検査院の問題でございます。

国土交通省の担当分野というのは大変広くて、公共事業も含めてたくさんございまして、会計検査院のチェックというのが欠かせないと思うわけ

ですけれども、委員にお配りを申し上げたこのページの資料でございますが、会計検査院の職員が、幹部職員ですね、幹部職員が、平成十一年八月から十七年八月まで、十五人の幹部職員が検査対象に天下つていたという事実がございまして、国土交通省所管の団体にも、当時の名前でけれども、運輸施設整備事業団、都市基盤整備公団、新東京国際空港公団にも天下つているということをございます。

しかも、四人の会計検査院の天下りの方は、会

計検査院現役時代にその団体の検査を担当したと

いう方も四人おられます。自分が検査に入ったところに天下つっている、こういうことがあるわけでございまして、この天下りした御本人の方

をお伺いしても七代目だということでございまして、ここで申し上げたわけでございますので、

ただかたいというふうに思います。

○長妻委員 これは、昨日会計検査院の御担当者をお呼びしたときに、七代目だ、こういうお話を

ござります。そして、この天下りした御本人の方にお伺いしても七代目だということでございまして、ここで申し上げたわけでございますので、

きちっと調べていただきたい。

そうしますと、現在の天下つている方も含め

て、過去の方も含めて、これは大臣の承認が要る役職になるわけですか。

○石野会計検査院当局者 民営化してからは人事院の承認が要るということになつたというふうに承知しております。

○長妻委員 民営化前は担当、国土交通あるいは運輸大臣の承認が要るんですか。

○石野会計検査院当局者 民営化以前はそういう人事院の承認等は要らないというふうに承知しております。

○長妻委員 いや、だから、大臣の承認は要るんですか。

○石野会計検査院当局者 特に大臣の許可をもらうということにはなつておらないというふうに承認しております。

○長妻委員 この方は、天下られたのが平成十四年七月一日でございまして、それまでは会計検査院で事務総長官房研修官で退職された。平成四年の四月から平成六年の十一月まで上席調査官運

りでございます。

会計検査院に聞きますと、この空港公団への天下りというのは、今天下つておられる方で七代目だということなんです。ずっと引き継がれて七代目になつてているということでございます。

も、これは間違いですか。

○石野会計検査院当局者 お答えします。

今お示しの者が当時の新東京国際空港公団に

行つておる、再就職しておるということは事実でござりますが、七代続いているかどうかというこ

とは、今、突然の御質問で我々ちょっと確認できませんので、後ほど確認しましてお答えさせてい

ただかたいというふうに思います。

○長妻委員 これは昨日会計検査院の御担当者

をお呼びしたときに、七代目だ、こういうお話を

ござります。そして、この天下りした御本人の方

にお伺いしても七代目だということでございまして、ここで申し上げたわけでございますので、

きちっと調べていただきたい。

そうしますと、現在の天下つている方も含め

て、過去の方も含めて、これは大臣の承認が要る役職になるわけですか。

○石野会計検査院当局者 民営化してからは人事院の承認が要るということになつたというふうに承知しております。

○長妻委員 民営化前は担当、国土交通あるいは運輸大臣の承認が要るんですか。

○石野会計検査院当局者 会計検査院の職員の再就職につきましては、長年そこで培われました知識と経験を生かし得るということが非常に大事だと考えておりまして、その再就職先の会計経理の適正化ですか、あるいは内部監査の充実に寄与するということは重要なことであるというふうに考えております。そして、今お話しの職員についても、細部、詳細は承知しておりませんけれども、そういうふうに理解しております。

○長妻委員 当時の都市基盤整備公団、そこに下られた方もこの検査に行つたことがあるとい

うことありますけれども、今の空港公団の例な

ど、では、現役時代、その団体の会計検査を担当

輪担当副長を会計検査院でやられていました。空港公

团本社に二回立入検査をした、成田の現地には二回立入検査、合計四回立入検査をしたと。

今現在天下つておられて丸四年目でございますけれども、検査院の人が検査に来るときはあいさつに出るんだ、検査員が原課、つまり担当課で検

査しているときはその方がそこに立ち会う、検査院に後日公団の職員が、現在では株式会社ですけれども、職員が呼ばれたときはその日程調整もするんだ、こういうようなことを言われておられる

わけでございまして、この団体が官製談合で逮捕者まで出る。この方は、歴代の天下りの方は内部監査を担当する、そしてコンプライアンスも担当する、こういうセクションに歴代配属されたといふことがあります。

これは、非常に癪着の疑いを持たれても仕方のないような人事ではないかというふうに思うのでござりますけれども、会計検査院としてはいかがですか。

○石野会計検査院当局者 会計検査院の職員の再就職につきましては、長年そこで培われました知識と経験を生かし得るということが非常に大事だと考えておりまして、その再就職先の会計経理の適正化ですか、あるいは内部監査の充実に寄与するということは重要なことであるというふうに考えております。そして、今お話しの職員についても、細部、詳細は承知しておりませんけれども、そういうふうに理解しております。

○長妻委員 この方は、天下られたのが平成十四年七月一日でございまして、それまでは会計検査院で事務総長官房研修官で退職された。平成四年の四月から平成六年の十一月まで上席調査官運

りでございます。

会計検査院に聞きますと、この空港公団への天下りというのは、今天下つておられる方で七代目だということなんです。ずっと引き継がれて七代目になつているということでございます。

も、これは間違いですか。

○石野会計検査院当局者 先ほど御答弁申し上げましたように、その知識と経験を生かして、当該再就職先の会計経理の適正化等、内部監査等に寄

がやならぬやいのないだけれども、人手がないということでこの天下り団体に投げて、天下り団体はまた民間に丸投げではないかという疑いもあるよう形で投げて、そして民間の方が天下り団体に出向して、その方が現場で工事を見ておられる。

これは、ぜひ大臣、お調べいただきたいんです。が、こういう民間の公共事業の現場監督、監督補助の方々が見ている工事が、その民間の方の関係するような工事もあるのではないか。天下り団体に投げて、民間の方が現場監督補助をされる、そしてそこに倫理規定のような、きちんと癒着を防ぐような、なれ合いを防ぐような、きちんとした項目が本当にありますのかどうか疑問でありますので、こちらにも、大臣、調査をして対策を、あるいは倫理規定等、お考えございますか。

○北側國務大臣 御指摘でございますので、よく調べさせていただきたいというふうに思いますが、この公益法人も、業務のスリム化とか効率化は、当然これはしていかないといけないわけですね。そういう中で、補助的な業務については外部委託を活用しているというのは、これはある意味じゃ当然なんだろうと思うんです。

問題は、その外部委託したときに、今委員のおつしやったように、問題点がないかどうか、そこはよく調べさせていただきたいと思いますし、私が聞いているところでは、丸投げというふうな話ではないというふうに聞いているところでございます。

○長妻委員 この天下りも含めて、今の丸投げ、丸投げでないも含めまして、本当の情報が大臣に上がっているのかどうか、ぜひお役所の情報以外の情報もとつていただいて。押しつけ天下りというのはあるんです。公式見解では、政府は、一切ありません、すべての天下りは、向こうから要請してあるかもしれないこうした状況に対しても、国としてどのような対応をすべきかということを真摯に考えねばならない、このようなことをお伝えさせていただいたわけであります。

さて、この札幌の物件に関しまして、国土交通省は我々の税金、高い税金を

使って運営している組織でありますので、本当にお互いになれ合いにならないように措置をいただきたいたいと思います。

質問を終わります。

○林委員長 馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。

この国土交通委員会、差しかえでたびたび昨年より質問をさせていただいておりましたが、正式な委員としては初めての質問となります。

本日は一般質疑の機会をいただきました。私は、この一般質疑におきまして、耐震強度偽装問題についてのまだ明らかにされていない部

だきたいというふうに思います。

去る三月の七日でございます。耐震強度偽装問題に新たな事実が発覚をいたしました。新聞等の報道によつて、札幌のマンション三十三棟が二級建築士の手によって偽装が行われたということが報道がなされました。期日までに建築確認申請をたと当の建築士は述べておられます。

今までに耐震強度偽装問題につきましては、姉歯物件あるいは非姉歯物件と、一連の関係者がかかる强度偽装、構造計算書の偽装についてはたびたびこの委員会でも取り上げ、また、こうしたことに対する再発防止策、さらには被害者の救済ということについて、当委員会、政府としても真

に、偽装の事実関係と他の関与物件の把握、それらの耐震性についてJSCAに依頼するなどの調査が開始された。そして、二月の七日であります

が、市から道の方に第一報の連絡があつたとい

うことあります。二月の八日には、札幌市が確認

検査機関 ER-I ですね、そして建築主、設計事務所から状況聴取をして、その上で、国土交通省

がこの事実を確認したのは十日ということでお聞

きをしております。

さて、これは事実関係の確認で、端的にお答え

しておきます。この札幌の物件に関しまして、国土

省としてどのような把握をされているかということもついてお尋ねをさせてもらいました。国土交通省は、この住宅性能評価機関に、直ちに札幌市に連絡すること、それから事柄の詳細な調査をして報告することを指示いたしました。

これによりますと、新聞報道とほぼ一致するわ

けであります。二月の六日月曜日に、札幌市内のマンションの建築主が、自社物件の検証をJSCAに依頼していたところ、構造計算書に疑義が

生じて、下請の構造設計者から偽装を行つた旨の発言があつたとして、民間の確認検査機関、これ

は既に札幌市からも公表されておりますが、日本ER-I でございます、日本ER-I から札幌市に對して第一報があつた。

札幌市としては、元請事務所や、そしてこの建築士は二級建築士の浅沼さんという方です、浅沼建築士に事情聴取。この日以降に、札幌市によ

り、偽装の事実関係と他の関与物件の把握、それらの耐震性についてJSCAに依頼するなどの調査が開始された。そして、二月の七日であります

が、市から道の方に第一報の連絡があつたとい

うことあります。二月の八日には、札幌市が確認

検査機関 ER-I ですね、そして建築主、設計事務所から状況聴取をして、その上で、国土交通省

がこの事実を確認したのは十日ということでお聞

きをしております。

さて、これは事実関係の確認で、端的にお答え

しておきます。この札幌の物件に関しまして、国土

交通省は、札幌市の都市局建築指導部の建

築確認担当部長、この担当部長の方に直接お話を伺いました。この国交省のまとめのとおり、二月の六日、建築指導部長、別の方なんですね、別の方が、建築指導部長が電話を受けて、偽装の疑い、事実がありそうだということをお聞きになら

れた。そして、その日のうちに日本ER-I が来庁され、この建築確認担当部長と建築指導部長、お

方が日本ER-I から事情を聴取した。次に、元

請設計事務所と浅沼建築士も来庁して、どういうことなのか、どういう物件だ、いつからなんだ、

どれぐらいあるんだと。これは、姉歯建築士が偽

装を行つたという事が発覚したときとほぼ同様の対応であるかと思います。

早急にリストを出せ、このようにお話をされた

そうであります。そして、リストを出してほしい

ということで、翌日、この問題につきましては、確認担当部長の方から道の方に事実把握の連絡をされた。そして、二月の八日に、浅沼建築士が手書きなりなんなりでつくられたりストをお持ちになられたそうです。そして、その出てきたリストを見たところ、時系列でない、ランダムに並んでいたり、ある意味整理が十分なされていないということで、そこで札幌市としては、これをもう一度整理して、そして、何といつても構造計算書が必要ではないかということ、構造計算書があるものについてはそれも持ってきてくれということを指示を出して、その上で、この建築確認の担当部長から夕刻国交省の方に連絡をされた。このようないいと御説明をいただきました。

ただ、今のお話でありますと、国交省としては、二月の九日の段階で、違うルートでこの事実を確認した。そして、そのことを札幌市の方に伝えようとして電話をした際に、いや、今それにつけでは調査中ですという連絡を受けたという御説明になります。

ここは食い違つておりますが、もう一度確認をさせていただきます。これは札幌市の方から、今申し上げた担当部長の御説明では、るるこうした

経緯、二月の六日、七日、八日という経緯の中で十日に電話をしたんだということでお聞きをしましたが、国交省としてはそうではなくて、九日に

事前に把握をした上で、確認をした際にお聞きしました。これは食い違つているので、済みませんが、確認ですのでお願ひいたします。

○山本政府参考人 私どもの方の認識は、先ほど御説明したとおりの認識でございます。

○馬淵委員 国交省としては、今お話しいただいた、確認をした際に札幌市の方からお話を聞いた

方が後手に回つてしまつたということをここで申し上げるつもりはございませんが、やはり一体にこうした混乱というものが起きているという状況はある意味推察されます。ただ、国交省として、

姉歯問題が発覚してから、またさらには非姉歯物

件の問題が発覚してからも、こうした事実の把握というのは迅速に行わねばならないということは書きました。

予算委員会でも質疑をさせていただいた例の熊本での非姉歯物件の発覚の問題につきましても、あのとき予算委員会の席で私は確認をさせていた

ところもかわらず、数値に疑惑があるということをもたらすも一度検証させてほしいという報告があつたにもかかわらず、特定行政庁、熊本県、熊本市がそれをとつ

てかえられた。その上で、やはり問題ありますと

いうことで、調査中ということに変えられた。迅

速に、すぐに、偽装なしという公表をしている状

況では調査中に変えねばならなかつた。そのよう

に答弁もいたきました。

また、このような状況というのを国民の皆さん

方は注視されているわけですから、国交省としては丁寧な対応が必要だということも御答弁の中に

いただきましたが、今回、またもやこのような形で、食い違つてありますと、お話しいただいた

ことが事実であるとするならば、特定行政庁の対応というのがこれまで後手手といいますか、情

報の開示、透明度を高める、透明性を高めるとい

うことについては不十分な部分があるのではないかと私は思うわけであります、これについて、大臣、御意見をお聞かせいただけませんでしょうか。

○北側國務大臣 今回、札幌の方にも偽装問題が

出てきたということについては極めて遺憾である

と思っておりますし、これは委員も御承知のところ

、姉歯元建築士の関連の物件ではございません。木村建設、ヒューザー等々の物件じゃないん

ですね。全く違うところで偽装が札幌市の報告によりますと出たということでお聞きをしましたが、その後、三月九日付の中国新聞

では、少なくとも発注者側の、これは北電総合設

計といふところですか、当初から知つていたと語つておられる。浅沼建築士に下請を出し、二棟

のマンションで構造計算書の偽装が発覚した北電

総合設計は、二級建築士と知つていたが、しか

思つてございまして、しっかり特定行政庁と連携をとらせていただいて対応をしていかねばならないというふうに考えております。

○馬淵委員 今大臣からも、大変問題である、こういった対応は問題であるということの御答弁をいただきました。一たんは偽装なしという報告があつたにもかかわらず、特定行政庁にはしっかりと、それをもう一度検証させてほしいということを

と、情報開示というのは迅速が今一番肝要なんだと、国民の不安を増大させることなく、迅速な情報開示というものをするべきであるということを強くお伝えいただきたいというふうに思つてあります。

浅沼建築士は、今回の、期日までに確認検査を出さねばならないということを数値を入れかえたんだということについては、とりわけ御本人は、それでも耐震性については、耐震壁などを多用した設計であるがために、自分としては耐震性は信頼に足るんだ、信念だ、このようにおっしゃっています。しかし一方で、二級建築士であるというこのことは、これは構造計算の責任者とはなり得ない立場でいらっしゃる。

浅沼建築士のこうしたお話を伺うと、まだまだ実は、この国にあまたあるマンションあるいは建物、こうした中に、このような偽装、あるいは本人が偽装と認識せども、とりあえず自分は丈夫だと思つてゐるからいいんだというような感覚で出されているということも十分にあり得るわけあります。このような状況を踏まえて、やはりもっと厳しく実態の把握というものを行わねばならないと思われます。

とりわけ浅沼さんに関しては、さまざまな報道があるわけですが、当初、構造計算を委託した建築士が二級建築士とは知らなかつたんだ、このように元請設計はおつしやつてゐるというふうに報道されました。その後、三月九日付の中国新聞

で、今およそ半数ぐらいの物件が特定できました、今順次抽出しておられますし、四百件について、今順次抽出しておられます。この百三件については年度内を目途に再計算を終了させたいと考えておりますし、四百件についても、今順次抽出しておられます。

さて、今およそ半数ぐらいの物件が特定できまして、あと残りの二百件余りを用意して調査にかかりつていく、こういうふうなことを急ぐことになりました、きちんと既存の建築物ストックの安全性について検証していきます。

なお、既存マンションのサンプル調査につきましては、実地検査によりまして配筋とかコンクリート強度などについても検査することとしてお

ります。

○馬淵委員 これは予算委員会のときにも御説明

をいたしました。五百件ということで、うち七年度四百件ということで今御説明をいただきましたが、さて、まさに建築物ストック、あまたある建物、これは、では新耐震以降、全国にどれくらいあるかということは把握されていますか。

○山本政府参考人 ちょっと棟数ベースでは手元に数字を持ってきておりませんので、恐縮でござります。(馬淵委員)全く把握されていないんですか」と呼ぶ)おおよその推計値は持つておるんですが、ちょっと手元に持つてきておりません。(馬淵委員)推計値で結構ですよと呼ぶ)ちょっと手元に持つてきておりませんので、恐縮でござります。

○馬淵委員 昨日も私はお聞きをさせていただきたんですが、お聞きをしますよということで通告のときにはお話をさせていただいたんですけど、概数でも結構ですよということでお伝えをしたんですが、これは大変な数だと思います。この大変な数、これは把握されておられるということによろしいですか。もう一度確認しますが、把握はしているんだということによろしいですか。概数値でも結構ですから、把握をしているのかということの問

○山本政府参考人 今たまたま手元にあるものでちょっと申し上げますと、古い耐震基準でつくられたマンションの戸数が手元にございます。今我が国にあります住宅戸数は四千七百万戸ですが、戸建てが二千四百五十万戸、マンションが二千二百五十万戸でございます。そのうち、新耐震基準に適合していないものが千百五十万戸あるわけでございますが、うち戸建てが一千万戸、マンションが百五十万戸でございます。

○馬淵委員 概数で結構ということで今いただきましたが、つまり、新耐震以降、あまたあるマンション等々の建物でいいますと、今のお話ですと大変な数になりますね。新耐震、一千百五十万のうちマンション百五十万を除くということになりますから、一千百万ほどですか、のものが少なく

とも、マンション等々百戸になりますが、棟数ではございませんが現存する。こうした状況の中で、今五百件のサンプル調査を実施されているいます。(馬淵委員)結構で結構ですよと手元に持つてきておりませんので、恐縮でござります。

○馬淵委員 昨日も私はお聞きをさせていただきたんですが、お聞きをしますよということで通告のときにはお話をさせていたいたんですけど、概数でも結構ですよということをお伝えをしたんですが、これは大変な数だと思います。この大変な数、これは把握されておられるということによろしいですか。もう一度確認しますが、把握はしているんだということによろしいですか。概数値でも結構ですから、把握をしているのかということの問

○山本政府参考人 今たまたま手元にあるものでちょっと申し上げますと、古い耐震基準でつくられたマンションの戸数が手元にございます。今我が国にあります住宅戸数は四千七百万戸ですが、戸建てが二千四百五十万戸、マンションが二千二百五十万戸でございます。そのうち、新耐震基準に適合していないものが千百五十万戸あるわけでございますが、うち戸建てが一千万戸、マンションが百五十万戸でございます。

○馬淵委員 概数で結構ということで今いただきましたが、つまり、新耐震以降、あまたあるマンション等々の建物でいいますと、今のお話ですと大変な数になりますね。新耐震、一千百五十万のうちマンション百五十万を除くということになりますから、一千百万ほどですか、のものが少なく

ございます。たしかこの北海道の例はそういうことではなかったかというふうに聞いておるんですけども、そのデイベロッパーが調査している内容についても掌握をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○馬淵委員 おっしゃるとおり、特定行政庁や早々に、五十億の地域住宅交付金の住民救済の制度を使って、住民救済の方法を打ち上げられた。そして、この補正予算五十億の資金というものが予算承認、成立したわけであります。お金を出すということ、私はそのことは否定をいたしません。しかし、それよりも何よりも、国民、この国

のマンションやあるいはビル等の建物に住まわれる方々の心配を真っ先に取り除くのが責務ではないのか。それには、統計学上有意なサンプル数といふことなんでしょう。お答えいただけませんで結構です。今お話を伺ったその母数に対して、これで十分だ、五百件で十分だとお考えでしょうか。あるいは、どの程度の調査が必要だとお考えなんでしょうか。それとも、いや、何も考えていないというふうなことなんでしょう。お答えいただけませんで結構ですから、把握をしているのかということの問

○北側國務大臣 まず二点ほど申し上げたいと申しますが、今我々がやろうとしている五百件、特定行政庁でやっているところ、またデイベロッパーでやろうとしているところ、そうしたものについてしっかりと調査をして、できるだけ早く取りまとめをさせていただきたい、その結果を見てさらに判断をしていただきたいと考えております。

○馬淵委員 おっしゃるとおり、特定行政庁やデイベロッパーみずからがどういうこともございまして、これが、なぜすぐに行つて札幌市が国交省の方にお話ができるなかつたのか。私は決して、これを札幌市の担当の方が隠ぺいしようなど、あるいは怠慢だったなどとは思いません。いや、むしろ積極的に、どうやってこの事実を把握していくこうかということをされていたんだと思います。

しかししながら、この偽装の問題というの是非常に難しい。以前にも、私は大臣にもお尋ねをしました。何をもって偽装とするのかということの判断、これは、客観的判断は非常に難しい。だからこそ、特定行政庁にやだねているんだ、あるいは民間にやだねているんだという話ではなく、国が率先をしてこうしたサンプル調査なり、それこそ、どこに対してもうした判定をさせるべきかまでも踏み込むべきではないでしょうか。

○北側國務大臣 まずは、先ほど住宅局長が答弁しましたように、サンプル調査五百件についてま

とての、これはJSCAなのかどうかはわかりませんが、そうした指定も行いながら調査を行うけれども、そのデイベロッパーが調査している内容についても掌握をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○北側國務大臣 まず二点ほど申し上げたいと申しますが、今我々がやろうとしている五百件、特定行政庁でやっているところ、またデイベロッパーでやろうとしているところ、そうしたものについてしっかりと調査をして、できるだけ早く取りまとめをさせていただきたい、その結果を見てさらに判断をしていただきたいと考えております。

○北側國務大臣 まず二点ほど申し上げたいと申しますが、今我々がやろうとしている五百件、特定行政庁でやっているところ、またデイベロッパーでやろうとしているところ、そうしたものについてしっかりと調査をして、できるだけ早く取りまとめをさせていただきたい、その結果を見てさらに判断をしていただきたいと考えております。

○北側國務大臣 まず二点ほど申し上げたいと申しますが、今我々がやろうとしている五百件、特定行政庁でやっているところ、またデイベロッパーでやろうとしているところ、そうしたものについてしっかりと調査をして、できるだけ早く取りまとめをさせていただきたい、その結果を見てさらに判断をしていただきたいと考えております。

○北側國務大臣 まず二点ほど申し上げたいと申しますが、今我々がやろうとしている五百件、特定行政庁でやっているところ、またデイベロッパーでやろうとしているところ、そうしたものについてしっかりと調査をして、できるだけ早く取りまとめをさせていただきたい、その結果を見てさらに判断をしていただきたいと考えております。

○北側國務大臣 まず二点ほど申し上げたいと申しますが、今我々がやろうとしている五百件、特定行政庁でやっているところ、またデイベロッパーでやろうとしているところ、そうの

うことでございまして、そういう状況の中で、いるわけでございますが、もう仕事が今日いつぱりました。これが、なぜすぐに行つて札幌市が国交省の方にお話ができるなかつたのか。私は決して、これを札幌市の担当の方が隠ぺいしようなど、あるいは怠慢だったなどとは思いません。いや、むしろ積極的に、どうやってこの事実を把握していくこうかということをさせていたんだと思います。

一つは、今、現場の方でどうなっているかという話を少しさせていただきたいんですが、今、構造計算の再計算をJSCA等の専門家の方々に委嘱をしております。そこが、実を言いますと限られた人たちしかおりませんので、もちろん全国にいるわけでございますが、もう仕事が今日いつぱりました。これが、なぜすぐに行つて札幌市が国交省の方にお話ができるなかつたのか。私は決して、これを札幌市の担当の方が隠ぺいしようなど、あるいは怠慢だったなどとは思いません。いや、むしろ積極的に、どうやってこの事実を把握していくこうかということをさせていたんだと思います。

一つは、今、現場の方でどうなっているかといふことについてお話しを少しあせていただきたいんですが、今、構造計算の再計算をJSCA等の専門家の方々に委嘱をしております。そこが、実を言いますと限られた人たちしかおりませんので、もちろん全国にいるわけでございますが、もう仕事が今日いつぱりました。これが、なぜすぐに行つて札幌市が国交省の方にお話ができるなかつたのか。私は決して、これを札幌市の担当の方が隠ぺいしようなど、あるいは怠慢だったなどとは思いません。いや、むしろ積極的に、どうやってこの事実を把握していくこうかということをさせていたんだと思います。

しかししながら、この偽装の問題というの是非常に難しい。以前にも、私は大臣にもお尋ねをしました。何をもって偽装とするのかということの判断、これは、客観的判断は非常に難しい。だからこそ、特定行政庁にやだねているんだ、あるいは民間にやだねているんだという話ではなく、国が率先をしてこうしたサンプル調査なり、それこそ、どこに対してもうした判定をさせるべきかまでも踏み込むべきではないでしょうか。

○北側國務大臣 まずは、先ほど住宅局長が答弁しましたように、サンプル調査五百件についてまではやられていただきたい、そして、その結果をもとに判断をしていきたいと考えておると

か。もちろん、今、予算を審議して、これは衆議院を通過していきますから参議院での話ですので、今私どもがそこにかかるわれる話でございませんが、国民の不安を取り除くことに関しては全く異論はないおつしやつてあるわけですから、五百件やそこらではないんだと。先ほど御指摘のようには、三十億の方でしたね、五十億と三十億、三十億の方で、さらに本予算にあるんだということでありましたが、踏み込んで、一体どの程度まで徹底検証を行うのかということについて、どうか大臣の方から明言をいただけませんでしょうか。

○北側国務大臣 今、数字を具体的に申し上げるのはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、特定行政府の側も、非常に意識を持つていた

だいてる特定行政府、地方団体がございます。そして、先ほど申し上げたように耐震診断につい

ての補助事業もあるわけでございまして、特定行政府とよく連携をとらせていただいて、そして、まずは今進めておるサンプル調査ができるだけ早くやつて、その結果を見ていく、それを踏まえま

して、特定行政府とよく相談して、さらに必要なところはしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

○馬淵委員 特定行政府と相談をしてというの私が、私は、だから特定行政府自身も本当に混乱しているんだという状況をよく御理解いただきたい

と思います。

数値についてはお答えをいただけませんでしたが、やはりこれは五百件では全然足らないです

よ。もつと、このあまたある、先ほどお話し申し上げました一千百万戸となれば、本当にそのサン

ブル数というのも厳格に、専門的知見をもとにしてそのサンブル数を規定して、それを行なうんだ

ということを国民に対してメッセージを発信する

ことこそ、安全安心を取り戻すことの一歩となるわけあります。どうか、そのことについてさら

に今後も踏み込んだ御発言なり施策の方をお願いしたいと思います。

さて、特定行政府なりが混乱をしているという

状況、札幌市だけではありません。同様に、大変

手が足らないという状況の中でのサンプル調査と

いうのを行つておられるというのは、これは私も

お聞き及びをしておりますが、一方で、先ほど同僚の長妻議員の指摘がありましたように、構造計

算の計算手法によって大きく異なつてしまふので

はないかという、このことが国民不安をさらに増

大させていることになります。

さて、確認をさせていただきたいんですが、先ほど長妻議員の質問にもありましたように、いわゆる許容応力度計算、それとも一方の限界耐力計算というこの二つの計算、もちろん、それ以外にも時刻歴応答解析というものもございます。こ

うした専門的な手法によつて震度、いわゆる耐震強度というものが把握されるわけであります

が、確認でございます。

○馬淵委員 御説明をいたいたんですが、私の質問のお答えはいただけなかつたというふうに感

じます。

これは、許容応力度計算そして限界耐力計算、計算方法が違うんだということは十分承知をして

いるつもりでございます。そして、先ほどの同僚

の長妻議員の質疑とのかみ合いのなさといふ

は、まさにその部分にあつたかと思うわけです。

ただ、私どもが指摘をさせていただいているの

は、ではなぜこの許容応力度計算にて行つてい

るのかと、そういうことについて、やはり根本的な部分

があるのではないかと思うわけですが、そ

こで質問です。限界耐力計算においての計算方

法、これで出てくる数値の違いというのは、もともと

根本にあるんだということは私は理解をした上で

お尋ねをします。

今回、このような耐震補修やあるいは除却、建

てかえといったことを行つて当たつて許容応力度

計算をベースとされた、その理由についてお答えいただけますでしょうか。

○山本政府参考人 今回、問題となりました、姉

歯元建築士の建築しました建築物の建築確認時に

おける設計書の中で採用されております計算方法

は、まず、いずれも許容応力度計算でございま

す。

その上で、ただいまの御質問について御説明し

たいんですが、今回の本当に危険な建築物につい

て、建築基準法に基づいて使用禁止命令を出す必

要があるということで、特定行政府との協議会に

おいて細かいやりとりをして、何を目安として危

険な建築物なので使用しちゃいかぬという命令を

出します。安全度を見込んだ上で必要な耐力を求

めます。安全度を見込んだ上で必要な耐力を求

としてこの許容応力度計算の Q_u/Q_{un} ○・五というのを定めた、これでよろしいですか。端的に、イエスかノーかで結構です。

○山本政府参考人 そういう考え方でございました。

○馬淵委員 先ほど長妻委員からも、構造計算の種類がある中で、これで混乱が起きているということを端的に質疑の中で私も感じたわけあります。ですが、今、局長の御答弁は、私が整理をさせていただいとおりでございますと答弁をいただきました。

さて、

一月の十八日に第三回の緊急調査委員会

というものが開かれております。国土交通省住宅局。そこで、第二回の調査委員会における質問事項についての御答弁があるわけですね。

ここではどういうことが議論されているかといいますと、先ほどまさに、建築基準法施行令上、計算方法が許容応力度によるものか、あるいは限界耐力によるものか、施行令ではこれはそれぞれ認められているんですけども、今回に関しては許容応力度だけで安全性を判定しているけれども、これは問題じゃないかということを建築指導課の考え方を問いたいということで、緊急調査委員会の座長代理の、千葉大学教授の小谷先生の質問がありました。

その第二回の質問に対して、第三回、一月十八日の十六時から十八時三十分、国交省で開かれた第三回の委員会ではこのようにお答えになられていました。確かに、こういったこと、「限界耐力計算や時刻歴応答計算によることも考えられるが、それにより耐震基準をクリアする可能性が極めて低いと考えられる」云々と書かれておりまして、そして、ここではどういうことを言つておられるかというと、「高度な検証法による場合は計算結果を出すために高度な技術的判断が必要であり、時間を要することから、住民の安全確保の緊急性(時間リスク)と比較考量すると、これら高度な検証法による検証をしないという判断は妥当であると考えている。」こう答弁されているんで

すね。

違うじゃないですか。先ほどの御答弁とは違うじゃないですか。ここでは、時間リスクを考えて、本来なぜこの指針を選んだのか、このガイドラインと呼ばれるような Q_u/Q_{un} 保有水平耐力のこの数値を、許容応力度計算によると選んだのか。

今のお答えだと違うじゃないですか。時間リスクに比べて、その比較考量した結果などと小谷座長代理にお答えされているじゃないですか。国交省として、本来なぜこの指針を選んだのか、このガイドラインと呼ばれるような Q_u/Q_{un} 保有水平耐力のこの数値を、許容応力度計算によると選んだのか。

今のお答えだと違うじゃないですか。時間リスクに比べて、その比較考量した結果などと小谷座長代理にお答えされているじゃないですか。国交省として、本来なぜこの指針を選んだのか、このガイド

た。使用禁止命令等を出すためには緊急性が必要だと。しかし、この場面で、確かにその物件についての緊急性ということではお話しの答弁、こ

れは合致するお話しになるでしょう。しか

し、その後、このように全国に、先ほどのお話をありました千戸あるかもしないようなマンション等の検査をしていく上においては、時間リスクというものはもうどうに過ぎているかも知れないじゃありませんか。このリスクの考量ということでは、安全性といふものをつけたり確認していくところには当たる可能性も出てくる。その場合にはどうなんでしょうか。

一次設計の求める基準をクリアするという判断のために許容応力度計算をメルクマールとしたとされるならば、時間リスクで、これは時間がかかる過ぎるんだからだめだということと一致してこない、私はこのように指摘をさせていただくわけあります。今回も、あるいはこれからも、もう当然ながらすぐに見なければならないかもしれませんのが、いかほど時間がたっているかわからないことがあります。今は保有水平耐力で Q_u/Q_{un} 未満の場合は、なぜ使用禁止命令等を発出する目安としているんだからだめだということと一致してこないで、現に限界耐力計算によって計算し得るものがあるじゃないですか。こういう状況の中では、実はこのメルクマールの見直しといふことも一方で行わねばならないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○山本政府参考人 確かに、あのときに姉妹物件だけでは見過ごすといった過誤も含めた、錯誤も含めた危険な物件が出てくる可能性がある中で、もはや、安全性といふものをつけたり確認していくことにおいては、先ほど来おつしやっている許容応力度計算ということ一辺倒でなくともよろしいのではないかということを私はお伝えしているわけあります。どうでしょうか。

○北側国務大臣 今回の総合的な支援策、危険な分譲マンションにお住まいの方々に対する総合的な支援策の要件としては、先ほど来申し上げていたがままに、これは保有水平耐力で Q_u/Q_{un} 未満の場合ということを要件の一つとさせていただいております。これは今後もこういう対応でさせていただきたないと考えておるんです。

今委員のおつしやつてるのは、これから、さらに広がつてはいるじゃないか、その中で保有水平耐力一本でいくのかと。それはそうではあります。もちろん、所有者の方々また特定行政庁等々が限界耐力計算でやろうとするなどを国の方で排除するとか、そういうことは全く考えておりません。

○山本政府参考人 もちろん、所有者の方々また特定行政庁等々が限界耐力計算でやろうとするなどを国の方で排除するとか、そういうことは全く考えておりません。

○馬淵委員 私が申し上げたいのは、今大臣からの繰り返しになると私は認識しております。その判断に立つて使用禁止命令の対象物件も特定してまいりましたし、それを迅速に行動したということで、今現在の退去状況も実現しているというふうに考えております。

仮に限界耐力計算で安全性を検証したとしていると思いますし、それに時間を要したことによって今回のようないふうに考えるべきではないかと考へると、難しかったんじゃないかというふうに今振り返つて思うわけでございます。

○馬淵委員 時間リスクということは、昨年の国土交通委員会での一般質疑の中でも大臣はお話をされておられましたし、今局長の答弁にもあつ

は重ね重ね申し上げているわけであります。

さて、そういう中で、今、排除するわけではないという御答弁もいただきました。計算方法による違いによる混乱というものがなきよう、これも国民に対してはつきりとわかる形で打ち出してほしいわけであります、民間での現場の自主的な検証についてお尋ねをしていきたいと思いま

す。

先ほど来、特定行政庁は既に自主的な点検を行

うような方向でやつておられる、また民間におい

てもやつておられるんだということでありましたが、

先日、国交省の方にお尋ねをしましたところ、民

間の方は、団体に対してのさまざまな要請を行つ

てきた、こうおつしやつておられます。どういつ

た団体ですかとお尋ねをしたところ、不動産協会

や、あるいは日本住宅建設産業協会、日住協です

ね、全国住宅建設産業協会連合会、全日本宅地建

物取引業協会連合会、全宅連、全日本不動産協

会、全日と呼ばれるものですね、不動産流通経営

協会、日本ビルディング協会連合会、高層住宅管理

協会等々、こうしたところに対しての要請は

行つておるんだ、こういう御説明をいただきました。

さて、民間の事業者について、私は、これは不

動産協会の方にお尋ねをしました。お尋ねをした

ところ、こういつたお答えが返つてまいりました。

要請は口頭ではいただいておるんですけど

も、しかしながら、どこにどのように言つていい

か、例えば協会に加入している会社さんにお尋ね

としても、実際問題構造計算書というのは引き

渡し後管理組合のものになつておるので、計算書

をつけて、現実にはなかなか難しいんで

すといふことを、これは正直なお気持ちとしてお

話をされていました。

この不動産協会を見ますと、三月の二日に理事

会を開かれ、そして緊急で会員企業に申し合わせ

の趣旨を伝えておられます。通知を行つておられ

ます。その通知とはどういうものかといいます

と、三点ございますが、非常に抽象的なことに

なつてしまつています。例えば、住宅設計施工に

関する事業主としての監理体制を点検し、必要に

応じ見直してくださいとか、あるいは二点目に関

しては、顧客との契約に際しては、正確、十分な

説明を行つてください、これは耐久性の説明を

ちゃんと行えという意味ですね。そして三点目に

おいては、売買契約に基づく瑕疵担保責任等、ア

フターサービスなどを確実に履行するということ

をしっかりと社内体制として整えてください。こ

うした三点なんです。

これは、少なくとも会員企業に対して、十分な

耐震性の検証を再度行つてください、こういう要

請にはなつていらないんですね。なぜそうならない

かと聞くと、先ほど申し上げたように、現実的に

非常に難しい、どのような具体性を持つてどこに

持つていいかという話ができるないんだと。計算方法

によって数値が変わつたり、あるいはその計算書

がなかつたりの状況の中で、行政庁ですら、先ほ

ども申し上げたように札幌市も混乱しているわけ

です。そして、国としても、JSCAなど一部限

られたところというのはもう目いつぱいの状況だ

というところで、民間においてはもはや、どう申

し上げていいかわからないんです、このように

おつしやつておるわけです。

さて、国交省の方にお尋ねをしますと、その翌

日三月の三日、文書が出ておりました。「マン

ションの耐震診断の実施結果の概要に関する調査

について」ということで、これは総合政策局から

先ほど申し上げた八つほどの社団法人に投げかけ

られているわけであります。本年度末までにこれ

をぜひ、耐震強度、耐震性の再確認した結果を調

査票に記して送り返してくださいという要請依

頼、これがでています。

さて、今申し上げたような状況、つまり、この

ような形で今、民間企業が自主的にやつておる

ところ、おつしやつておるんだと申しますと、

言つておるけれども、なかなかできない状況なん

です。繰り返しの話になるわけですが、現実問

題、呼びかけるといつても、せいぜい今申し上げ

たような通知しか出せないような状況の中でも、三

月ですよ。ようやく三月の三日になつて、体系

的にやらなきやならぬと。

私は、言い続けてきたじやないです。遅過ぎま

せんかと申し上げておるんですよ。迅速な対応を

する、住民に対しては時間リスクがあるんだとい

う御説明をされながらも、政府の対応が遅きに失

してはいないかと。こういつたことが国民の信頼

を損ねる可能性がある。

私は、皆さん方が霞が関で一生懸命夜遅くまで

仕事をされていることをよく存じ上げております

よ。本当に大変だと思いますよ。でも、国民の信

頼を得るために迅速な対応を、この文書一つ

とっても、それまで口頭要請で、口頭の要請だか

ら対応のしようがないと不動産協会がおつしやつ

ておるわけです。民間が勝手にやる話、そうじや

ないでしょ。体系的にやる必要があるとやつと

感じた、三月の三日、遅過ぎませんか。もっとと早

く、もっと素早く、この問題に対して真摯に取り

組む姿勢を国として示すべきではなかつたんで

しょうか。大臣、どうでしょ。

第三者的に頼んだとか、フォーマットを一応決

めまして、こういう形で体系的に進めていくこと

が、第三者に頼んだとか、この問題に対して真摯に取り

組む姿勢を国として示すべきではなかつたんで

しょうか。

○北側國務大臣 もっと早くすべきではなかつた

かという御批判については受けとめさせていただ

きましたが、その五百件の前といいますか、まず

歯元建築士の関与物件というのを確定する必要が

あるというのが最優先でございました。もうそん

なことはよくわかっているよということだと思つ

うのですが、それが現時点二百五件あります。これ

が二百一件まで調査済みとなつたわけございま

す。

その次にやはり我々心配だったのは、歯元建

築士はかかわつていなければ木村建設等々が

やつておる物件、これを調べようじゃないかと。

こうした第二、第三の問題が発生する可能性があるんだということをお伝えしてきました。しかし、今のお話では、五百件のサンプル調査、一千五百戸ある中でも五百件のサンプル調査をとりあげなんだと。そして、二月に非姉妹物件が出た段階でも、まだまだ対応は迅速だとは言えない状況の中で、これまで一ヵ月たつているんですね、遅くなつたと不動産協会の方がおつしやつています。遅くはないですか。

先ほどのお話では、もう民間レベルも、行政府

もやつておる、国もやつておる、でも、もう調べ

るところも手いっぱい以前になかなか進まない、

一気に進まない、五百件が精いっぱいだと、とりあえずだというお話であります。先ほど来私がお

話を聞いて御指摘させていただいている、どうも話をおつしやつておるところですか。これは三月の日がやつ

とじやないですか。こうした状況はどういうにお

考えでよろしく、お答えください。

○竹歳政府参考人 今先生、お手元に資料が、ご

らんになつておるところでおつしやつておるけれども、

まず自動的に民間ディベロッパーの方でいろいろ

調査をされきました。そういう中で明らかに

なつきましたものもございました。ただ、後手後手

じゃないかという御質問でございましたが、この

ことで、体系的に調査をする必要があると考えました。

三月二日の不動産協会の三点のこの申し合わせ

というのは抽象的という御指摘がございましたけ

ども、その次の日に出た、今度は我々の正式の

文書による要請では、自分で点検したかどうかと

か、第三者に頼んだとか、フォーマットを一応決

めまして、こういう形で体系的に進めていくこと

が、第三者に頼んだとか、この問題に対して真摯に取り

組む姿勢を国として示すべきではなかつたんで

しょうか。大臣、どうでしょ。

○馬淵委員 私は、だから、これは遅過ぎないで

すかと申し上げておるんですよ。

昨年の十一月に発覚をして、そして、ことしに

論をしてまいりました。二月のちょうど九日、十

月といった段階では、もう非姉妹物件も出てきました

わけです。私は、再三再四この委員会の中でも、

こうした第二、第三の問題が発生する可能性があ

るんだということをお伝えしてきました。しか

し、今のお話では、五百件のサンプル調査、一千

五百戸ある中でも五百件のサンプル調査をとり

あげなんだと。そして、二月に非姉妹物件が出た

段階でも、まだまだ対応は迅速だとは言えない状

況の中で、これまで一ヵ月たつているんですね、

遅くなつたと不動産協会の方がおつしやつ

ています。遅くはないですか。

先ほどのお話では、もう民間レベルも、行政府

もやつておる、国もやつておる、でも、もう調べ

るところも手いっぱい以前になかなか進まない、

一気に進まない、五百件が精いっぱいだと、とりあえずだといふお話であります。先ほど出たのは三月ですよ。ようやく三月の三日になつて、体系

的にやらなきやならぬと。

私は、言い続けてきたじやないです。遅過ぎま

せんかと申し上げておるんですよ。迅速な対応を

する、住民に対しては時間リスクがあるんだとい

う御説明をされながらも、政府の対応が遅きに失

してはいないかと。こういつたことが国民の信頼

を損ねる可能性がある。

私は、皆さん方が霞が関で一生懸命夜遅くまで

仕事をされていることをよく存じ上げております

よ。本当に大変だと思いますよ。でも、国民の信

頼を得るために迅速な対応を、この文書一つ

とっても、それまで口頭要請で、口頭の要請だか

ら対応のしようがないと不動産協会がおつしやつ

ておるわけです。民間が勝手にやる話、そうじや

ないでしょ。体系的にやる必要があるとやつと

感じた、三月の三日、遅過ぎませんか。もっとと早

く、もっと素早く、この問題に対して真摯に取り

組む姿勢を国として示すべきではなかつたんで

しょうか。

○北側國務大臣 もっと早くすべきではなかつた

かという御批判については受けとめさせていただ

きましたが、その五百件の前といいますか、まず

歯元建築士の関与物件というのを確定する必要が

あるというのが最優先でございました。もうそん

なことはよくわかっているよということだと思つ

うのですが、それが現時点二百五件あります。これ

が二百一件まで調査済みとなつたわけございま

す。

その次にやはり我々心配だったのは、歯元建

築士はかかわつていなければ木村建設等々が

やつておる物件、これを調べようじゃないかと。

その次にやはり心配だったのは、歯元建

築士はかかわつていなければ木村建設等々が

やつておる

これが、やはり調査対象数が現時点で五百八十二件あるわけでございますが、そのうち四百二十八件がやつと終わってきて、しかしまだ百五十四件が調査中と。

こういうことで、まずは姉歯元建築士がかかわった物件、そして姉歯元建築士がかわっていなければ、も関連の企業がやっている物件、こういうものの調査をして、それそれについて調査をしてきました。そして、先般の補正予算の中で、三十億つけていただいた方で、これをサンプル調査をやろうじゃないかということです、国会でもそういうお話をちょうど、サンプル調査をするということでございまして、決して何もしなかつたわけではなくて、その点はぜひ御理解をお願いしたいと思つておるところでございます。

○馬淵委員 よく理解はしていますが、先ほど大臣も、遅きに失したのではないかということについては受けとめるとおつしやつていただきました。

繰り返しになりますが、民間がやっているんだ

という当初の御答弁や、あるいは特定行政庁も自ら的にやつていてるんだ、やつていてるといつても、やりようがないんですよ、混乱しているんです。だから、こういうときこそ政治がリーダーシップを持って、民間に対しても、とにかくこれをやれと、やらなきゃならないんだと。

これは、現実には買い控えが起きるんですよ、

大臣。この不動産業界の中で、マンションの耐震性、耐久性、その強度に対しての不安があつて、これがはつきりしてくるまでは、ちょっとマンション買おうかと思つたけれども、控えにやならぬなという、それはもう購買者にしてみれば当然の心理状況だと私は思います。こうした心理状況が生まれること自体、不動産業という業界にとって、あるいはこの国の経済にとって、私は、大きな損失になりかねない。だからこそ、国がリードアップを持って、この問題の解決と同時に、その調査、実態把握というのを徹底的にやらねば

ならないということを申し上げているわけです。

大臣、もう一度明確に言つていただけませんか。これはやはりリーダーシップを持つて、民間

に文書を出してこれで大丈夫だという話じゃなく、いかがでしょうか。いかがでしようか。

○北側国務大臣 国民の皆様の不安というのは、をするんだという、この強い政治家としての姿勢を大臣の口からお聞かせいただけませんでしようか。

か。いかがでしようか。

○北側国務大臣 今回の耐震強度偽装事件を通じて非常に広がつて

いる。そういう中で、実態把握をしつかりやれと

いるところです。

これからも、先ほどのサンプル調査の結果も出

てまいります、そうしたことしつかり踏まえな

がら、きょうの委員の御質問の趣旨も踏まえまし

て、しつかり実態調査を進めていきたいというふ

うに考えております。

○馬淵委員 件数の方はお聞かせをいただけな

かったわけですが、少なくとも実態調査に対する

強い意思といつもの明確にしていただいた。そ

して、私が、遅きに失しているじやないか、すべ

て後手後手に回つているじやないかと。すべてと

いうのは言い過ぎですよ、でも、遅きに失したと

いうその意見は受けとめたいという大臣からの真

摯なお答えもいただきました。

大臣、そうやって冷静にお答えいただくと、

私は、非常にかみ合う答弁をいただけると感じるん

ですよ。ぜひ、今お答えいただいた御答弁、しつ

かりと現実のものとして進めていただきたいと思

います。

もう残り時間は余りありませんが、二項目ほど

残っているんですが、一項目だけちょっとお尋ねをさせていただきます。

実は、こうした状況の中で、やはり再発防止と

同時に、建てかえの住民への不安を取り除くとい

う意味で、建てかえスキームが出されました。こ

れが、先ほど私、ちょっと数字を間違えました五

十億の話なんですね。

これについては、このスキームの受け皿となる

機構側が第二次素案ということで出されました。

第一次素案は、住宅を持っている方々の債務とし

て、再度、ドライブをかけて、徹底的に実態把握

をしますけれども、事業計画の見直しをしていきたいというふうに考え

ております。

○馬淵委員 時間が参りましたが、第二次素案に

とどまるところなく、住民利用ができるスキームと

してつくつていただけたことによろしいで

しょうか。大臣、これだけ最後に御答弁いただい

て、質問を終わりたいと思います。

○北側国務大臣 その方向で検討をしておりま

す。

○馬淵委員 ありがとうございました。

○林委員長 この際、休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

○若宮委員 午後一時三十二分開議

○林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、独立行政法人に係る改革を推進する

ための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

を議題といたします。

質疑を続行いたします。若宮健嗣君。

○若宮委員 自由民主党の若宮健嗣でございます。

内閣提出、独立行政法人に係る改革を推進する

ための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

を議題といたします。

○北側国務大臣 最終的にはこれは建てかえをし

なければならない。また、居住者の方々間の合意

を形成しないといけないわけですね。そういう意味では、

ういう合意形成ができる、また合意ができる、そ

ういうふうな案にしていかないと最終的には建て

かえができないわけでございまして、そこはしつ

かりと居住者の方々の御意思、御希望等をよく聞

かせていただきながら、といつても、もちろん限

界といつのはあるわけございますけれども、事

業計画の見直しをしていきたいというふうに考

えております。

こういったところで、仮に今回も非公務員化をすることになりましても、私は引き続きやはり國や地方公共團體に対しきちつとした技術指導を続けていくことが重要かつ必要不可欠だと思っておりますが、特に今、安心・安全ということがいろいろな面で國民の皆様方から不安を持たれているところでございますが、この國民の安全の確保に直結をいたします、先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、特にやはり災害時等に對しての対応についてはいかがお考えのところでございましょうか。大臣の御所見を総合的な觀点からお伺いできればと思っております。

○北側國務大臣 先ほど御質問いただき御答弁がありましたように、土木研究所であつたり、また北海道の開発土木研究所についても、災害時に非常に技術指導等について適切な指導をいたいでいるところでございます。

國民の安全の確保に直結する災害時の対応につきましては、これからも土木研究所等は災害対策基本法の指定公共機関になつてているわけでございまして、防災業務計画に従つて災害時の対応を行う責務を今後とも有しておるところでございます。

土木研究所法等においても、國土交通大臣は、國の利害に重大な關係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急を要する場合には、研究所に對し、必要な業務を実施すべきことを指示することができる、こういう規定もあるわけでございまして、災害時の対応については今後とも的確に行つていただく必要がありますし、行つていただけるものというふうに考へておるところでございます。

○若宮委員 ありがとうございました。

また、この土木技術というのが、いろいろな意味でなかなか民間だけでやるにはちょっとどうしても難しい面といふのは多々あるかと思うんですが、特にこの土木技術に関します調査研究を行うということにつきましては、つくられるものの、公益性の高いものが非常に多いかと思うんですが、

こういった公共性の見地からいたしまして、公正中立かついわゆる高度ないろいろな判断が必要になつてくるかと思うんでですが、これを果たして、本当に非公務員化することによって何らかの支障が生じるというようなことはございませんのであります。いかがでございましょうか。

○松村副大臣 お答えいたします。

現在、各法人の民間との人事交流の延べ人數は、独立行政法人化された平成十三年四月以降、また土木研究所においては研究交流促進法に基づき八人、北海道開発土木研究所においては任期付研究員法に基づき一人となつております。

現在の任期付研究員の採用、今申しました両法に基づきます採用は、一定の年齢や経験年数及び資格等を、例えば人事院の承認を得るとか、いろいろな制約があるわけでございます。しかし、このたび非公務員化に伴いまして、民間との人事交流に関しては、これらの制約を受けなくなるため、幅広い選択肢の中から人材を受け入れることが可能となると考へております。

また、共同研究等も含めまして、大学、民間等と從来以上に連携を図つていくことにより、相互理解や専門的知識、技術の相互活用に資することから、相互発展の重要な契機となる効果も期待しているところであります。

研究機関におきましては、大学、民間等との人事交流の促進によりまして、多様な人材の確保が容易になることから、研究者など職員同士が刺激し合つて新たな発想による研究成果が生まれることが期待されるとともに、柔軟で幅広い視野を持つた人材の育成が図られる環境の形成など、組織が活性化されることが期待されると承知しております。

○若宮委員 ありがとうございました。

あと、やはりこの非公務員化ということのいろいろなメリット、デメリットということが出てく出しますが、例えればの例ですが、これを外部へお貸し出しになり、そこでまたある程度の賃借料なり、あるいはレンタル料というのでしょうか、そういった形で料金を取ればこれまである程度、ただ寝かしておくだけよりは有効利用ということですが、

土木研究所あるいは北海道開発土木研究所、これまでの民間との人事交流等の具体的な実績、あるいは、さらに今回統合して非公務員化することによってその交流がさらに深まるということをお考えであるかと思うんでございますが、実際にには具体的な効果としてはどのあたりまでをお考えのところがございますが、予想の範囲で結構でございます。

○松村副大臣 ただいまお答えしたとおりでございますが、時代の流れとして、独立行政法人化または非公務員化という中で、先ほど申しましたように、現在の法律によります異動でありますといろいろ制約があつて、研究所、新たに非公務員化されました合併した組織において、自由にその組織の判断でいろいろな研究に取り組むということが制約が今まであつた、それが解けていくわけでございますので、こういう時代の流れという方向の中で実質的な研究が深く進んでいくというふうに承知しております。

○若宮委員 ありがとうございました。

それは、時間も、私に与えられたのはそろそろ終わりでござりますが、最後の質問とさせていただきたいと思つております。やはり今、小泉総理のもと、官から民へ、小さな政府ということが大きな課題となつてきているかと思います。私自身も、党の中でも、国の中でも、國のリストラできるところはどういうところがあるだろうかというようなチートにも入れていただき、またいろいろな勉強をさせていただいているまださなに承知しております。

今回のそれぞれの研究所が保有するいろいろな実験施設というのがまだあるかと思うんでござりますが、例えればの例ですが、これを外部へお貸し出しになり、そこでまたある程度の賃借料なり、あるいはレンタル料というのでしょうか、そういった形で料金を取ればこれまである程度、ただ寝かしておくだけよりは有効利用ということですが、

大いに図れるのではないかと思うんですが、こういった意味での実験施設等の外部への貸し出し等の有効活用という点では、今後の方針としてはどのようにお考えがおありかと聞いて、お伺いをさせていただければと思います。

○春田政府参考人 今お尋ねの研究所、例えば土木研究所、あるいは先ほど話の出ました北海道開発土木研究所におきましては、いわゆる技術基準を策定いたしましたり、あるいは、国土交通省が行いますところの公共事業の実施に必要な実験の施設というようなものを保有しております。

○春田政府参考人 例えば、耐震の試験を行うような施設でありますとか、道路橋の床板の疲労耐久の試験を行うよ

ういうような施設があるわけでございます。しかし、この二つの研究所につきましては、この二つの研究所につきましては、今、年間で六十件弱の貸し出しが行われておるわけでございますけれども、さらには施設の有効利用を図るということは、御指摘のとおり非常に重要な観点であろうかと思つております。

貸し付けの施設あるいはその手続、こういったようなことにつきまして情報ホームページなどをお知らせいたしまして、本来の研究業務に支障とならない範囲で外部で使つていただく、貸し出しがするというようなことを現在も実施しております。ただ、今後は、この二つの研究所につきましては、今、年間で六十件弱の貸し出しが行われておるというような実態でございます。

ただ、今後は、この土木研究所、北海道開発土木研究所、統合をするということを予定させていただいているわけでございますけれども、それぞれの実験施設の相互利用というようなことも含めまして、外部の人にも使いやすい、そういう手続も整備いたしまして、施設を有効に活用するというようなことに取り組んでいくということが必要であるというふうに考えております。

○若宮委員 ありがとうございました。

それでは、質問を終わらせていただきます。ど

うありがとうございました。

◎林委員長

森本哲生君

○材委員長 森本哲生君
○森本委員 民主党・無所属クラブの森本哲生で
ござります。どうぞよろしくお願ひをいたしま
す。

本日議題となつております独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案の具体的な質疑に入ります前に、私の基本的認識、考え方をまず述べさせていただきたいと存じます。

本法律案が、独立行政法人通則法二十九条に定めるところの中期目標期間が終了する国土交通省所管法人について同法三十五条が定める措置を行うという立法事実に基づくことであるということとは、客観的に見れば、確かにそのとおりであります。五年経過して見直すということは、それ以上でもそれ以下でもないという、疑い得ない事実でございます。

根源的に考えた場合、話はそう簡単ではないといふうに認識する必要があると思います。防衛施設庁による官製談合事件、これは現在捜査中であります。が、国民の行政に対する不信は潜在的なものを含めてピーカに達しているということも無視することはできないというふうに思つております。納税者として行政サービスを受ける国民に対して、受益と負担の関係をよりわかりやすく、説明責任を全うすることが行政の責任であります。

独立行政法人の事業活動は、一見合理的な、誤謬のないものと受け取られがちでございますが、とりわけ国土交通省所管の法人にあつては、国民にとってはとても縁遠い存在と言えると思います。そうだとすれば、独立行政法人の活動結果やアウトプット情報というものを財務会計、管理会計の両側面からもっとわかりやすく説明するための広報のあり方や事業評価のあり方を考えるときであると考えます。

この点について、後ほど独立行政法人会計基準に関する質疑をいたしますが、さらにもう一つ

指摘させていただきたいのは、本法律案は、政府が今国会に提出を予定している行政改革推進法案と大いに関係をしてくるということをございまます。この法案の内容、当否につきましては議論する場ではございませんが、例えば、報道ベースでは、一部の省庁がこの法案を骨抜きにするべく、画策が既に始まっているというようなこともありますので、もし事実だとすれば、結局、行政サービスのスリム化、そして効率化という同根の政策目標を有する本法律案もそういう問題を内包しているのではないかという疑念が払拭できないわけです。

国民の皆さんから見て納得のできる内容になつてゐるかどうかは、冒頭に申し上げた立法事実をさらに掘り下げて、広範かつ的確な検証が不可欠であるということをまず初めに申し上げさせていただきます。

それでは、質疑に入りますが、独立行政法人通則法三十五条により、国土交通大臣は、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他のその組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」ということになります。私が問題にしたいのは、この条文をどれほど積極的に解釈しているかといふ、う国土交通省の改善意識、姿勢そのものであります。

の判断が、一つ大きな判断があると思つております。
国土交通省所管の今回改正、見直しをいたしましたが、この十一法人につきましては必要性がある。先ほどの御質問でも、災害時等に非常に有効に活用されているという事例もございます。そういう意味では、必要性があるというふうに判断をしているところでございます。
もう一方で、必要性があるといったとしても、やはり事務及び事業の一層の効率化、またスリム化、こうしたことは当然目指していかねばならないわけございまして、今回、この十一法人のうち土木研究所と北海道開発土木研究所につきましては統合する、さらには海員学校と海技大学校についても統合するという形で、一体的に業務展開を今後していく方がより効率的な業務ができるのではないか、こういう判断で統合化をしていくところでございますし、さらに、非公務員化、すべて、この統合されたものも含めまして九法人あるわけでございますが、全役員の身分を非公務員化することによりまして、民間との交流をより活性化にして、期待されているところの役割をより十全に果たしていくのが今回の見直しの方針、考え方でございます。
○森本委員 大臣、ありがとうございました。効率化、スリム化、その点についてはまだ後ほど議論をさせていただきますので、次に進ませていただきたいと思います。

の判断が、一つ大きな判断があると思つております。
国土交通省所管の今回改正、見直しをいたしました
す、十一法人あるわけでございますが、この十一
法人につきましては必要性がある。先ほどの御質
問でも、災害時等に非常に有効に活用されている
という事例もござります。そういう意味では、必
要性があるというふうに判断をしているところで
ございます。
もう一方で、必要性があるとしたしましても、
やはり事務及び事業の一層の効率化、またスリム化、
こうしたことは当然目指していかねばならない
いわけございまして、今回、この十一法人のうち
土木研究所と北海道開発土木研究所につきまして
は統合する、さらには海員学校と海技大学校につ
いても統合するという形で、一体的に業務展開を
を今後していく方がより効率的な業務ができる
のではないか、こういう判断で統合化をしていく
ところでございますし、さらに、非公務員化すべ
て、この統合されたものも含めまして九法人ある
るわけでございますが、全役員の身分を非公務員化
員化することによりまして、民間との交流をより
活性化にして、期待されているところの役割をより
十全に果たしていくだこうというのが今回の見直
しの方針、考え方でございます。
○森本委員 大臣、ありがとうございました。効
率化、スリム化、その点についてはまだ後ほど議
論をさせていただきますので、次に進ませていただき
ます。

はわかりませんが、独立会計基準が企業会計基準をモルタルにつくられている以上、考え方としては参考になるのではないかと思います。

英米のニュー・パブリック・マネジメントの根底には、P D C Aサイクルがあります。行政計画の例えは策定、実行、評価、そしてここでは改善という流れを申させていただくわけでございますが、経費を削減するということは、公共セクターでも至極当然の考え方でありますし、かつて、三重県の北川正恭知事が徹底した事務事業評価を行つたのも、同じ発想に基づいているものだとうふうに言えます。

ところで、独立行政法人の管理会計情報はどのようになつてゐるのか。例えば、民間企業であれば責任会計という考え方方がございまして、原価差異、そして操業度差異などを分析してファイードバックすることは、コストの管理のイロハのいでございますが、独立行政法人の管理会計はどのような現状になつてゐるのか、国民の皆さん、その内容、情報を知らされるのか、知らされないのか、答弁をお願いいたします。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

独立行政法人の会計原則でございますが、これは委員御案内のとおり、基本的に現行のものは企業会計原則、いわゆる財務管理の方ですね、それを取り込んだ形になつてございます。これはちょっと経緯があるんですけども、とともに特殊法人は官序型の会計をやつていたんですけど、これは財務状況なんかが非常に不透明である、あるいは外部の専門家からの分析に足るものになつてないということで、当時、企業で一般的に用いらされた企業会計原則を、まず特殊法人、あるいは今度の独立行政法人にも広く普及するということで、こういうことになつてゐるわけです。

したがいまして、今の独立行政法人の会計基準というのは、すぐれて財務状況を国民一般あるいは会計の専門家にわかつていただき、透明性を向上する、そういう観点から成っております。

一方、先生御指摘の管理会計ですか、管理会計

基準というものが企業で使われていて、これはすぐれて企業の経営戦略とかあるいはコスト計算とか、そういうものに有益な仕組みだというふうに承っていますが、ただ、その前提是、どうも企業の内部での利用というものを前提に各企業が自主的につくっておられるものというふうに承つております。

ものがございますが、そういう管理会計で用いら
れると非常に意味があるというものもあるうかと
思いますが、ただ、私どもとしては、すべての独
立行政法人について、やはり一般的に求められて
いるのは国民一般への財務状況のディスクロー
ジヤーであるというふうに考えておりまして、管
理会計の採用というようなのは、やはり各法人の
業務の性質とか、そういうようなものに応じて各
法人で御検討いただければというふうに考えてい

○森本委員 ありがとうございました

そこで、経営戦略という表現をされたのです。いますが、けれども、それに関連して、独立行政法人の事業、私も、経営戦略は技術研究とかいろいろなものが入ってくると思うんですけれども、そのものを評価する場合、それは内部事情に精通した専門家でなければなかなか評価ができるにくいというふうに思っています。達成すべき内容とか目標の水準というものが外部からも客観的に、容易に検証可能となるような定量基準に移行すべきではないかというふうに考えています。

国土交通省の所管法人については、いささか定性基準に傾いておられるのではないかと思われますが、その点、いかがでござりますか。

○星野政府参考人 御指摘のとおり、独立行政法人の評価を客観的かつ公正にやっていくためには、やはり外部から評価しやすい評価基準というのが必要であろうかというふうに思います。各独立行政法人の、例えば評価の対象となります中期目標でございますが、これにつきましては、中央省庁等改革に関する基本方針におきまし

て、独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めようなどという規定がございます。

そうしたことと、私どもの所管の法人でもできる限りこういう数値目標の導入については取り組んでまいったところでございますが、やはり、教育やあるいは研究機関等、数値目標として設定することがなかなか難しい業務もございます。そういう場合には、私ども、こういう数字上の目標と、いうのはなかなか難しいのであります。一方で、目標とするところと達成状況というのが評価しやすいような目標の工夫というのがやはり個別になされなければいけないというふうに考えておりまして、そういう観点から中期目標の策定については取り組んでいるところでございます。

今回の見直しに伴いまして、現在、新たな中期目標の策定というのを各団体において検討、調整中ということでございますが、この新たな中期目標におきましては、これまでの中期目標よりも格段に数値的あるいは客観的な評価が可能なような仕組みにしたいということで、今鋭意取り組んでいるところでございます。

て、独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めようなどという規定がございます。

そうしたことで、私どもの所管の法人でもできる限りこういう数値目標の導入については取り組んでまいったところでございますが、やはり、教育やあるいは研究機関等、数値目標として設定することがなかなか難しい業務もございます。そういう場合には、私ども、こういう数字上の目標というのはなかなか難しいのでありますが、一方で、目標とするところと達成状況というのが評価しやすいような目標の工夫というのがやはり個別になされなければいけないというふうに考えておられます。そこで、そういう観点から中期目標の策定については取り組んでいるところでございます。

今回の見直しに伴いまして、現在、新たな中期目標の策定というのを各団体において検討、調整中ということでございますが、この新たな中期目標におきましては、これまでの中期目標よりも格段に数値的あるいは客観的な評価が可能なような仕組みにしたいということで、今鋭意取り組んでいるところでございます。

○森本委員 ありがとうございます。

どうしても、この事務事業評価をやつたときで

御承知のとおり、独立行政法人会計基準第八十及び注釈五十七において、運営費交付金についての規定が置かれております。運営費交付金は、借方の現金に対応する収益として認識するのでなく、国から託された未実現の債務として、つまり、運営費交付金債務として貸方に計上されるものでございます。委託された義務を遂行することによって、その程度に応じて運営費交付金を収益に振りかえていくという仕訳がなされておるわけでございます。

損益ニアートラルといういわば結論ありきの会計基準になつておりますので、例えば、話はそれますが、運営費交付金で建物を購入して、減価償却費という費用を認識した場合には、PL上、資産見返運営費交付金戻入という勘定が貸方に登場して、貸借一致する仕組みになつておるわけでございます。

まず、国土交通省所管法人は、運営費交付金の収益化についてははどういう認識方法をとつておられるのか、なぜそのような方法がとられているのか。これは簿記で言う割賦販売の売り上げ認識にも似た問題であります。法人ごとに御答弁をお願いいたします。

御承知のとおり、独立行政法人会計基準第八十九条の規定が置かれております。運営費交付金は、借方の現金に対応する収益として認識するのではなく、国から託された未実現の債務として、つまり、運営費交付金債務として貸方に計上されるものでございます。委託された義務を遂行することによって、その程度に応じて運営費交付金を収益に振りかえていくという仕訳がなされておるわけでござります。

損益ニュートラルといういわば結論ありきの会計基準になつておりますので、例えば、話はそれますが、運営費交付金で建物を購入して、減価償却費という費用を認識した場合には、P.L上、資産見返運営費交付金戻入という勘定が貸方に登場して、貸借一致する仕組みになつておるわけでございます。

まず、国土交通省所管法人は、運営費交付金の収益化についてははどういう認識方法をとつておられるのか、なぜそのような方法がとられているのか。これは簿記で言う割賦販売の売り上げ認識にも似た問題であります。法人ごとに御答弁をお願いいたします。

○星野政府参考人　ただいま、運営費交付金債務の収益化の取り扱いについて御質問いただいたわけですが、今回提案させていただいております十一・独法、私どもの現在の取り扱いにつきましては、この収益化は、費用進行基準、実際に費用が支出されたものに合わせて収益化を進めしていくという費用進行基準というものを採用させていただいております。

費用進行基準は、業務の進行に伴いまして、費用と成果との合理的な対応関係を把握することがができる、なおかつ、客観的かつ容易であるというような観点から採用されているものと認識をいたしておりますが、独法の経理をどのような形で実施するかについて、会計の専門家の御意見も伺いながら、このような対応になつているものだとといふふうに理解をいたしております。

運営費交付金の性格そのものが、ある意味で独立行政法人の必要な経費に充当する、そういう性格のものでございますと、どの法人においても、これは事前に、計画を立案する段階で、コストと運営費交付金との対応関係については考慮はなされていないといふ解釈でよろしいでござりますか。

○星野政府参考人 独法の經理処理のプロセスの中で実際の運営費というのをどういう原資で賄うのかという部分について、当然、予算設定の際に一応の整理はしておるわけでござります。したがって、運営費をすべて運営費交付金で賄うとう形で予算セットをいたしておりますと、費用の進行に応じて運営費交付金の費用化というのがダileクトに返ってくると。

ただ、済みません、ここは、詳細なあればちょっと承知はいたしておりませんが、もし運営費を、今申し上げました運営費交付金のみならず、他の財源も充当するということになりますと、当然、費用化の際に、それに応じた充当のルールというのをあらかじめ定めて、それで収益化していく、こういう取り扱いにならうかと思います。

○森本委員 ちょっとその辺、こういう聞き方をさせていただいた方がいいのかわかりませんね。

独立行政法人においても損益計算を行つて、これが大事なんですかれども、効率的、効果的な事業の推進へのインセンティブを高めていくという制度導入の趣旨からすれば、費用進行基準でなく、注釈五十七が示すようなプロジェクトの進行基準型や期間進行基準型を採用すべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

○星野政府参考人 今お話しidadきましたような一つの経理処理のやり方ということについて、個々の独立法ごとにどういう形が望ましいかという

部分については、これは勉強はさせていただきたいというふうに思いますが、現在の私どもの考え方、独法の運営費交付金というのは独法

の業務に必要な費用を賄うために交付されているというその交付金の性格から申し上げまして、やはり費用の執行に合わせて収益化するという基準が適当ではないかというような考え方であるといふことがあります。

○森本委員 ありがとうございました。

それでは、運営費の交付金は、一般会計とか特別会計を問わず、もともと国民の皆さんのがんばりの税金が財源になつてゐるわけでございます。負債性を帯びるような概念であつても、事業執行で使われてしまうわけです。ですから、事業執行の当否については、公認会計士による外部監査でもチエックができないことですから、今後とも十分に検証を重ねていただかなければならぬということを強く申し上げておきます。

そして、運営費交付金債務については、使い残しをどうするかという議論がありますが、これはまた別の皆さんも言われると思いますので、きょうのところは、ここはもう質問、回答は結構でございますので、終わりにさせていただきます。

それでは次に、本法律案の附則の二条によれば、「別に辞令を発せられない限り」という留保つきで、来年度以降の新組織に職員の身分が継続するということになつておるわけです。人事管理の面で、スクラップ・アンド・ビルトのような考え方にはなかつたのか、職員の引き継ぎに関するお答え申し上げます。

改正法附則第二条の規定の趣旨でございますが、今回の独法の取り扱いによりまして、国土交通省所管の独立行政法人の職員約一千八百名、この方々の身分上の取り扱いということが問題になつてまいります。このようないふるいことを聞くと、この統合に伴いまして、特段の発令行為

がないと御本人の身分が安定しないということです。

この実態は適正なものと理解してよいのか、認めをお伺いいたします。

○春田政府参考人 お答え申し上げます。

所におきましたは、過去四年連続いたしまして契約額が第一位の企業ということで、今先生おつしやられました株式会社建設技術研究所という民間企業になつてございます。

実は、この企業につきましては、土木研究所で契約をして中で、全体のいわゆる受注の額が連続で一位だったということございますが、この会社は、水関係のいわゆる工事だとかあるいは建設でありますとか、そういうような関係が非常に特化して専門的なノウハウをお持ちのようですが、こういう考え方で、そこだけお伺いしたいんですから、職員の身分で共済年金等へ引き継いでいくという考え方、ことは関連はしておるんですけど、こういう考え方で、すけれども。これは、通告をいたしませんでしたので、もしわからぬ場合は後で結構でござりますから。

○星野政府参考人 共済年金の取り扱い、あるいは退職金の通算の問題、その他法令上必要な事柄については、それぞれ個別に手当てをいたしておりますから、この辺について。

少しが論に入らせていただきます。武正議員が中心になつたプロジェクトチームの努力の結果、各独立行政法人のこれまでの大口取引先リストが判明をいたしました。

例えば土木研究所ですが、株式会社建設技術研究所が、法人発足時から連続四年、一年目が約一億四千万円、二年目一億八千万、続いて二億一千五百万、一億五千万と、毎年高額な土木研究所の支出

行為を受けているという実態がございます。

この実態は適正なものと理解してよいのか、認めをお伺いいたします。

○春田政府参考人 お答え申し上げます。

所におきましたは、過去四年連続いたしまして契約額が第一位の企業といふことで、今先生おつしやられました株式会社建設技術研究所という民間企業になつてございます。

実は、この企業につきましては、土木研究所で契約をして中で、全体のいわゆる受注の額が連続で一位だったということございますが、この会社は、水循環モデルとか、ダム水利の設計とか、そういう関係の工事を中心に、特に水を扱う関係の工事をいわゆる指名競争で、競争の中で契約をとつたりというようなことで、結果として契約額が四年間連続で第一位ということになつているものと承知をしております。

○森本委員 ありがとうございました。

そうしますと、この関連の業者というか研究所ですか、全国的にこれは少ないということですか、その辺について。

○春田政府参考人 具体的な契約の中では、今申しまったように、例えばダム水利の設計の業務とある意味では、ほかにも契約の中で競争に参加をされいる会社もあるという中でこの会社がいわゆる契約をとられている、こういう関係に立つて

たしまして、どういう契約でこういう結果になつたかということについては、調べまして、御報告を申し上げたいと思います。

○森本委員 では、よろしくお願ひいたします。それでは次に移ります。

本法律案では、土木研究所と北海道開発土木研究所が統合し土木研究所となるというスキーム、先ほど大臣からもお伺いしました。先月、我が党の勉強会で、北海道開発土木研究所の担当者の方がお越しになつて、ヒアリングをいたしました。随分立派なパンフレットをいただきながら解説をいたいたのでございますが、北海道開発土木研究所の所管する土木技術というのは、泥炭地、流水、凍結深度、降雪といった北海道特有の対策であるという御説明をございました。

そうだとすれば、国の独立行政法人としてだけではなく、北海道の権限として再検討する余地もあったのではないか。これは、お金を伴う地方分権という観点も入れなければいけないとも思うんですが、国交省の評価委員会でもそのような議論があつたやに聞いておりますが、現在どのようないく認識でおられるのか、御答弁をお願いいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

この統合と北海道厅との関係についてでございますけれども、この土木研究所と北海道開発土木研究所の統合によりまして、一体的な技術指導でありますとか、成果の普及、そして積雪寒冷地という地域特性に応じました凍結でありますとか路面研究の連携によります効率的な研究開発などが可能となりまして、一層の研究活動の効率化、研究成果の質的向上を図ることが可能となると考えております。

私どもは、このような両法人の統合によって得られるますより一層質の高い研究開発の成果につきましては、北海道厅とも連携しまして、北海道内において積極的な普及、活用が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

なお、北海道開発土木研究所につきましては、

北海道庁の各研究機関との間で北海道技術研究連

い
ま
す。

○森本委員 ありがとうございました。
総会議を設けまして連携協力体制の強化
きているところでございまして、統合後
しても、引き続きこういうような会議の
まして、北海道開発の推進に資する寒地
する研究を役割を分担しながら進めてま
と考えております。

したがいまして、土木研究所などと港湾空港技術研究所とでは外部の研究関係者も大きく異なつております。研究所のトップマネジメント等をどるに当たつても、その意思疎通を図るとか、あるいは連絡調整の相手方、手法も大きく異なつてございます。このため、両者を統合いたしました場合には、こうした負担が増加をいたします。円

○春田政府参考人 お答えを申し上げます。
現在の土木研究所におきましては、平成十三年度の発足以來、研究グループ・チーム制を導入いたしまして、柔軟な組織運営により効果的、効率的な研究開発を行うなどの取り組みを行つてきましたところでございます。

ありますので、これはちょっと保留というような格好で、もう一度、今の説明で二億二千万というのはどう考えても説明がつきませんから、今までの資料として説明を求めて、次へ進ませていただきます。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

ど來御説明させていたいたいような研究等の向上を図ることが可能となる、その統合メリットは十分あると思っておりまして、そういう研究を進めながら、さらに、先ほどのよう^に北海道の方とともにいろいろ連携しながら、寒地土木という観点で研究を進めてまいりたいと思っております。

○森本委員 再検討の考^えはないというお返事でよろしいですね。——はい。

それでは、次の質問に移ります。

開発土木研究所とは異なりまして、大規模波動地盤総合水路といいまして、人工的に大変大きな波を発生させることができる水槽がありますとか、あるいは干渴実験施設、実際に海水を大量に実験に使う場合にそれを海からとってくる施設、そつといった特殊な研究施設が必要でございます。

そういういた点からも、港湾空港技術研究所は、施設面においても土木研究所等との共通性はほどんどございませんので、施設の相互利用といった相乗効果についても期待ができないというふうに考えておるところです。

今、土木研究所の理事長の任期四年ということでお尋ねでござります。独立行政法人の役員の任期につきましては、各独立行政法人個別法で定めることとされておりまして、土木研究所の理事長の任期につきましては、平成十三年の四月にこの土木研究所が設立をされ以来、四年となつているところでございまして、この任期につきましては、土木研究所の場合には、基礎研究から始まりまして、一つの研究が実をする、現場の適用状況の確認に至るまでのプロセス、それが比較的の長期間を要するということと、与えられた裁量と責任のもとでトップマネジメントによる監督を行っておられるべき用意をいたしました。

○鬼頭政府参考人 お答えを申し上げます。
お尋ねのございました港湾空港技術研究所
について、まず、二つ伺ひ所につきま
してお尋ねいたします。

は、その対象とする研究の内容が、波浪、漂砂、津波あるいは海洋環境などの海洋工学を基本としながらも、さらに水産学や気象学など幅広い知識を必要とする海洋・沿岸域に関する総合的なものでございます。このため、土木研究所等が行う陸域における技術研究等とは、必要とする専門の知識あるいは手法が大きく異なるという事情がございま

これは統合後の話でありますけれども、人件費が十三億八千七百万円、他方、ことしの入件費はあくまで予算ベースですが、土木研究所が十七億八千百万、北海道開発土木研究所が十三億八千二百万、足しますと三十一億六千三百百万です。統合後に二億一千四百万も人件費が増加するとたします。

○森本委員 これは、おとなしく質問してきまし
たけれども、話になりません。後で、まだ質問も
員の体制の減をオーバーして、そういう意味での
人件費の増加につながっているのではないかとい
うふうに考えております。

當上プラスになつてゐる部分がございます。これ
が、ただいま官房長からお話をありましたような役
せておりませんのでお答えできないんですか、た
だ、今回、非公務員化をすることに伴いまして、
いわゆる雇用保険及び労災保険の負担が業務の運

要であるということ、それから、特殊法人の例を見ても任期を四年としているもののが多かったというようなことを考慮して設定をされたものでござります。

統合後の土木研究所につきましても、引き続き四年とすることとしております。

○森本委員 二年で再任を妨げないということでもいいんじやないかと思うんですけども、これ余りもう議論、次へ移らせていただきます。

独立行政法人建築研究所法には、所管業務とし

北海道庁の各研究機関との間で北海道技術研究連絡会議を設けまして連携協力体制の強化を図ってきているところでございまして、統合後につきまして、引き続きこういうような会議の場も通じまして、北海道開発の推進に資する寒地土木に関する研究を役割を分担しながら進めてまいりたいと考えております。

○森本委員 ありがとうございます。

それでは、先ほどの答弁ですと、将来にわたつて再検討する余地はあるのかないのか、お聞かせいただけませんか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

今回統合いたしまして、私どもとしては、先ほど来御説明させていただいたような研究等の向上を図ることが可能となる、その統合メリットは十分あると思っておりまして、そういう研究を進めながら、さらに、先ほどのように北海道の方ともいろいろ連携しながら、寒地土木という観点で研究を進めてまいりたいと思っております。

○森本委員 再検討の考えはないというお返事でよろしいですね。——はい。

それでは、次の質問に移ります。

関連でございますが、今回の法改正では、土木技術という共通のベースから成る港湾空港技術研究所は統合の対象となつておりますが、政策的に見て合理性はあるのでしょうか。新しい土木研究所とは、組織のあり方、事業の遂行の面で何か相入れない部分があるのでしょうか。お伺いをいたします。

○鬼頭政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねのございました港湾空港技術研究所についてでございますが、この研究所につきましては、その対象とする研究の内容が、波浪、漂砂、ながらも、さらに水産学や気象学など幅広い知識を必要とする海洋・沿岸域に関する総合的なものでございます。このため、土木研究所等が行う陸域における技術研究等とは、必要とする専門の知識あるいは手法が大きく異なるという事情がござります。

したがいまして、土木研究所などと港湾空港技術研究所では外部の研究関係者も大きく異なつておりますし、研究所のトップマネジメント等をとるに当たつても、その意思疎通を図るとか、あるいは連絡調整の相手方、手法も大きく異なつております。このため、両者を統合いたしました場合には、こうした負担が増加をいたします。円滑な運営にも支障を来すおそれがあるといったことから、今回統合に至らなかつたものと考えております。

なお、港湾空港技術研究所の研究に必要な実験施設につきましても、土木研究所あるいは北海道開発土木研究所とは異なりまして、大規模波動地盤総合水路といいまして、人工的に大変大きな波を発生させることができるとか、あるいは干渴実験施設、実際に海水を大量に実験に使う場合にそれを海からとつてくる施設、そういった特殊な研究施設が必要でございます。

そういった点からも、港湾空港技術研究所は、施設面においても土木研究所等との共通性はほとんどございませんので、施設の相互利用といつた相乗効果についても期待ができないというふうに考えておるところでござります。

○森本委員 そうすると、明確に相入れないものがあるという自信のあるお話をいただきましたので、それで解説してよろしいですね。

それでは、次に移ります。

土木研究所なんですかけれども、来年度予算、これは統合後の話でありますけれども、人件費が三十三億八千七百万円、他方、ことしの人件費は、あくまで予算ベースですが、土木研究所が十七億八千百万、北海道開発土木研究所が十三億八千二百万、足しますと三十一億六千三百万です。

統合後に二億二千四百万人件費が増加するというのは、説明がつくのですがございましょうか。共通業務の洗い出しを行うなどして間接コストを削減する努力は本当に行われておるのか、お伺いをいたします。

○春田政府参考人 お答えを申し上げます。

現在の土木研究所におきましては、平成十三年度の発足以来、研究グループ・チーム制を導入いたしまして、柔軟な組織運営により効果的、効率的な研究開発を行つてきました。

今後の統合される土木研究所に関しましては、中期計画におきまして、昨年の十二月の閣議決定で決定をされました行政改革の重要方針、これを踏まえまして、今後五年間において国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行う、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める、こういう方向で人件費の削減を行ふことを定めることになるというよう考へております。この目標に従いまして、業務の効率化や人件費の5%以上の削減に着実に取り組むことが期待されるところでございます。

なお、土木研究所と北海道開発土木研究所の役員数につきましては、統合前の土木研究所の役員数が四名、北海道開発土木研究所の役員数が四名、計八名でござりますけれども、統合後の法人につきましては五名、理事長が一、理事二、監事二ということで五名に削減をしているところでございます。

○森本委員 今の質問で、二億二千万の人件費の増加というのはどこで説明されたんですか。

○星野政府参考人 ただいま人件費の新年度における増加のお話をございましたけれども、個別にちよつと詳しく原因についてのデータを持ち合わせておりますのでお答えできないんですけど、ただ、今回、非公務員化することに伴いまして、いわゆる雇用保険及び労災保険の負担が業務の運営上プラスになつていている部分がござります。これが、ただいま官房長からお話をありましたような役員の体制の減をオーバーして、そういう意味での人件費の増加につながつてているのではないかといふふうに考えております。

○森本委員 これは、おとなしく質問してきましたけれども、話になりません。後で、まだ質問も

ありますので、これはちょっと保留というような格好で、もう一度、今の説明で二億二千万というのはどう考えても説明がつきませんから、今までの法人の理事長と比べて長期に設定されますが、なぜ四年という判断、結論になつたのか、法人のガバナンスという点で問題がないか、その二点についてお伺いします。

○春田政府参考人 恐れ入ります。先ほどの数字の方はちょっと手持ちにあれだけたものですから、ちょっと精査をいたしまして、また御説明いたします。

今、土木研究所の理事長の任期四年ということでお尋ねでございます。

独立行政法人の役員の任期につきましては、各独立行政法人個別法で定めることとされておりまして、土木研究所の理事長の任期につきましては、平成十三年の四月にこの土木研究所が設立をされて以来、四年となつているところでございました。

この任期につきましては、土木研究所の場合には、基礎研究から始まりまして、一つの研究が実をする、現場の適用状況の確認に至るまでのプロセス、それが比較的長期間を要するということであり、与えられた裁量と責任のもとでトップマネジメントによる経営を行うにはある程度の期間が必要であるということ、それから、特殊法人の例を見ても任期を四年としているものが多くたというようなことを考慮して設定をされたものでございます。

統合後の土木研究所につきましても、引き続き四年とすることとしております。

○森本委員 二年で再任を妨げないということでもいいんじやないかと思うんですけども、これ見ても任期を四年としているものが多かったといふことは余りもう議論、次へ移らせていただきます。

独立行政法人建築研究所法には、所管業務とし

て「委託に基づき、建築・都市計画技術に関する検定を行う」とされています。中期計画期間中に実施された例は一つもありません。そもそも、法人設立当初にはどのような内容の検定をいつ実施する予定であったのか、今後どのような見通しであるのか、この二点について、簡単で結構でござりますので、答弁をよろしくお願ひします。

は、建築研究所の業務といたしまして、委託に基
づきまして建築・都市計画技術に関する検定を行
うことなどが規定をされております。

この検定業務につきましては、建築研究所が所有しております研究施設を用いまして、国または地方公共団体などが、建築物の新築あるいは改

修などに際しまして、新たな建築資材あるいは技術を採用しようとする場合に、その性能が法令等の基準類に合致しているかどうかを、求めに応じまして公的研究機関として公正中立に試験、確認をするということを想定して設けられているものでございます。

たたか。この検定業務につきましては過去五年間の実績はございません。今後、こういう検定が求められるということも将来十分想定をされるということでもございますので、検定業務を建築研究所の業務とする規定につきましては、引き続き維持をすることとさせていただきたいと考えております。

○森本委員 恐らく、これは予算は組まれておると思うんですよ。ですから、この予算をどのよう

に振られてある程度この帳じりを合わせていただいているのかというようなことも含めて説明を、後日で結構でござりますので、お願ひできます

ちょっと、いろいろな面で前置きが長いんですけれども、回答があやふやなどころが多いようになりますので、その辺ちょっと気をつけていただきたいくらいです。

國土交通委員會議錄第六号

平成十八年三月十四日

よりますと、国土交通省のシックハウス症候群対策事業に、旧建設省OBである群馬選舉区選出の自民党の参議院の方の知人女性が經營するA社が販売している化学物質測定器が独占して使われていることが二十九日、共同通信の調べで明らかになつた、測定器は性能比較試験で高い評価を受け広まつたが、試験結果をまとめた国土交通省所管の建築研究所幹部職員は公平性を欠く試験だつたと認めている、とあります。

まず、国交省にお尋ねいたします。このシックハウス対策測定器をめぐる疑惑について、経緯の詳細について明確な説明をお願いいたします。

○山本政府参考人 国土交通省では、社会問題化してまいりましたシックハウスの問題に的確に対応するために、平成十二年の六月に、学識経験者、関連団体、それから関係省庁、これは経済産業省、厚生労働省、林野庁などでございますが、そういうものからなる室内空気対策研究会を設置いたしまして取り組んできたところでござります。同年の八月からは、室内空気対策研究会におきまして実態調査も開始いたしました。

御指摘いただきましたシックハウスの原因となる化学物質の濃度を測定する測定機器の評価試験でございますが、平成十三年の八月に、住宅性能表示制度におきまして、濃度を測定してその結果を表示できるという制度を導入いたしましたことに伴いまして、住宅性能評価機関あるいは消費者の方々に対して測定機器の性能について参考として情報提供を行つたために、室内空気対策研究会が実施したものでございます。具体的には、この研究会の中に当時の建築研究所の研究室括監査を主査とする測定技術分科会を設けまして、比較試験を行つたものでござります。

御指摘の報道記事でございますけれども、同研究室括監の発言として報じられております。この記事が公になりました当时、この研究会を所管しております私どもの担当課で本人に尋ねまして、本人から、評価試験は公平に実施しており、特定の企業を優遇している事実はないということを確

○森本委員 それでは、統いて、記事によりますと、国交省事業の全国調査で二〇〇〇年から二〇〇三年度に計四万二千三百個、国交省国土技術政策総合研究所の官庁建物実態調査で二〇〇一年から二〇〇三年度に計約七千個を購入。いずれもA社製品だけを使用、分析費込みで一億四千万余りえたということでおざいました。

○山本政府参考人 実態調査は十二年から今年度まで続けておりますけれども、一社の機器を使つて実態調査を継続的に実施したということは事実でございます。

○森本委員 金額として非常に大きなものがある以前に、行政裁量を著しく逸脱した行為とは言えないのでしょうか。

○山本政府参考人 実態調査の実施に際しましては、住宅産業や建材産業の代表者、それからシソクハウスマ対策に關係する国土交通省、厚生労働省、経済産業省それから林野庁、さらには室内環境や保健、医療、化学に関する学識経験者をメンバーとする室内空気対策研究会において、調査の実施方法あるいは測定機器について検討が行われたと聞いております。

この調査でございますが、毎年多数の住宅を対象とし、居住者自身に測定していくたくものでございます。このため、測定機器といたしましては、取り扱いが容易である、それから精度が高い、それから安価であるということが求められておりました。当時、このような条件を満たす測定機器は、室内空気対策研究会のメンバーも他の機器を把握しておりませんで、この測定機器が採用されたと聞いております。

また、この調査は、大量のデータを継続的に収集し、統計的に整理、分析するものであります。各年度のデータを相互に比較する必要があるといふことになります。

うことからも、その後も同一の測定機器を使用しているものでございます。研究者からは、継続調査に同一機器を使うことはごく普通のことだとうふうに聞いております。

また、調査は、一般の多くの被験者の方々に継続的にみずから測定機器を設置していただき、郵送していくたぐことになります。使い方になれた同一のものを使うということは、被験者の協力を得る上でも望ましいということをございました。

なお、平成十六年の調査では、継続調査に加えまして、新たに実証試験を行いました。性能が確かめられたものの中から入札によりまして測定機器を選定することとして、実験を実施する財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおきまして、入札希望の測定機器の公募、評価試験の実施等を行いましたが、他機種で性能を満足するものがなかつたために、入札の条件が整わず、実証実験についても同一の測定機器を購入することとなつたものと聞いております。

○森本委員 それと、もう一つ。公平性を欠くと認めた研究所の幹部職員ということは、認めなかつた幹部職員ということによろしいんですね。

○山本政府参考人 先ほど申し上げましたように、本人に尋ねましたところ、評価試験は公平に実施したということでございまして、報道において読者にあたかも不正があつたかのような理解を誘導するものなので、名譽を著しく毀損されたということで、この本人は、記事を配信した共同通信社、それから記事を報道した、各、これは地方の新聞社でございますが、訂正記事の掲載等を要求する文章を送付したと聞いております。

○森本委員 この一連の経過について、国会などでは正式に報告はなされているのでしょうか。

この一連の経過について、国会で正式に報告はなされたのかなされなかつたのか、もうそれだけで結構です。

○山本政府参考人 この一連の事実関係について、国会の場で問いただされたのは今回が初めてでございます。

○森本委員 それでは急ぎますが、参考人として文部科学省にも通告をさせていただいておりますので、関連で質問をさせていただきます。

まして、関係省庁や研究機関で構成される室内空気対策研究会の測定技術分科会において信頼性があると評価されました三つの方法のいずれかを用

二〇〇四年五月一日付の中国新聞朝刊によりますと、国土交通省のシックハウス対策事業で化粧物質測定器が独占的に使われている会社が、学校向けに測定器をあっせん販売している文部科学省所管の日本学校保健会、これは東京港区でござい

いてもよいというふうに示しまして、これら三方法についての概要を参考資料として添付したものでございます。これに基づきまして、日本学校保健会の方で各都道府県の窓口として対応したところでございます。

ます。の注文もほぼ独占していることが三十日
関係者の話でわかつた、同会は他社製品も扱つて
いるが、注文の九九%以上は同社の測定器だとい
う、との記事があります。記事です。

○森本委員 時間が来ましたのでこれで終わりますが、その通達を出したという事実はあるんですね。それと、議員から文部科学省に対してどのような働きかけがあつたのか、働きかけがなかつた

ます 事実確認として、當時は記事の内容のこと
おり全国の学校向けに議員の知人が經營する会社
の製品を使用されたのでしょうか。全国の教育委
員会に同社製品を使用する旨、通達を出したとい
うことは事実ですか。

○西阪政府参考人 当時、シックハウスマ対策につきましては、各関係省庁で連携をいたしまして、あるいは関係省庁におきましてそれぞれ新たな対策を講じておるところである。この件につきましても、それだけ最後にお伺いします。

○西阪政府参考人 お答えいたします。
平成十四年の通知の経緯につきまして御説明させていただきます。

第2回としておこなったところです。――文部科学省の対策の取り組み状況につきましては、関係部局の方に御説明したと、いう経緯はござります。

四年一月五日に学校環境衛生的に保つためのガイドラインでございます学校環境衛生の基準を改定いたしまして、ホルムアルデヒドなど化学物質四物質の室内濃度を検査事項としたところでござ

います。これによりまして、各学校におきましては、平成十四年四月から新たに定期・臨時に検査をすることになったところでございます。

○林委員長 武正公一君。
○武正委員 民主党的武正公一でございます。
本日は、同僚委員のお許しをいただいて、また
委員長初め理事の皆様には資料の提出も御許可を

員会などから、具体的な検査方法あるいは建物が新築の場合の留意事項などにつきまして、さまでまく述べて、文部科学省では、円滑に実施できるよう、平成十四年五月二十日

いただいて、質疑をさせていただきます。

一日付で各都道府県教育委員会に対して、この基準の留意事項についてという通知を発出したところでございます。

員会の本旨であるということで、ぜひ、まず大臣にお聞きをしたいんですが、三問ほどちょっとお伺いをいたします。

先ほども森本委員が聞いておりました、土木研

究所と北海道土木研究所の統合ですね。理事長の任期四年は長くないか。

間に分布いたします泥炭質の軟弱地盤等々、北海道の特殊な地形をもとに、特有の気象、自然状況

いうのは、一体何の法案を審査しているのかと耳を疑うわけでございます。

に対応するための研究を実施し、また現地での体制、試験研究施設を維持していく必要があるということで、北海道を担当する理事を設ける必要が

○森本委員 それでは急ぎますが、参考人として文部科学省にも通告をさせていただいておりますので、関連で質問をさせていただきます。

一〇〇四年五月一日付の中国新聞朝刊によりますと、国土交通省のシックハウス対策事業で化学物質測定器が独占的に使われている会社が、学校まして、関係省庁や研究機関で構成される室内空気対策研究会の測定技術分科会において信頼性があると評価されました三つの方法のいずれかを用いてもよいというふうに示しまして、これら三方法についての概要を参考資料として添付したものでございます。これに基づきまして、日本学校保

また、お手元の方に資料を用意しておりますが、一番上が、土木研究所の今の役員四名の資料でございます。理事長に、理事一人、監事が二人経験を見ていただくとおわかりのように、理事長、理事が建設省、監事も建設省出身、お一人の監事、非常勤のみがニッセイ基礎研究所の社長に対応するための研究を実施し、また現地での体制、試験研究施設を維持していく必要があるといふことで、北海道を担当する理事を設ける必要があるといふことも踏まえて、「一名の理事」というふうあるといふことも踏まえて、「一名の理事」というふうにさせていただいたところでございます。

もう一点は、役員の関係の、出身のお話でしょ

先ほど、理事の数も、全体が四名が三名になつたからいいぢやないか、こういうようなお話をございましたが、北海道土木研究所と土木研究所を統合するに当たつて、一体何のために統合したのかということなんですね。理事の数も、一足す一で二、そして今、北海道担当理事が必要、こういふようなお話でございますが、そもそも、統合して行政改革に資するようにといふような発想は当初からあつたんでしょうか、大臣。

○北側国務大臣　当然、業務の効率化、スリム化ということは、目的の大きな一つであると思っております。

○武正委員　であれば、理事が一足す一で二といふのはやはり納得できないわけでございますし、

一体、行政改革効果がどこにあらわれたのかといふことでございます。

これがやはり問われる、今回、この国土交通部門にもまた統合の、この後触れる独法はございま

すが、今回政府が出してきた各委員会、各関係省

庁それぞれで、独法の統合が、あるいは非国家公

務員化が出されておりますが、統合しても何ら行

革効果が当初から制度設計されていなかつたので

はないかという疑い、あるいはまた、非国家公

務員化といふけれども、結局は人件費は税金から

丸々出されているという、こうしたことが、実は見せかけの行政改革ではないのかと言われるゆえ

んでございます。

そこで、お手元の方の資料をごらんいただきた

いのでございますが、四ページ目に、独立行政法人の役員の出身内訳。先ほど触れました。大臣

は、いや、国交省のO.B、北海道開発庁のO.B、

いいじやないかというお話でございました。

ちなみに、これは民主党が予備的調査を衆議院

調査局に要請をしまして、衆議院の総務委員長名

で各省庁に予備的調査を昨年十月十四日に行つた

もとに資料をつくつております。

全独法の中で、昨年つくられた独法を除まし

て百九の独法、役員が六百五十七名おります。そ

のうち、所管庁の役員が三百二十二名、五割弱

さざいましたが、他省庁と公益法人を入れます

と、四分の三が、いわゆる公的機関の天下りが

ございましたが、それが全体の実態でございま

す。

国交省はどうかというと、二十の独法で役員数

は百二十名。そのうち国交省のO.Bは五十名、他

省庁十五名、公益法人十八名ということで、これ

で八十三名ですから、約三分の一以上は公的機関

のO.Bが国交省の役員を占めているということで

あります。そもそもなぜ独立行政法人化をこの

五年間進めてきたのかと、この役員の

実態からもやはり指摘をせざるを得ないのでござ

います。

そこで、今度、同じくその下をごらんいただき

たいんですが、これは役員の兼職といふことでござ

ります。役員が六百五十七名おりますが、う

ち、全独法で二百八十九名が兼職をしておりま

す。その中で、百七十四名は有給の兼職でござい

ます。

今回の法案で、非国家公務員化によつて、それ

こそ兼職が自由になる、あるいはさまざまな人事

交流が自由になるというふうに言われますけれど

も、本当に兼職をどんどんするほど独立行政法人

の役員は暇なんでしょうか。こういったことは、

比較では言えるんですが、果たしてこれからいか

にといったことも言えるところでござります。

めている、この中で、国交省の役員の兼職率ある

いは有給の兼職率は低いといったことは、これは

比較では言えるんですが、果たしてこれからいか

にといったことも言えるところでござります。

次のページをごらんいただきたいんですが、こ

れは出向者の一覧でござります。これも先ほどの

予備的調査で出てきた数字でござりますが、国交

省の二十の独立行政法人、常勤職員一万一千

二百十二人のうち、国交省を含めて外から出向し

てきた方、これは広義の出向であります、千九

百六十八名と、いうことでござります。特にこの中

で、航空大学校は全員が出向、あるいは自動車検

査独立行政法人も全員が出向といったことで、全

員が出向しているというこの独立行政法人は一体

でござりますが、他省庁と公益法人を入れます

と、四分の三が、いわゆる公的機関の天下りが

ございましたが、それが全体の実態でございま

す。

それで、国交省の所管の独法で、国交省からの

出向者の人数、割合が多いのではないかという御

どういう意味があるんだろうということも言える

ところでござります。

まず、この表で、当初、予備的調査ではこの数

字を出していただいたんですが、この数字のまま

で訂正がないのかどうかも含めてお答えをいただ

けますでしようか。

○林委員長 岩崎航空局長。

○武正委員 委員長、では、いいです。こちらで

事前に資料をいただいておりますので、ちょっと

それを読ませていただきますので。政治家ののみで

お答えをいただきたいということで、これはどの

委員会でも私の方は貢いでおりますので、私の方

でちょっと読ませていただきます。

この中では、海上技術安全研究所、当初五名と

いうことでしたらが、四十七名ということでござ

ります。役員が六百五十七名おりますが、う

ち、全独法で二百八十九名が兼職をしておりま

す。その中で、百七十四名は有給の兼職でござい

ます。

今回の法案で、非国家公務員化によつて、それ

こそ兼職が自由になる、あるいはさまざまな人事

交流が自由になるというふうに言われますけれど

も、本当に兼職をどんどんするほど独立行政法人

の役員は暇なんでしょうか。こういったことは、

比較では言えるんですが、果たしてこれからいか

にといったことも言えるところでござります。

めている、この中で、国交省の役員の兼職率ある

いは有給の兼職率は低いといったことは、これは

比較では言えるんですが、果たしてこれからいか

にといったことも言えるところでござります。

次のページをごらんいただきたいんですが、こ

れは出向者の一覧でござります。これも先ほどの

予備的調査で出てきた数字でござりますが、国交

省の二十の独立行政法人、常勤職員一万一千

二百十二人のうち、国交省を含めて外から出向し

てきた方、これは広義の出向であります、千九

百六十八名と、いうことでござります。特にこの中

で、航空大学校は全員が出向、あるいは自動車検

査独立行政法人も全員が出向といったことで、全

員が出向しているというこの独立行政法人は一体

でござりますが、他省庁と公益法人を入れます

と、四分の三が、いわゆる公的機関の天下りが

ございましたが、それが全体の実態でございま

す。

○北側国務大臣 先ほど土木研究所と北海道開発

土木研究所の役員数についておっしゃつておられ

ましたが、今、八名いらっしゃるわけですね。そ

れが五名にしておられるわけですね。そのところもぜ

ひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

それで、国交省の所管の独法で、国交省からの

出向者の人数、割合が多いのではないかという御

どういう意味があるんだろうということも言える

ところでござります。

まず、この表で、当初、予備的調査ではこの数

字を出していただいたんですが、この数字のまま

で訂正がないのかどうかも含めてお答えをいただ

けますでしようか。

○武正委員 委員長、では、いいです。こちらで

事前に資料をいただいておりますので、ちょっと

それを読ませていただきますので。政治家ののみで

お答えをいただきたいということで、これはどの

委員会でも私の方は貢いでおりますので、私の方

でちょっと読ませていただきます。

この中では、海上技術安全研究所、当初五名と

いうことでしたらが、四十七名ということでござ

ります。役員が六百五十七名おりますが、う

ち、全独法で二百八十九名が兼職をしておりま

す。その中で、百七十四名は有給の兼職でござい

ます。

今回の法案で、非国家公務員化によつて、それ

こそ兼職が自由になる、あるいはさまざまな人事

交流が自由になるというふうに言われますけれど

も、本当に兼職をどんどんするほど独立行政法人

の役員は暇なんでしょうか。こういったことは、

比較では言えるんですが、果たしてこれからいか

にといったことも言えるところでござります。

めている、この中で、国交省の役員の兼職率ある

いは有給の兼職率は低いといったことは、これは

比較では言えるんですが、果たしてこれからいか

にといったことも言えるところでござります。

次のページをごらんいただきたいんですが、こ

れは出向者の一覧でござります。これも先ほどの

予備的調査で出てきた数字でござりますが、国交

省の二十の独立行政法人、常勤職員一万一千

二百十二人のうち、国交省を含めて外から出向し

てきた方、これは広義の出向であります、千九

百六十八名と、いうことでござります。特にこの中

で、航空大学校は全員が出向、あるいは自動車検

査独立行政法人も全員が出向といったことで、全

員が出向しているというこの独立行政法人は一体

でござりますが、他省庁と公益法人を入れます

と、四分の三が、いわゆる公的機関の天下りが

ございましたが、それが全体の実態でございま

す。

○北側国務大臣 先ほど土木研究所と北海道開発

土木研究所の役員数についておっしゃつておられ

ましたが、今、八名いらっしゃるわけですね。そ

れが五名にしておられるわけですね。そのところもぜ

ひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

それで、国交省の所管の独法で、国交省からの

出向者の人数、割合が多いのではないかという御

どういう意味があるんだろうということも言える

ところでござります。

まず、この表で、当初、予備的調査ではこの数

字を出していただいたんですが、この数字のまま

で訂正がないのかどうかも含めてお答えをいただ

けますでしようか。

○武正委員 委員長、では、いいです。こちらで

事前に資料をいただいておりますので、ちょっと

それを読ませていただきますので。政治家ののみで

お答えをいただきたいということで、これはどの

委員会でも私の方は貢いでおりますので、私の方

でちょっと読ませていただきます。

この中では、海上技術安全研究所、当初五名と

いうことでしたらが、四十七名ということでござ

ります。役員が六百五十七名おりますが、う

ち、全独法で二百八十九名が兼職をしておりま

す。その中で、百七十四名は有給の兼職でござい

ます。

今回の法案で、非国家公務員化によつて、それ

こそ兼職が自由になる、あるいはさまざまな人事

交流が自由になるというふうに言われますけれど

も、本当に兼職をどんどんするほど独立行政法人

の役員は暇なんでしょうか。こういったことは、

比較では言えるんですが、果たしてこれからいか

にといったことも言えるところでござります。

めている、この中で、国交省の役員の兼職率ある

いは有給の兼職率は低いといったことは、これは

比較では言えるんですが、果たしてこれからいか

にといったことも言えるところでござります。

次のページをごらんいただきたいんですが、こ

れは出向者の一覧でござります。これも先ほどの

予備的調査で出てきた数字でござりますが、国交

省の二十の独立行政法人、常勤職員一万一千

二百十二人のうち、国交省を含めて外から出向し

てきた方、これは広義の出向であります、千九

百六十八名と、いうことでござります。特にこの中

で、航空大学校は全員が出向、あるいは自動車検

査独立行政法人も全員が出向といったことで、全

員が出向しているというこの独立行政法人は一体

でござりますが、他省庁と公益法人を入れます

と、四分の三が、いわゆる公的機関の天下りが

ございましたが、それが全体の実態でございま

す。

○北側国務大臣 先ほど土木研究所と北海道開発

土木研究所の役員数についておっしゃつておられ

ましたが、今、八名いらっしゃるわけですね。そ

れが五名にしておられるわけですね。そのところもぜ

ひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

それで、国交省の所管の独法で、国交省からの

出向者の人数、割合が多いのではないかという御

どういう意味があるんだろうということも言える

ところでござります。

まず、この表で、当初、予備的調査ではこの数

字を出していただいたんですが、この数字のまま

で訂正がないのかどうかも含めてお答えをいただ

けますでしようか。

○武正委員 委員長、では、いいです。こちらで

事前に資料をいただいておりますので、ちょっと

それを読ませていただきますので。政治家ののみで

お答えをいただきたいということで、これはどの

委員会でも私の方は貢いでおりますので、私の方

でちょっと読ませていただきます。

及し、また、航空大学校のノウハウの民間への普及、さらには航空大学校を技術規範とした民間操縦士養成機関の指導等を国と一体となって進めていく必要がある。こういう観点からも、国と航空大학교との密接な人事交流が必要と考えているところでございます。

ほかの国々では、民間の操縦士の養成機関というのが相当数ございます。多数の自家用操縦士等もいらっしゃいます。また、軍がありまして、軍から民間航空会社へのパイロットの供給も相当程度行われている。こういうことでござりますけれども、我が国の場合は、そのような状況にはないために、従来から、パイロットの養成に關しては特に國が関与をしてきたというふうなきさつもあるわけでございます。

こうしたさまざまなもの理由に照らして、今回、立法とし、そして非公務員化をしていくということをございます。

○武正委員 まず、独立行政法人になりますと、これは国家公務員型の独立行政法人ですが、いわゆる国家公務員の給定数法の枠外になります。つまり、国家公務員であっても、国家公務員の給定数の枠外に独立行政法人の職員は置かれます。つまり、この独立行政法人化というのは、国家公務員の数を減らすというための方便にまず使われたのではないかということが、この五年間、やはり独法の通則法の成立のときも多くの政党から指摘をされた。何のために独立行政法人になるのか、国家公務員の身分のまま給定数の枠外にするためだけじゃないのか、こういった指摘がされたわけでございます。

今回、その中で、では今度、非国家公務員にしますよと政府は胸を張るわけですが、非国家公務員になつても、みなし公務員であります。退職金はすべて通算にもなります。一体何のために非國家公務員化するのか。おまけに人件費は全額税金から出るわけであります。本当に見せかけの今回、の政府提出法案ではないのかと言われるゆえんは、この意向であります。

先ほど大臣は、いや、そうしたつかりとした見を持つておられるからどうしても、あるいは本省と密接にと言われますけれども、独立した組織をつくって、民間のノウハウを取り入れてという制度設計でスタートした独立行政法人が、なぜいつも本省と連携をとらなきやいけないのか。なぜ本省からこれだけの出向者を受け入れなきいけないのか。結局は、国家公務員の身分を守らなければいけないという大前提があるんじゃないでしょうか。単なる数合わせで独立行政法人化を五年前進めてきた。そして今度は、見ばえはいい、耳ざわりはいい、聞こえはいい、非国家公務員化というのがこの法案の本質ではないでしょうか。

そこで、次は、海技大学校と海員学校の統合について、お手元の資料を見ていただきたいと思います。七ページをごらんください。

もう大臣にお答えいただけないようなので、私の方から説明いたしますが、これは、海員学校の平成十六年度の貸借対照表でございます。丸をついたところ、繰越欠損金、当期未処理損失、なぜ三億九千七百三十六万二千八百六十六円の損失が出ているのか。

六ページにその経緯が出ております。独立行政法人海員学校、実は、平成十七年、沖縄校を廃止したんですね。沖縄校を廃止して七校体制になつて、今度、平成十八年、海技大学校と統合するということをございます。

そこで、沖縄校を廃止したときにこの損失が出来たわけでございます。というのは、今から五年前に独立行政法人になつたときに、それまで簿価だつたものを時価に評価を変えたわけであります。国交省は、不動産鑑定士によって鑑定を受けました。そうしましたら、土地は石川市の土地を借りているんですが、上物の評価は約四億円とうことで、二億の評価。ところが、実際に評価を五年間たちました。減価償却は、皆様御案内のよう、一割毎年減価償却というのが原則でございます。通常ならば、五年ですから二億減損といふことで、二億の評価。ところで、実際に評価を

してみたら、二億どころか一億もいかなかつた、その評価。おまけに、土地は石川市ですから、結局どこが買つてくれるかというと石川市になつて、売つた価格が数百万円ということで、この当期未処理損失が三億九千七百万円出てきた。このほかに、船とかいろいろ出ているんですけども、沖縄校の廃止に伴う、すなわちこの損失でござります。

何が言いたいかというと、独立行政法人になって、この中でいえば、例えば、上に固定資産の評価というのがござります。有形固定資産、毎年減価償却していくことも含めて、それを時価評価でしている。そのときに、一体ちゃんと適正な評価が行われていたのかどうか。土地は石川市、上物が本当に四億の評価で適正だったのかどうかということが、今やはり指摘をしなければいけないわけでございます。

そして、今度、独立行政法人が統合いたしました。統合するときに、このままこの資産をただ海技学校とくつつけるのかということでござります。一つの組織にこれから改めるわけですから、私は、もう一度その不動産の評価をし直すべきだというふうに思います。この沖縄校を見てもそういうふうにわかるからでございますが、この点について、大臣としての御所見を伺います。固定資産の再評価を、統合に当たつてやはりるべきだというふうに考えますが、いかがでしようか。

○北側国務大臣 独立行政法人の海技大学校の固定資産につきましては、独立行政法人海技教育機構が承継することとしておりまして、その価額につきましては、新法人への出資金額を確定させるため、施行日現在、これは十八年四月一日を今のところ予定しているところでございますが、この施行日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とすることとしているところでござります。

○武正委員 再評価、再鑑定はしないということでしょうか。

○北側国務大臣 今申し上げましたとおり、その

○**武正委員** 評価委員というのは、独立行政法人の、この独法の担当評価委員のことでしょうか。

○**北側国務大臣** そうではありません。

資産評価の委員会をつくりまして、そこに不動産鑑定士等が入って評価をさせていただきます。

○**武正委員** そうすると、再鑑定はしないということですね。

○**北側国務大臣** 今申し上げたとおり、評価委員会をつくります、そこに不動産鑑定士等の専門家も入っていただきて、この基準日における時価を評価していただくということでございます。

○**武正委員** つまり、再鑑定はしないんですよ。不動産鑑定士が評価委員にいても、単にこういった価格ですよというのが出てきて、それで評価をするだけなんです。

私は、この沖縄校を見ても、やはり再鑑定すべきだというふうに思っています。四億という五年前の評価が、実際はそれが一億以下であつたという鑑定結果と、実際の販売がもう数百万円だったということもありますので。

○**北側国務大臣** 海技大学校の固定資産については、これは改めてきちんと時価評価をさせていただくことになります。

○**武正委員** 再鑑定をすることですか。

○**北側国務大臣** ですから、先ほど来申し上げているとおり、評価委員会をつくって、そこに専門家に入っていただきて、改めてその基準日の評価、時価を出してもらうわけです。

○**武正委員** 私は、その答えでは単に評価であつて、ちゃんとかかるべき第三者が鑑定をして、その鑑定結果を評価委員会に出すのかどうか、こういった手順をとるのかどうか。そうでなければ、公平公正な評価はできないですよ。評価をチエックする人と実際に調べる人は別じゃなければいけないでしよう。そういうことをされたるんですか。

○北側國務大臣 まさしく、それが評価委員会であるというふうに考えております。

何度も申し上げておりますが、施行日現在が基準日です。そこを基準とする時価を、専門家の方々も入っていただいて、改めて評価をきちんとさせていただくわけでございます。

○武正委員 ここがやはり違うんですね。評価じゃないんですよ。ちゃんと第三者の鑑定をしっかりとやらせて、それを評価委員会に出させて、そこに不動産鑑定士がいてもいいですよ、チェックをする。この制度設計がないんですね。

だから、これで五年前に評価した価格が本当に当たつていなければ、いかげんな固定資産の額がそのまま統合されて、ただ数字だけが上回っていく。それが多いか少ないかわかりませんよ。これが実は独立行政法人の固定資産の評価方法なんですね。

私は、ぜひ、統合のこの時期に、しかも法律をつくりかえるこの時期に、第三者の、独立性のある公平性のある不動産鑑定士にきちっとした鑑定をさせて、それを評価委員会に出させるべきである、このようにお願いをしたいと思います。

さて、最後でございます。

資料をごらんいただきたいと思います。最後の一ページでございます。

今回、予備的調査で各省庁にお願いをいたしました。それぞれの独立行政法人には評価委員といふのがいます。そしてこの評価委員が、例えば先るいは来てもいいじゃないか、このようにおっしゃられたようですが、この評価委員が役職員の、特に役員の給与も決めるんですね、報酬も。その評価委員は、やはり独立性が担保されてしまうべきだと私は思うんです。

お手元の資料をごらんいただきますと、八ページでございます、国交省の独立行政法人の評価委員は九十四名でございます。その九十四名のうち、現在並びにこれまで、国土交通省所管の審議会、委員会、検討会等の委員についたことのある

方は五十一名でございます。つまり、国交省の独立行政法人の評価委員として独立行政法人の給与も決める、その方が、国交省の審議会の委員などをやっている、これが九十四名のうち半分を占めているわけでございます。

私は、やはり公平性からいって、こうした国交省とつながりのある、強い方が独立行政法人の評価委員になるというのはいかがなものかというふうに言わざるを得ないのでございます。

⑤、九ページをごらんください。「当該府省及びその所管に係る独立行政法人・特殊法人・認可法人・公益法人からの金銭授受の有無」ということで、衆議院調査局から国交省に調査を依頼いたしましたら、この一番下に米印で書いてありますように、「個人情報保護の観点から、当欄の記載を差し控える。」ということが国交省から回答が来ているわけでございます。

他の省庁は、この部分もしっかりと記載をして衆議院の調査局の予備的調査にお答えをいただいておりますが、なぜ、個人情報保護の観点から答えることができないのか。それこそ、国交省の審議会の委員をやっている方々で独法の評価委員をやっている方は、何かそうした審議会の委員としてそれを報酬をもらっていることを明らかにする、これはあつていいと私は思うんですが、なぜそれができないのか、お答えをいただけますでしょうか。

○北側國務大臣 まず最初の方の御質問は、国交省の審議会だと検討会だと、そうしたもののが委員になつた人が調査委員になることはいかがなものかというふうにおっしゃっているわけです。(武正委員「評価委員ですね」と呼ぶ)独法の評価委員に。しかし、審議会の委員になられている方方が独法の評価委員になつて、公正さを疑われるんでしょうか。私はそうは思いません。

それと、今の報酬の話でございますが、評価委員が受け取っている報酬ですね、この報酬について明らかにせよという御質問でございます。

私は、やはり公平性からいって、こうした国交省とつながりのある、強い方が独立行政法人の評価委員になるというのはいかがなものかというふうに言わざるを得ないのでございます。

○武正委員 至急御提出をいただけるようにお願いいたします。

先ほどの認識は、やはり私は異なるものであります。なぜならば、独立行政法人の評価委員は独立行政法人の役員の給与を評価して決めるんです。給与は〇・五から二までの掛ける数字まで決められるということで、多い少ないまで決めることができるんです。非常に権限を持っているんですね。審議会の委員とは違うんですよ。ですから、その方が、たくさんいろいろな審議会の委員で国交省とつながりがある、金銭の授受があるということでは、やはり公平な役員の給与を決められないというふうに思うからでございます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○林委員長 高木義明君。

○高木(義)委員 民主党の高木義明です。

独立行政法人に係る上程された議案について、若干の質問をいたします。

ただいま同僚議員から、独立行政法人の改正案についての多くの問題点、根幹部分について触れられました。私は、今回、海事関係の三法人について、現場の状況も踏まえながら以下質問をしてまいりたいと思います。

その前に、この独立行政法人というのは、御承知のとおり、中央省庁再編等基本法の成立によって制度の創設が盛り込まれたわけでございます。公務員だった人の定数を外に外して公務員の定数が減ったような、いわゆる見せかけの定数減らしがあってはなりませんし、また一方で、運営費交付金等、予算、決算、これは国会での審議もございません。天下りについては、人事院の承認がなければなりませんなど透明さも残つております。天下りにつけた人材が天引き先の確保であつてはならない、私はそのように思っております。

本来の意味の予算の効率的な執行あるいは弾力的な運営、また民間人の登用によって人事交流を図つて、そして国民の公共サービスに供する、こういうことの改革でなければならぬと思っております。

○北側國務大臣 まず最初の方の御質問は、国交省とつながりのある、強い方が独立行政法人の評価委員になるというのはいかがなものかというふうに言わざるを得ないのでございます。

○武正委員 至急御提出をいただけるようにお願いいたします。

先ほどの認識は、やはり私は異なるものであります。なぜならば、独立行政法人の評価委員は独立行政法人の役員の給与を評価して決めるんです。給与は〇・五から二までの掛け数字まで決められるということで、多い少ないまで決めることができるんです。非常に権限を持っているんですね。審議会の委員とは違うんですよ。ですから、その方が、たくさんいろいろな審議会の委員で国交省とつながりがある、金銭の授受があるということでは、やはり公平な役員の給与を決められないというふうに思うからでございます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○星野政府参考人 独立行政法人として、中期目標、中期計画に基づき、運営費交付金及び人員の合理化を図りつつ、業務の効率化に取り組んできたというものがこれまでの経過でございますが、私ども、独立行政法人制度に切りかわることによって何が大きく変わったのかということでも、最も大きな点につきましては、今回の独法の実行して、先生から、海員学校あるいは海技大学校、航海訓練所、この三組織についてどのような変化があつたのかというお尋ねであるというふうに理解をいたします。

それぞれ三法人含めまして、独立行政法人として、中期目標、中期計画に基づき、運営費交付金及び人員の合理化を図りつつ、業務の効率化に取り組んできたというものがこれまでの経過でございますが、私ども、独立行政法人制度に切りかわることによって何が大きく変わったのかということでも、最も大きな点につきましては、今回の独法の実行して、先生から、海員学校あるいは海技大学校、航海訓練所、この三組織についてどのような変化があつたのかというお尋ねであるというふうに理解をいたします。

〔委員長退席、吉田(六)委員長代理着席〕

訓練所、それぞれの組織が法人化されました。今まで、どのような成果があり、そして課題としてはどのようなものがあるのか、この点について、まず御所見を聞いておきたいと思います。

○高木(義)委員 私は、この法案審議に当たりまして、昨日、海員学校、先ほども出ておりましたけれども、全国で短期大学校を含めて七校ござります、そのうちに口之津海上技術学校を訪ねてまいりました。

ものについて、どのように受けとめておるのか、この点について明確にお答えをお願いしたい。

○星野政府参考人　ただいまの新しい法律の第十一項第一号の表現でございます。

これにつきまして、第十一項第一号、機構の業務といったしまして、船員に対しても云々かんぬん、ただいま先生から御指摘いただいた号があ

の組織として機能いたしております。
ただ、その訓練をした方々の就職率がなかなか
はかばかしくない。それは個別にいろいろ事情
ござります。例えば内航につきましては、中学
を対象とした海員学校の卒業生につきましては
より上位の教育機関に進学を希望する者がかな
るとか、あるいは、外航海運、商船大学卒業

この海王丸二世は、平成十六年十月二日に航海実習で東京を出港いたしました。十月十四日に北海道の室蘭港に寄港して、十月十八日に伏木富山港へ向かつたのでございました。そこでこの事態でございます。あのとき私もテレビニュースで拝見をいたしましたけれども、航海訓練所の海王丸があの台風のときに座礁するなんという姿は、本

が二名。一般合格者が三十二名、倍率が一・四倍となつております。十八年度からの入学者は三十四名の体制でいくよになつております。

船舶の運航に関する学術及び技能を教授することで、これから船員になろうとする方々に対しても、これまでは引き続き機構の大事な業務として位置づけているということとござります。

積み重ねて、少しずつ、それが立派な立派な人材へと育んで、実社会に送り出していくという観点から申し上げますと、そうした現実の状況に対応して、実際に海へ出て働いていただける海員の養成のために、いろいろ工夫をし対応していくかなきひかない、そういうことで考えてくる次第でござ

美濃の運行に伴う危険を防ぐためには、運航者としての指示及び監督を行なう管理体制を整えていかつた、こういう指摘がござります。

総選を初めとする民間の企業などの募金によつて、大変厳しい募
集活動の中で頑張っておりますけれども、今の世間の関心はいまいち低いものがございまして、なかなか御苦労されております。
そういう実情を踏まえまして、今回のこの独立

(高専) 船員訓練所 これに全く異なり、六百名の実習訓練を受け入れておられます。商船系の大学、すなわち東京海洋大学、神戸大学、そして五つの高専は、文部科学省のカリキュラムの中で、航海訓練所所有の大型船で実習する、卒業後に実習訓練を行うこととなつております。

そういう中であります、この船員学校、海員

学校、海技大学校も含めて、卒業生が内航や外航などの海運企業に就職していいなし、海運企業の方も就職受け入れ枠も大変じり貧になつておる。そういう意味で、今、船員養成の観点から、本当に必要な実習に対する選択と集中といいますか、まさに抜本的な航海訓練所の見直しが求められておりますけれども、この点についていかがでしよう。

ここで確認でございますが、これまでの海員学校法にありました、第十条の一、海員の養成といふことが、この独立行政法人海技教育機構法には条文として消えておるのであります。同法には、「第十一条の一、「船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること。」となつておりますが、法律から抜けておる新たな船員の養成」というのは大変私は残念なところと思います。

○星野政府参考人 航海訓練所は、ある意味で、さまざまの海員の養成機関の総合的な実習訓練、いわゆる訓練組織として機能をいたしておるところでございます。先生から御指摘いただきましたとおり、私どもが所管しております海員学校あるいは海技大学校、これ以外に文部省さんで御所管いただいている商船大学、そういったようなさまざまの機関の海員養成施設のいわゆる訓練のため

平成十六年、二〇〇四年、一昨年であります
が、十月二十日に海王丸二世の座礁事故という
がございました。海難審判によりますと、台風
十三号によって富山港の防波堤に座礁、三十人
負傷、三十五日間も座礁したままで、二〇〇〇
年、ことしでありますが、一月五日に修理が完
いたしました。

（日本國務大臣）その日のことは私よく覚えております。あれは台風二十三号でしたよね。一昨年の十月の二十日だったでしょうか、二十一日か、そのころだと思います。

今おっしゃっているとおり、商船系の大学だとか海員学校等の学生生徒に対する乗船実習を行なうところの船である海王丸でそのような事故があつたということ、これは大変、我が国のこれまでの、海洋国家であり、またそれにふさわしい船員

の方々、その船に携わる方々を養成してきたこういうこれまでの歴史から考へても、非常に遺憾な事故であるというふうに私も考へております。それがまたこういう航海訓練所の船で起つたということについては、極めて遺憾でございました。この事故を踏まえまして、事故原因究明・再発防止委員会を設置いたしまして、事故の再発防止に向けてさまざま対策を立てて、今実行をしているところでございます。二度とこうした事故が起らぬように取り組みをさせていただきたいと思います。

○高木(義)委員 私はこの事故をもう思い出したくもありませんけれども、しかし、事実としてこ

のようなことがございまして、結果的には、社会やそして若い生徒に大変な好ましくないイメージを与えたのではないかと思つております。

現場の船長初め乗組員の方々、本当に一生懸命

まさに体を張つて仕事をしておられる私は思うんですよ。あのときも、どうした方がいいのかといふいろいろ対応を考えたと思うんです。本所の、訓練所の当事者の責任者は一体何をしたのか、どういう指示をしたのか、そこに今の航海訓練所の管理運営のまささがあつたのではないか。

この点について、私は、きょうはもう特に航海訓練所の当事者は呼んでおりません。呼んでおりませんが、大臣、また海事局長、大切な日本人船員、そして若い訓練生、そして大切な船舶、やはり非常事態、危機管理、そういうところの操船はまさにもうロードの字じやないか、私はそのようなことを思つております。ぜひ、この点については猛省を促しておきたいと思っております。

さて、この法案には海員学校と海技大学の統合がございます。しかし、なぜ、この際、まさに一貫した教育体制を図るために航海訓練所も統合しなかつたのでしょうか。この点について、いわゆる有識者会議、独立行政法人に関する有識者会議の意見にも、「各法人は、その予算額や人員規模からみても細分化過ぎている。運営の効率化や研究成果を上げるために、類似業務を行う法人

意味では基本になるものが海外から入ってきている。それが、そこで働く方が、日本人の方が非常にどんどん減っている、高齢化が進んでいる。

私は、やはり魅力ある、そういう職場にしていくような努力もしっかりと国策として取り組む必要があると考えております。

しっかりとビジュンづくりを、これはすぐまできるような話ではないと思いますが、これからのが我が国の海運政策について、将来のビジョンをしっかりと示せるように検討させていただきたいと思います。

○高木(義)委員 よろしくお願ひします。終わります。

○林委員長 長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。端的にお答え願えれば幸いでございます。

今回 独法の法案が出てまいりますけれども、非公務員化すると。私は、非公務員化するのであれば、思い切って民間に任せる、こういう御決断が必要ではないかというふうに思います。日本の国には、国でもないし、かといって民間かというと、いや、純粹な民間、株式会社ではない、国でも民間でもない、何かねえのようないい、が、第二官庁のようなものがたくさん自由市場にはびこっている。これが一つ大きな問題だと思います。市民団体とかNPO、NGO、これは当然問題ないと思いますが、役所のコントロールにある今回の独法のようないふうを非公務員化するのであれば、何で民間に任せないんだろう、こういう強い疑問があります。

そして、そもそもこの独法の法案がかつて議論されたときには、一部、私も主張しましたけれども、トップを公募する、トップを公募して民間の方を入れる。こういう案も与党に出ていたやに聞いておりますけれども、それが途中でかき消され、結局、第二官庁になってしまった。これが最大の問題だ。評議委員会の問題も先ほど武正委員から指摘がございました。同感でございます。そして、大臣にいろいろな問題をお尋ねいたし

ますけれども、お配りした資料の二ページ目に、お給料を天下りの方が二重に取つてゐるのではないか、こういうような資料でございますが、今回法案として出てきておりますこの三つの独立行政法人、交通安全環境研究所、海技大学校、航海訓練所、ここに国土交省の方が監事として一人ずつ天下つておられる。

そして、お給料を、交通安全環境研究所の方は年収で二百四十万円。これは九ヶ月分でございます。海技大学校、これも非常勤で、まだ着任して九ヶ月なんで、まだあとはいただいていないということありますけれども、推定すると年収三百万を超える、非常勤というところでございます。海技大学校、これも非常勤で、三百十八万円。航海訓練所、これもまだ七ヶ月ということで、百九十万円。

そして、この方がもう一ヵ所、二重に天下りをしておられて、交通安全環境研究所の方はジェイアール東日本都市開発、これは当然お給料がある常勤。そして、海技大学校、南海印刷の社長で、これも常勤。航海訓練所、これは東京海上日動火災保険の顧問をやられて、常勤でお給料をもらつてている。

監事というのは国土交通大臣が任命するわけですが、第一官庁のようないふうなものが、天下り先がもう一個あったたのを御存じで大臣は任命されておられるんですか。

○北側国務大臣 人事の任命をする際には、こうした経歴等についてもあわせ私のところに参りります。

○長妻委員 そうすると、二ヵ所に天下るということは、これは問題ないということでございます。

○北側国務大臣 独立行政法人制度におきましては、法人外部の者を非常勤の役員として活用する

ふうに認識をしているところでございます。○長妻委員 そうすると、二ヵ所から国土交通省に天下りをくださいというような申し入れがあつて、そしてお一人を二ヵ所にはめ込んでいくといふことで、この二ヵ所、例えば交通安全環境研究所でいえば、その研究所の独法、あるいはもう一つ、ジェイアール東日本都市開発、両方から人をだれかいただきたいというあつせんがあつて、この方を二ヵ所に同時にという、あつせんが向こうから、仲介の要請があつたということですか。

○北側国務大臣 この三つの件につきましては、それぞれルールに乗つかつて、それぞれの民間の方に再就職をなされた。そして、この独立行政法人の監事の人事の際に、非常勤ですけれども、それふさわしい人ということで候補として挙がつてきたというふうに認識をしております。

○長妻委員 ですから、独法と企業から、両方から、この一覧に出ている企業、独法から、人が欲しいから紹介してほしい、こういう依頼があつたということですか。

○北側国務大臣 ですから、それぞれルールに乗つかつて各民間の企業の方に再就職をされてい

る方、再就職されていたわけですね、その方々にについて、独立行政法人の非常勤の監事としてふさわしいということで候補として挙がつてきたといふことがあります。

○長妻委員 ちょっとまたはぐらかされているんですけど、何にもないところでいきなりここに行くわけないので、どちらかからアプローチがあるわけですね。

○北側国務大臣 私がルールと申し上げたのは、決まつてゐる民間企業への再就職の場合のルールがございます。そのルールに基づいて、それぞれの企業に再就職をされたというふうに考えておりま

す。

○北側国務大臣 独立行政法人のこの監事については、国土交通大臣が任命をするわけでございます。

○長妻委員 時間がほとんどなくなりましたけれども、では、このジェイアール東日本都市開発にこの方は天下られていますが、これは、ジェイアール東日本都市開発が国土交通省に人を出してください、こういうことがあってこのAさんは就職されたんですね。

○北側国務大臣 ですから、委員がお聞きになつてるのは、この民間企業への再就職のことをお聞きになつておられるんですか。（長妻委員）両方で

○林委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○北側国務大臣 私がルールと申し上げたのは、これらの方はもともと公務員の方々でございます。公務員の方々が民間企業に再就職するについ

て、公務員の方々が民間企業の方に再就職をされて、ございます。その方々について、独立行政法人の、それまでの経験を見て、ふさわしいというこ

とで国土交通大臣が非常勤の監事として任命をし

たということです。

○長妻委員 国土交通省というのは、人のあつせん、仲介というの、天下りですね、要望があつたときにされるということはあるんですか、今まで。

○北側国務大臣 ちょっと質問の趣旨がよくわからんないんですが、今委員のおつしやつているの

は、独法の監事になつたことをおつしやつてゐるんじやないんですか。そもそも、そうじやなくして、民間企業への再就職についておつしやつてゐるんですか。

○長妻委員 非常に時間を浪費するようなことを言われておりますけれども、では具体的に聞くと、交通安全環境研究所に監事としてこのAさんが行きましたね。これは、どつちからアプローチがあつたんですね。

○北側国務大臣 独立行政法人のこの監事については、国土交通大臣が任命をするわけでございます。

○長妻委員 時間がほとんどなくなましたけれども、では、このジェイアール東日本都市開

発にこの方は天下られていますが、これは、ジェ

イアール東日本都市開発が国土交通省に人を出

してください、こういうことがあってこのAさんは就職されたんですね。

価、検証が挙げられます。

交通安全環境研究所につきましては、燃料電池車の安全、環境に係る技術基準案の策定が挙げられます。

海上技術安全研究所につきましては、有機ずす系塗料の検査技術の開発が挙げられます。

北海道開発土木研究所につきましては、除雪による損傷の少ない車両逸脱警告のための路面加工法の開発などの成果が挙げられるかと思います。

いずれにいたしましても、これらの成果につきましては、独立行政法人評価委員会分科会あるいは研究の外部評価におきまして高く評価をいただいているところでございます。

○高木(陽)委員 大臣に一番最後お伺いしますが、それをちょっと飛びまして七項目めの非公務員化の問題、これについて、官民の人事交流、そういう一つの促進をするという点、こういう見解がありましたけれども、具体的にどのような意味で効果があるか、これをお伺いしたいと思います。短くお願いします。

○星野政府参考人 今回の非公務員化の措置によりまして、大きく三つのポイントがあろうかと思います。

一つは、弾力的な雇用形態及び給与体系を定めています。

もう一つは、兼業、兼職等について弾力的な運用が可能になり、優秀な人材をより集めやすくなることがあります。

うといたしますと、優秀な方ほど、現在の待遇を捨ててこういう研究組織に来ていただくというのはなかなか難しゅうございます。そういう意味で、もとの身分を、立場を維持しつつこの研究活動に御参画いただくには、今の点が極めて重要な点であるというふうに思っております。

それから、採用につきまして、試験採用の原則によらず、専門知識、技能等を重視した採用が可能になる。

こういった三つの点から、こういう部分を生かして民間との人事交流の促進に努めてまいりたい

と思います。

○高木(陽)委員 大臣にお伺いをしたいと思います

効果が見込めるか。冒頭に、二項目について、効果について伺いましたけれども、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○北側国務大臣 今回の法案によりましては、二つの独立行政法人について統合化をさせていただきます。

土木研究所それから北海道開発土木研究所でございますが、これにつきましては、土木技術の研究開発の一体化、また、効率的な実施を行うとい

うところに大きな目的がございます。また、海員学校と海技大学校についてもそれと統合いたしましたが、これにつきましても、船員の養成から、さらにはスキルアップ、能力の向上の一體的な、かつ効率的な実施を図つていこうとするものでございます。また、もともと、間接部門を統合する

ことによって、当然これはメリットがあるというふうに考へているところでございます。

今、海事局長から答弁させていただきましたが、非公務員化の方については、官民の人事交流が容易となる、また、外部の専門的な知識や技術の相互活用が促進されるものと期待をしているところでございます。

○高木(陽)委員 冒頭申し上げましたように、本日は参議院の予算委員会とぶつかりながらこの国土交通委員会が行われておりますので、質問はこれまで終わらせていただきますが、今回の独法の改革というのはこれで終わりではなくて、あくまで

も途中経過であり、改革というのは絶えずやり続けるということ、これをしつかりと念頭に置いて

取り組んでもらいたいということを最後に申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○林委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 私は、共産党の穀田です。きょうは建築研究所に聞くものですから、たまには自分の名前を言わへんと。

姉歯物件である新宿区のマンション耐震強度

が、姉歯建築士と同じ許容応力度等計算で調べた

基準の八五%と算出されながら、限界耐力計算で再検証したところ、基準を満たしているとの結果になつた。一たん強度不足とされたものが今度は安全と判定されたことから、強度不足の建物を抱える他の自治体の間では、うちも限界耐力計算で再検証する必要があるのでとの動搖が広がっていると報道されています。

国土交通省は、異なる判定の原因となつた二つの計算法の違いについて改めて検証するため、独立行政法人建築研究所に検証を依頼し、幾つかの建物について、形・地盤の強さによって二つの計算方法で算出した耐震強度にどのような違いが出るか、特性を分析するとも報道されています。

そこで、きょうは建築研究所に来ていただいたので、耐震強度事件に絡んで聞きたいと思うんであります。

まず、構造計算法について、そして許容応力度計算と限界耐力計算の基本的な違いについて述べてください。

○山内参考人 許容応力度計算における保有水平耐力と限界耐力計算は、どちらも建築物の耐震性能を把握する計算方法でございますけれども、まず、違ひの前に共通点として、入力する地震度を両者とも一定のレベルの強さの地震に対しても設定をするということでございます。

それと、計算方法の違いについて申しますと、まず相対的に言えば、保有耐力計算というのは略算法であり、簡単、簡便な方法ですね。それから、限界耐力計算というのは精緻な計算方法である。さらに具体的に申しますと、保有水平耐力計算というのは、建築物の構造形式、つまり鉄骨とか鉄筋コンクリートとかの構造形式、それから形状等に応じて、比較的簡便な方法で地震時における建築物の変形を精緻に算定して、それに基づきまして必要な耐力を求める高度な計算方法で

す。

ふうに聞こえたんですね。ですから、限界耐力計算について、JSICAは、設計者の裁量によって地震力を小さく評価できるなどの問題点も述べています。性急に事を運ぶことは、混乱の一因となるおそれが多く、奨励すべき方法でない、採用する場合には審査に当たって慎重を期することを強調すべきであるという意見書を国交省に出しているんですね。

ただ、限界耐力計算について、JSICAは、設

計者の裁量によって地震力を小さく評価できるなど問題点も述べています。性急に事を運ぶことは、混乱の一因となるおそれが多く、奨励すべき方法でない、採用する場合には審査に当たって慎重を期することを強調すべきであるという意見書を国交省に出しているんですね。ですから、限界耐力計算の問題点について、素人にもわかりやすく説明していただきたい。

○山内参考人 日本建築構造技術者協会、JSICAと略称しておりますけれども、JSICAさんの御意見にあるように、限界耐力計算法というの

は、先ほど申し上げたように非常に精緻で高度な手法でございますので、その適用と審査に当たりましては、専門的な知見を有する技術者が適切に判断した上でやらないと運用を誤りがちだということを考えております。

JSCAさんの御意見といいますか、それはよく承知できると思います。

○穀田委員 もう一つ今はちょっとわからないのだけれども、要するに、専門的な知見がないとだめだと。だけれども、簡単に言えば、JSICAが言っていることはもつともだ、こういうことでですね。(山内参考人「はい」と呼ぶ)どうももう一つだけれども、要するに、専門的な知見がないとだめだと。だけれども、簡単に言えば、JSICAが言っていることはもつともだ、こういうことでですね。

そこで、JSICAの意見書でも指摘していますが、限界耐力計算によって作成された構造計算書を、特定行政庁や民間確認検査機関がこれから審査するわけですね。今はつきり理事長がおつしやったように、簡便な方法だと。簡便な方法でさえ見抜けなかつた確認検査機関がどうやって審査できるのか、疑問ですよね。

ですから、簡便な方法でさえわからない、見抜けない。おつしやつたように、精緻で専門的な知見があるものに対して、確認検査機関に審査能力

があるとお思いですか。

○山内参考人 先ほど申し上げたように、限界耐力法というは保有水平耐力の計算に比べまして非常に精緻で高度な検討を要する計算方法と考えておりますが、私どもは、建築技術の研究開発をやっているところでございまして、確認制度とかあるいは確認機関に関する実態の情報は持ち合われておりますので、まことに申しわけございませんが、お答えする見識を持ち合わせておりませんが、お答えする見識を持ち合わせておりませ

ん。

○穀田委員 なるほど。
それでは、構造計算プログラムの改ざんの可能性についてちょっとお聞きしたいと思います。

社会資本整備審議会の中間報告でもこう言ってます。「今回の偽装物件では出力結果の修正や計算途中の数値の修正、不適切な構造解析方法の使用があり、」として、構造計算認定プログラムによる計算結果の改ざんができることが指摘されています。

建築研究所として、構造計算プログラムによる計算結果の改ざんの可能性について、どのように認識しておられるか。簡単に言えば、改ざんできると認識していると思うんですが、それはいつ認識したか。

○山内参考人 建築研究所は、国土交通省からの協力要請を受けまして、構造計算書の偽装にかかる検証作業について技術的な協力を行つております。しかし、コンピューターソフトである構造計算プログラム自体が改ざんされているかどうかについては求められておりません。

御承知のとおり、国土交通省の見解といたしましては、構造プログラムそのものの改ざんが行われた事実はないものの、プログラム出力結果を電子データとして保存した場合には、市販のワープロソフトなどで修正して出力結果を改ざんするということが可能であると聞いております。

○穀田委員 理事長はその程度で、聞いていると

それはちょっと違うと思うんですね。

十一月十一日に、国交省内で、国交省と建研とトメーカーなどの方々を交えて、実は構造計算ソフトの偽装方法の調査分析が行われているんです。一緒にやっているんですよ、おたくのところが。ということは、そのときにわかっているんでですよ。

これは皆さん、あれなんですけれども、構造プログラムを改ざんできるかということは、これは全体として構造計算プログラムに基づく計算をごまかすことができる。こういうことなんですね。構造プログラムを改ざんできると私は言っているんじゃないんですよ。構造計算プログラムを使った構造計算書は改ざんできるということははつきりして

いるんですね。そういうことで理解していると

そこで、イーホームズのホームページを見ますと、今言った国交省、建研、日本建築センター、構造計算ソフトメーカーなどを交えてやつてあると認識したとされる点を中心によつと説明を求めてます。しかしながら、コンピューターソフトである構造計算プログラムが改ざんされているかどうか

証に参加した我が研究所の職員に直接確認しましたが、構造計算プログラムについて紙の差しかえをしなくとも偽装が可能かどうかというような話がされたことは記憶にないとのことでした。

○穀田委員 そういう方が記憶にないと言われるが、これが記憶にないとのことです。

○北側國務大臣 職員の雇用については十分分配されなければならないと考えております。こういう変わり目だからこそ、職員の方々に無用の不安を感じさせないよう、また士気を鈍らせないよう、しつかり職員の雇用には配慮し、的確な人事運用を進めてまいりたいと考えておりますし、そういう組合の方々ともよく話し合つて進めていきたいと考えております。

○林委員長 だれか答えられますか。

○北側國務大臣 済みません。ちょっと住宅局のメンバーがいなくて、失礼いたしました。

一日のことでございますけれども、紙の差しかえ

をしなくても偽装が可能なことがわかつたとおつしやつていることについては、国土交通省としてもそうしたことがあったとは考えておりません。

○穀田委員 考えておらないというんじゃないなくて、事實はなかつたと言つていいんですね。ただ、もちろん十一月十一日にそういうことについて認識したかどうかというのは別ですけれども、その後の経過を通じて、そうだ、できると。つまり、構造計算プログラムを改ざんするというよりも、その前後を含めて改ざんできるということの総称の意味ですね。そこはわかつたと思うんで

す。

最後に、時間も迫つてまいりましたので、法案は、こういう建築研究所を始めとした独立行政法人の職員を非公務員化するなどを主な内容としていることは、御承知のとおりです。私どもは、今こういう問題を初めて、研究機関が国民の命とか安全を確保するそういう点での国の責任を担つておる部署であるという点でいうと、ここを弱めることになるから法案には反対なんですが、事は身分にかかわることでありまして、関係労組など、そういう職員の声を聞き、慎重を期すべきではないか。この点についての御見解を最後に大臣に伺つておきたいと思います。

○北側國務大臣 職員の雇用については十分分配されなければならないと考えております。こういう変わり目だからこそ、職員の方々に無用の不安を感じさせないよう、また士気を鈍らせないよう、しつかり職員の雇用には配慮し、的確な人事運用を進めてまいりたいと考えておりますし、そういう組合の方々ともよく話し合つて進めていきたいと考えております。

○穀田委員 終わります。

○林委員長 日森文尋君。

官から民といふのは内閣のいわば一つのスローガンであつて、小泉さん、一生懸命おつしやつて

いるわけですが、しかし、独法の非公務員化も含めて、独法の問題についても、本来国が行つていませんが、この業務が民間に開放されて、例えば耐震強度

うん

です。

○日森委員 最初に、大臣にお聞きをしたいと思

うんです。

○穀田委員 うん

官から民といふのは内閣のいわば一つのスローガンであつて、小泉さん、一生懸命おつしやつているわけですが、しかし、独法の非公務員化も含めて、独法の問題についても、本来国が行つていませんが、この業務が民間に開放されて、例えば耐震強度

くべき業務が民間に開放されて、例えば耐震強度

が、この業務が民間に開放されて、例えば耐震強度

策の重要な性ということは先生の御指摘のとおりでございます。このような状況の中で、道路橋あるいはダム、こういった土木構造物の耐震設計法あるいは補強法を開発して、國の技術基準等にこれを反映し、耐震性の向上に寄与している、そういう役割を独立行政法人土木研究所が果たしているところでござります。

今後とも、地震などに対する研究開発など、土木研究所の使命を果たすために、的確に業務を推進してまいりたいと考えております。

○糸川委員 それでは、積雪寒冷地である北海道において、これまで実施してきた土木技術に関する研究開発というものが、これは重要であるといふふうに考えておりますが、北海道開発土木研究所というのは、同じように、これまで何を使使として、どんな業務を行ってきたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○吉田政府参考人 御指摘の北海道開発土木研究所でございますけれども、国土交通省北海道開発局の所掌事務に関連します土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うことによりまして、北海道の開発に資する土木技術の向上を図るという使命を有した、寒地土木技術の総合的研究機関でございます。

具体的には、積雪寒冷地の過酷な気象条件、広範囲に分布する泥炭質の軟弱地盤など、本州等とは異なる自然条件下にあります北海道におきまして、地吹雪による視程障害でありますとか、春先の融雪出水、流水や結氷、凍土や泥炭性軟弱地盤における地耐力など、道路、河川、港湾、農業、水産といった多岐の分野にわたる土木技術上の諸課題の解決を図るために研究などを実施してきたところでございます。

今般、土木研究所と統合しまして、新たな体制として業務を進めていますけれども、こういう積雪寒冷地であります北海道における技術開発につきまして、引き続き的確に推進していくたいと考えております。

○糸川委員 今の御説明で、土木研究所と北海道開発土木研究所の土木研究は、土木研究という観点からは共通の基礎の上に成り立っているのかなと。だから、今般統合することになったというふうに考えられるわけでございますが、その土木研究所の統合の結果といふものは、これはどのようになつていくのか。それから、このような統合によって、北海道にかかるその研究について後退するということはないのか、見解をお聞かせいただきますでしようか。

○春田政府参考人 ただいまの両研究所が統合されることによりまして、研究成果の質的向上及び研究業務の効率的実施が図られるものと考えておるところでございます。

特に、現行の土木研究所では、技術推進本部といふものを設置しておりますので、研究成果の普及や知的財産の活用を促進しているところでございます。

これによりまして、全国的な土木技術と北海道の特殊な自然環境に適合した土木技術に関する研究成果、あるいは知的財産権などの集中管理が可能となりまして、成果の普及促進をより効率的に研究機関でございます。

特に、北海道開発に関する調査研究につきましては、北海道の気象条件を踏まえる必要がございます。北海道開発行政との緊密な連携のもと、研究開発や技術指導、あるいは災害支援を実施する必要があるということから、北海道の現地に引き続き寒冷地道路や農業基盤などに関する研究組織を存置し、土木研究所が有している知見とも共有、連携を図りつつ、一層効率的、効果的な研究を実施する所存でございます。

○糸川委員 では、海に囲まれた海洋国家日本にとって船員の確保とか養成というものの重要性といふふうに考えております。

いふことは、海員学校と海技大学校との統合によつて、変わりなく、より質の高い船員政策が可能となることが今回の統合の前提なのかな

というふうに思います。そこで、具体的に、海員学校と海技大学校の海技教育機構への統合の効果というものがどのようなものなのか、この統合によって教育について何か変わることがあるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

海員学校は、これまで、新たに船員になろうとする方々に、中卒、高卒の段階で教育を行つて、船員としての技能を付加するための機関でございます。また、海技大学校はいろいろなコースがありますが、基本的には、既に現に船員として働いておられる方々の技能向上とか新しいスキルを身につけるといったよなことについて教育機関として機能してまいりました。

今回、統合によりまして、基本的には三つほど意義があるのかなというふうに思つております。一つは、今申し上げました、これから船員にならうとされる方、さらに、既に船員になられた方のさらなるレベルアップ、こういうものについて、一貫したカリキュラムに基づく教育の実施が可能になるのではないか。したがつて、より即戦力になる若い人を世の中に送り出すというカリキュラムの編成が可能になるのではないかというふうに思つております。

それから、新人教育、資格教育、その他海運業界のニーズに対応した実務教育など、多種多様な教育のきめ細かな実施というのが可能になる。

もう一つ大きなポイントは、既に船員になられおられる方々の再教育機関として、現在の海技大学校は極めて限られたところで受け入れているわけですが、これが、今回の統合によりまして、わざわざ仕事を休んでそういう再教育を受ける方々にとって、全国でそつた講習が受けられるということは極めて意義あることである

というふうに思います。立行政法人は、平成十三年度に公務員型で独立行政法人に移行したものでございます。なぜ今になつたのか、お聞かせいただけますか。

○星野政府参考人 今回の十一法人につきまして、平成十三年に國の施設等機関から移行したときには、公共性が高い事務事業を万全に遂行するため及び円滑な移行が求められたということから、公務員型の独立行政法人としてスタートをさせていただいたわけでございます。

ただ、独立行政法人の仕組みにつきましては、先ほどもちよつと申し上げましたが、一応、目標を掲げ、それを実施し、評価し、その評価結果に合わせて全体の体制のさらなる効率化あるいは成果を上げるという高度化といったよなものを、

体制を見直すという仕組みであります。それで、その仕組みにのつとつて、今回、組織体制の見直しを行つたことに伴いまして、さらなる効果的な業務の遂行のためには、今申し上げました民間との交流等々を円滑に進めるといったような意味で、その仕組みにのつとつて、非公務員型の独立行政法人として位置づけることが適当、こう判断したものでございます。

○糸川委員 では、今回の独立行政法人の非公務員化というものが公務員型であることによる制約を排除するというのが目的である一方で、国家公務員でなくなつたのに、みなしが公務員規定というものが設けられている。この法規定を設ける意味というのがあるのでしょうか。お聞かせいただけますか。

○星野政府参考人 今回、非公務員型になることによりまして、官民交流等、円滑に進むことができると先ほど三三点ほどその背景について御説明申し上げましたが、一方で、やはり、ある意味でこ

の独法の職員の方々は公務に従事をされておられるわけであります。したがつて、公のお金を使い、公務に従事する方々については、やはり刑法その他の適用の関係で、公務員と同等とみなすという規定を置かせていただいているというのが今回措置の内容でございます。具体的な法令の罪状としては公務員職権濫用罪やあるいは収賄罪、そうした罪の主体となり得るということでござります。

○糸川委員 最後に大臣にお伺いいたしますが、

安全、安心な国民の暮らしを支える公共施設や交

通基盤、もしくはそれを支える人材について研究

や教育を行うこれらの独立行政法人は、非常に重

要な位置づけを持っておるわけでございます。今

後も着実にその事業を推進していく必要があると

思いますが、大臣の見解をお聞かせいただけます

でしょうか。

○北側国務大臣 今、委員のおっしゃったよう

に、国土省の関連で見直し対象となる十一の独立

行政法人、これは例えば、土木建築に係る技術の

研究などとか、陸海空の交通にかかる技術の研

究、さらには船員だとかパイロットの育成といつ

た、安全な安心な国民生活を支える上で非常に重

要な役割を担つてきましたし、これからも担つて

いただく必要があると認識をしているところでござります。

これらの独立行政法人につきましては、今後策

定される中期目標や中期計画におきまして、組織

また業務運営の効率化を図ることは当然でござりますけれども、今委員のおっしゃったように、統合のメリット、また非公務員化のメリット、そういうのを十分生かしながら、本来の安全、安心な国民生活を確保していく、支えていくという大きな国民の期待にこたえる成果を上げるように、しっかりと取り組まないといけない、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○糸川委員 ゼひ、透明な独立行政法人の運営と

いうものを行つていただければと思います。

終わります。ありがとうございました。

○林委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○林委員長 これより討論に入ります。

官製談合を助長する結果になりかねません。政府法案のこのよき矛盾は、小泉政権の天下り規制に対する及び腰の姿勢にあると考えられます。今回の一連の改正法案で、独立行政法人の運営が効率化し、財政の負担が軽減され、あるいは国民に対するサービスが向上するといった成果は全く期待できないばかりか、非公務員化によって国会の統制が及ばなくなるなど、弊害が懸念されます。

一方、独立行政法人化後、職員数や運営交付金の削減、外部資金の確保が押しつけられてきました。非公務員化されれば、成績主義の人事評価制度と相まって、短期間で結果が出る効率のよい研究が優先され、本来研究にとつて不可欠な基礎的研究の軽視につながることは明らかです。

積み上げる研究など、採算性は見込めないが他にかえることのできない貴重な研究を行つていま

す。こうした研究の成果が、国民の安全などに

とつて大変重要な役割を果たしています。

○森本委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案について、反対の立場から討論をいたします。

今回の法案は、独立行政法人の職員の身分を公務員から非公務員に変更することを主な内容としております。独立行政法人の非公務員化には、行政のスリム化や個人の能力が発揮できる就業環境の整備などを通じて、より質が高く効率的な業務が期待できるとの主張がなされています。

実際は全く逆であり、デメリットばかりが目立ちます。

○糸川委員 以下、具体的に問題点を述べます。

まず、業務の効率化が期待できるのであれば、同時に運営交付金の削減が行われてしかるべきであります。ところが、非公務員化しても運営交付金はほとんど変わらず、むしろ増加しているものもあります。何のための非公務員化か、理解できません。

○糸川委員 また、非公務員化によって、民間の企業も官僚の天下り先は確保したまま、無駄な事務が期待できるとの主張がなされています。

以上、具体的に問題点を述べます。

まず、業務の効率化が期待できるのであれば、同時に運営交付金の削減が行われてしかるべきであります。ところが、非公務員化しても運営交付金はほとんど変わらず、むしろ増加しているものもあります。何のための非公務員化か、理解できません。

○糸川委員 また、非公務員化によって、民間の企業も官僚の天下り先は確保したまま、無駄な事務が期待できるとの主張がなされています。

以上でございます。（拍手）

○林委員長 次に、糸川委員へお答えします。

○糸川委員 私は、日本共産党を代表して、反対の討論を行います。

第一の理由は、行政機能のスリム化、効率化を理由に研究所職員の非公務員化を進めることは、国民の命と安全を確保する国の責任を弱めることになるからです。

また、非公務員化によって独立行政法人が天下り規制の抜け穴となってしまいます。中央官庁と独立行政法人との癒着関係を絶たなければ、非公務員化は百害あって一利なしでございます。この問題を解決するためには、独立行政法人のトップの公募や独立行政法人役職員の天下り規制、独立行政法人における一般競争入札の義務化など、同

じく指名で受け入れ、その出向元企業に独立行政法

人が事業を発注するケースも見受けられます。このような不明朗な事態がさらに進む危険性に対す

る手当てなしに人事交流を進めることは、まさに

○糸川委員 その責務が果たせるのであり、安全確保などの研究に従事する職員を非公務員化することは、全

く逆行だと想わなれません。

○糸川委員 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○糸川委員 御異議なしと認めます。よつて、そ

のうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○糸川委員 次に、内閣提出、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣

第二の理由は、非公務員化により研究環境を一層不安定にし、基礎的研究の後退を招くからで

す。

○糸川委員 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○糸川委員 御異議なしと認めます。よつて、そ

のうに決しました。

○糸川委員 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○糸川委員 御異議なしと認めます。よつて、そ

のうに決しました。

○糸川委員 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○糸川委員 御異議なしと認めます。よつて、そ

のうに決しました。

宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○北側國務大臣 ただいま議題となりました宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成十六年の新潟県中越地震、昨年の福岡県西方沖地震などにおいては、宅地を中心に多くの地盤災害が生じました。今後発生の可能性が指摘されている首都直下地震などの大規模地震においても、地盤災害により大きな被害が発生する危険性が懸念されており、地震時などにおける宅地の安全性の確保の必要性が高まっています。また、今般の建築物の構造計算書偽装問題の発覚を受け、耐震性が確保されていないため危険な建築物について、住宅金融公庫の融資を活用することにより、緊急に取り壊し、建てかえを行うことを促進することが求められています。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申しあげます。

第一に、都道府県知事は、がけ崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生じるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、当該区域内の宅地所有者等に対し、灾害防止のため必要な措置をとることを勧告し、または命ずることができることとし

ております。

第二に、都市計画法の開発許可の技術基準として、がけ崩れ等による災害の防止に係る基準を追加するものとし、宅地造成工事規制区域内においては、開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成工事の許可を不要とすることとしております。

第三に、耐震性が確保されていないため危険な建築物について、住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設けることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○林委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十七日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会

第八条第一項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、都市計画法昭和四十三年法律第百号第二十九条第一項又は第二項の許可を受け行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

第八条第二項中「前項」を「前項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」に、「附する」を「付する」に改める。

第九条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「又は排水施設」を「排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)」に改める。

第十条第一項及び第十二条中「第八条第一項」を「第八条第一項本文」に改める。

防止のための措置(第二十一条第一項)

に改める。

〔第四章 造成宅地防災区域(第二十条)
第五章 造成宅地防災区域内における災害の

第六章 雜則(第十九条第一項)
第七章 罰則(第二十三条第一項)

第六章 雜則(第二十四条第一項)
第七章 罰則(第二十七条第一項)

第六章 雜則(第二十五条第一項)
第七章 罰則(第二十六条第一項)

第六章 雜則(第二十七条第一項)
第七章 罰則(第二十八条第一項)

第六章 雜則(第二十九条第一項)
第七章 罰則(第三十一条第一項)

第六章 雜則(第三十二条第一項)
第七章 罚則(第三十三条第一項)

第六章 雜則(第三十四条第一項)
第七章 罰則(第三十五条第一項)

第六章 雜則(第三十六条第一項)
第七章 罰則(第三十七条第一項)

第六章 雜則(第三十八条第一項)
第七章 罚則(第三十九条第一項)

第六章 雜則(第四十条第一項)
第七章 罚則(第四十一条第一項)

第六章 雜則(第四十二条第一項)
第七章 罚則(第四十三条第一項)

第六章 雜則(第四十四条第一項)
第七章 罚則(第四十五条第一項)

第六章 雜則(第四十六条第一項)
第七章 罚則(第四十七条第一項)

第六章 雜則(第四十八条第一項)
第七章 罚則(第四十九条第一項)

第六章 雜則(第五十条第一項)
第七章 罚則(第五十一条第一項)

第六章 雜則(第五十二条第一項)
第七章 罚則(第五十三条第一項)

第六章 雜則(第五十四条第一項)
第七章 罚則(第五十五条第一項)

第六章 雜則(第五十六条第一項)
第七章 罚則(第五十七条第一項)

第六章 雜則(第五十八条第一項)
第七章 罚則(第五十九条第一項)

第六章 雜則(第六十条第一項)
第七章 罚則(第六十一条第一項)

第六章 雜則(第六十二条第一項)
第七章 罚則(第六十三条第一項)

第六章 雜則(第六十四条第一項)
第七章 罚則(第六十五条第一項)

第六章 雜則(第六十六条第一項)
第七章 罚則(第六十七条第一項)

第六章 雜則(第六十八条第一項)
第七章 罚則(第六十九条第一項)

第六章 雜則(第七十条第一項)
第七章 罚則(第七十一条第一項)

第六章 雜則(第七十二条第一項)
第七章 罚則(第七十三条第一項)

第六章 雜則(第七十四条第一項)
第七章 罚則(第七十五条第一項)

第六章 雜則(第七十六条第一項)
第七章 罚則(第七十七条第一項)

第六章 雜則(第七十八条第一項)
第七章 罚則(第七十九条第一項)

第六章 雜則(第八十条第一項)
第七章 罚則(第八十一条第一項)

第六章 雜則(第八十二条第一項)
第七章 罚則(第八十三条第一項)

第六章 雜則(第八十四条第一項)
第七章 罚則(第八十五条第一項)

第六章 雜則(第八十六条第一項)
第七章 罚則(第八十七条第一項)

第六章 雜則(第八十八条第一項)
第七章 罚則(第八十九条第一項)

第六章 雜則(第九十条第一項)
第七章 罚則(第九十一条第一項)

第六章 雜則(第九十二条第一項)
第七章 罚則(第九十三条第一項)

第六章 雜則(第九十四条第一項)
第七章 罚則(第九十五条第一項)

第六章 雜則(第九十六条第一項)
第七章 罚則(第九十七条第一項)

第六章 雜則(第九十八条第一項)
第七章 罚則(第九十九条第一項)

第六章 雜則(第二十条第一項)
第七章 罚則(第二十一条第一項)

第六章 雜則(第二十二条第一項)
第七章 罚則(第二十三条第一項)

第六章 雜則(第二十四条第一項)
第七章 罚則(第二十五条第一項)

第六章 雜則(第二十六条第一項)
第七章 罚則(第二十七条第一項)

第六章 雜則(第二十八条第一項)
第七章 罚則(第二十九条第一項)

第六章 雜則(第三十条第一項)
第七章 罚則(第三十一条第一項)

第六章 雜則(第三十二条第一項)
第七章 罚則(第三十三条第一項)

第六章 雜則(第三十四条第一項)
第七章 罚則(第三十五条第一項)

第六章 雜則(第三十六条第一項)
第七章 罚則(第三十七条第一項)

第六章 雜則(第三十八条第一項)
第七章 罚則(第三十九条第一項)

第六章 雜則(第四十条第一項)
第七章 罚則(第四十一条第一項)

第六章 雜則(第四十二条第一項)
第七章 罚則(第四十三条第一項)

第六章 雜則(第四十四条第一項)
第七章 罚則(第四十五条第一項)

第六章 雜則(第四十六条第一項)
第七章 罚則(第四十七条第一項)

第六章 雜則(第四十八条第一項)
第七章 罚則(第四十九条第一項)

第六章 雜則(第五十条第一項)
第七章 罚則(第五十一条第一項)

第六章 雜則(第五十二条第一項)
第七章 罚則(第五十三条第一項)

第六章 雜則(第五十四条第一項)
第七章 罚則(第五十五条第一項)

第六章 雜則(第五十六条第一項)
第七章 罚則(第五十七条第一項)

第六章 雜則(第五十八条第一項)
第七章 罚則(第五十九条第一項)

第六章 雜則(第六十条第一項)
第七章 罚則(第六十一条第一項)

第六章 雜則(第六十二条第一項)
第七章 罚則(第六十三条第一項)

第六章 雜則(第六十四条第一項)
第七章 罚則(第六十五条第一項)

第六章 雜則(第六十六条第一項)
第七章 罚則(第六十七条第一項)

第六章 雜則(第六十八条第一項)
第七章 罚則(第六十九条第一項)

第六章 雜則(第七十条第一項)
第七章 罚則(第七十一条第一項)

第六章 雜則(第七十二条第一項)
第七章 罚則(第七十三条第一項)

第六章 雜則(第七十四条第一項)
第七章 罚則(第七十五条第一項)

第六章 雜則(第七十六条第一項)
第七章 罚則(第七十七条第一項)

第六章 雜則(第七十八条第一項)
第七章 罚則(第七十九条第一項)

第六章 雜則(第八十条第一項)
第七章 罚則(第八十一条第一項)

第六章 雜則(第八十二条第一項)
第七章 罚則(第八十三条第一項)

第六章 雜則(第八十四条第一項)
第七章 罚則(第八十五条第一項)

第六章 雜則(第八十六条第一項)
第七章 罚則(第八十七条第一項)

第六章 雜則(第八十八条第一項)
第七章 罚則(第八十九条第一項)

第六章 雜則(第九十条第一項)
第七章 罚則(第九十一条第一項)

第六章 雜則(第九十二条第一項)
第七章 罚則(第九十三条第一項)

第六章 雜則(第九十四条第一項)
第七章 罚則(第九十五条第一項)

第六章 雜則(第九十六条第一項)
第七章 罚則(第九十七条第一項)

第六章 雜則(第九十八条第一項)
第七章 罚則(第九十九条第一項)

第六章 雜則(第二十条第一項)
第七章 罚則(第二十一条第一項)

第六章 雜則(第二十二条第一項)
第七章 罚則(第二十三第一項)

第六章 雜則(第二十四条第一項)
第七章 罚則(第二十五条第一項)

第六章 雜則(第二十六条第一項)
第七章 罚則(第二十七条第一項)

第六章 雜則(第二十八条第一項)
第七章 罚則(第二十九条第一項)

第六章 雜則(第三十条第一項)
第七章 罚則(第三十一条第一項)

第六章 雜則(第三十二条第一項)
第七章 罚則(第三十三条第一項)

第六章 雜則(第三十四条第一項)
第七章 罚則(第三十五条第一項)

第六章 雜則(第三十六条第一項)
第七章 罚則(第三十七条第一項)

第六章 雜則(第三十八条第一項)
第七章 罚則(第三十九条第一項)

第六章 雜則(第四十条第一項)
第七章 罚則(第四十一条第一項)

第六章 雜則(第四十二条第一項)
第七章 罚則(第四十三条第一項)

第六章 雜則(第四十四条第一項)
第七章 罚則(第四十五条第一項)

第六章 雜則(第四十六条第一項)
第七章 罚則(第四十七条第一項)

第六章 雜則(第四十八条第一項)
第七章 罚則(第四十九条第一項)

第六章 雜則(第五十条第一項)
第七章 罚則(第五十一条第一項)

第六章 雜則(第五十二条第一項)
第七章 罚則(第五十三条第一項)

第六章 雜則(第五十四条第一項)
第七章 罚則(第五十五条第一項)

第六章 雜則(第五十六条第一項)
第七章 罚則(第五十七条第一項)

第六章 雜則(第五十八条第一項)
第七章 罚則(第五十九条第一項)

第六章 雜則(第六十条第一項)
第七章 罚則(第六十一条第一項)

第六章 雜則(第六十二条第一項)
第七章 罚則(第六十三条第一項)

第六章 雜則(第六十四条第一項)
第七章 罚則(第六十五条第一項)

第六章 雜則(第六十六条第一項)
第七章 罚則(第六十七条第一項)

第六章 雜則(第六十八条第一項)
第七章 罚則(第六十九条第一項)

第六章 雜則(第七十条第一項)
第七章 罚則(第七十一条第一項)

第六章 雜則(第七十二条第一項)
第七章 罚則(第七十三条第一項)

第六章 雜則(第七十四条第一項)
第七章 罚則(第七十五条第一項)

第六章 雜則(第七十六条第一項)
第七章 罚則(第七十七条第一項)

第六章 雜則(第七十八条第一項)
第七章 罚則(第七十九条第一項)

第六章 雜則(第八十条第一項)
第七章 罚則(第八十一条第一項)

第六章 雜則(第八十二条第一項)
第七章 罚則(第八十三条第一項)

第六章 雜則(第八十四条第一項)
第七章 罚則(第八十五条第一項)

第六章 雜則(第八十六条第一項)
第七章 罚則(第八十七条第一項)

第六章 雜則(第八十八条第一項)
第七章 罚則(第八十九条第一項)

第六章 雜則(第九十条第一項)
第七章 罚則(第九十一条第一項)

第六章 雜則(第九十二条第一項)
第七章 罚則(第九十三条第一項)

第六章 雜則(第九十四条第一項)
第七章 罚則(第九十五条第一項)

第六章 雜則(第九十六条第一項)
第七章 罚則(第九十七条第一項)

第六章 雜則(第九十八条第一項)
第七章 罚則(第九十九条第一項)

第六章 雜則(第二十条第一項)
第七章 罚則(第二十一条第一項)

第六章 雜則(第二十二条第一項)
第七章 罚則(第二十三第一項)

第六章 雜則(第二十四条第一項)
第七章 罚則(第二十五条第一項)

第六章 雜則(第二十六条第一項)
第七章 罚則(第二十七条第一項)

第六章 雜則(第二十八条第一項)
第七章 罚則(第二十九条第一項)

第六章 雜則(第三十条第一項)
第七章 罚則(第三十一条第一項)

第六章 雜則(第三十二条第一項)
第七章 罚則(第三十三条第一項)

第六章 雜則(第三十四条第一項)
第七章 罚則(第三十五条第一項)

第六章 雜則(第三十六条第一項)
第七章 罚則(第三十七条第一項)

第六章 雜則(第三十八条第一項)
第七章 罚則(第三十九条第一項)

第六章 雜則(第四十条第一項)
第七章 罚則(第四十一条第一項)

第六章 雜則(第四十二条第一項)
第七章 罚則(第四十三条第一項)

第六章 雜則(第四十四条第一項)
第七章 罚則(第四十五条第一項)

第六章 雜則(第四十六条第一項)
第七章 罚則(第四十七条第一項)

第六章 雜則(第四十八条第一項)
第七章 罚則(第四十九条第一項)

第六章 雜則(第五十条第一項)
第七章 罚則(第五十一条第一項)

第六章 雜則(第五十二条第一項)
第七章 罚則(第五十三条第一項)

第六章 雜則(第五十四条第一項)
第七章 罚則(第五十五条第一項)

第六章 雜則(第五十六条第一項)
第七章 罚則(第五十七条第一項)

第六章 雜則(第五十八条第一項)
第七章 罚則(第五十九条第一項)

第六章 雜則(第六十条第一項)
第七章 罚則(第六十一条第一項)

第六章 雜則(第六十二条第一項)
第七章 罚則(第六十三条第一項)

第六章 雜則(第六十四条第一項)
第七章 罚則(第六十五条第一項)

第六章 雜則(第六十六条第一項)
第七章 罚則(第六十七条第一項)

第六章 雜則(第六十八条第一項)
第七章 罚則(第六十九条第一項)

第六章 雜則(第七十条第一項)
第七章 罚則(第七十一条第一項)

第六章 雜則(第七十二条第一項)
第七章 罚則(第七十三条第一項)

第六章 雜則(第七十四条第一項)
第七章 罚則(第七十五条第一項)

第六章 雜則(第七十六条第一項)
第七章 罚則(第七十七条第一項)

第六章 雜則(第七十八条第一項)
第七章 罚則(第七十九条第一項)

第六章 雜則(第八十条第一項)
第七章 罚則(第八十一条第一項)

第六章 雜則(第八十二条第一項)
第七章 罚則(第八十三条第一項)

第六章 雜則(第八十四条第一項)
第七章 罚則(第八十五条第一項)

第六章 雜則(第八十六条第一項)
第七章 罚則(第八十七条第一項)

第六章 雜則(第八十八条第一項)
第七章 罚則(第八十九条第一項)

第六章 雜則(第九十条第一項)
第七章 罚則(第九十一条第一項)

第六章 雜則(第九十二条第一項)
第七章 罚則(第九十三条第一項)

第六章 雜則(第九十四条第一項)
第七章 罚則(第九十五条第一項)

第六章 雜則(第九十六条第一項)
第七章 罚則(第九十七条第一項)

第六章 雜則(第九十八条第一項)
第七章 罚則(第九十九条第一項)

第六章 雜則(第二十条第一項)
第七章 罚則(第二十一条第一項)

第六章 雜則(第二十二条第一項)
第七章 罚則(第二十三第一項)

第四章 造成宅地防災区域

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定すことができる。

3 第三条第一項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認める場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対する擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

域内の造成宅地で、第二十条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことと命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者(以下この項において「造成宅地所有者等」という。(以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他)の行為によつて第二十条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者(その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。)に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行ふことを命ずることができる。

3 第十四条第五項の規定は、前一項の場合について準用する。

「第十七条第一項中第十三条第一項」の下に「第十四条第一項」を加え、同条を第十八条とする。

第十六条第一項中「擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて」を「擁壁等が設置されておらず、又は極めて」に、「著しいものを「大きいと認められるもの」に、「著しいおそれを除去する」を「災害の防止の」に、「利用状況等」を「利用状況その他の状況」に、「擁壁若しくは排水施設」を「擁壁等」に、「つけて」を「付けて」に改め、「地形」の下に「若しくは盛土」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「擁壁若しくは排水施設」を「擁壁等」に改め、「者の」の下に「宅地造成に関する不完全な工事その他の」を加え、「同項に規定する」を「前項の」に改め、「著しい」を削り、「に同項」を「に前

項に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第十三条第五項」を「第十四条第五項」に改め、同条を第十五条とする。

第十五条第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「第二十条」を「第二十四条」に改め、同条第

二項中「占有者等」を「占有者、造成主又は工事施行者に、「擁壁又は非水施設」を「擁壁等」に

改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「行なわれて」を「行われて」に改め、同条第二項中「擁壁又は排水施設」を

「擁壁等」に、「行なおう」を「行おう」に、「者
は、第八条第一項の許可を受ければならぬ

は「第八条第一項の請求を受けない者はならぬ場合を除き」を「者（第八条第一項本文若しく

は第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。)は一に改

め、同条第三項中「者は、第八条第一項の許可

を受けなければならぬ場合を除き」を著(第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可

を受け、又は同条第二項の規定による届出をし
た者を除く。)は二回目、同条を第十五条にす

同条を第十五条とす
る。

第十三条第一項中「第八条第一項」を「第八条

第一類第十号
國土交通委員會議錄第六号

八条第一項本文の許可の内容とみなす。
(都市計画法の一部改正)

第三十三条第一項第七号中「開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、かけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは」を「地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について」に、「擁壁の設置等」を「擁壁又は排水施設の設置その他」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九百九十一号)第二条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が同法第九条の規定に適合していること。部又は一部が宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九百九十一号)第二条第一項の宅地造成工事規制区域内の土地であるときは、当該土地における開発行為に関する工事の計画が同法第九条の規定に適合していること。

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。
第八十八条第四項中「第八条第一項」を「第八条第一項本文若しくは第十二条第一項又は都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文」に改める。
(住宅金融公庫法の一部改正)

第四条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第八項中「第十五条第二項若しくは第十六条第一項若しくは第二項」を「第十六条第二項、第十七条第一項若しくは第二項、第二十条第二項若しくは第二十二条第一項若しくは第二項」に改める。
附則第七項中「住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九百九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸

付けの申込みを受理した貸付金のうち」を削り、同項各号を次のように改める。

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九百九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次

に掲げる貸付金に限る。
イ 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(自ら居住するため住宅を必要とする者及び同条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)

ロ 第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの(自ら居住するため住宅を必要とする者に対する貸付金に限る)。

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百一号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次に掲げる貸付金に限る。

イ 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金(地震に対する構造耐力定による貸付金(地震に対する構造耐力定による貸付金に限る。)

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金(自ら居住する住宅の改良を行いう者に対する貸付金に限る。)

一 昭和六十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した第十七条第五項の規定による貸付金(自ら居住する住宅の改良を行いう者に対する貸付金に限る。)

二 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百一号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第十七条第五項に掲げる者に対する貸付金に限る。)

一 住宅金融公庫法(昭和六十四号)の一部を次のように改正する。
(危険建築物で緊急に建替えを行う必要があるものとして主務省令で定める基準に該当するものを自己又はその親族が所有し、かつ当該危険建築物に自ら居住し又は居住していた者で主務省令で定めるものとして主務省令で定める基準に該当するものを自己若しくはその親族が所有し、かつ当該危険建築物に居住し若しくは居住していた者以下この号において「特定居住者」という。)で自ら居住するため当該危険建築物の改良を行う者又は特定居住者の居住の用に供するため当該危険建築物の改良を行う者に対する貸付金に限る。)

第五条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和六十四号)の一部を次のように改正する。
(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四条の規定(住宅金融公庫法第十七条第八項の改正規定を除く。)並びに第五条並びに附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」という。)第三条第一項の規定によ

りするとともに、新たに同項各号に掲げる建築物を建設する者に対する貸付金に限る。)

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九百九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)を「次に掲げる貸付金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九百九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)を「次に掲げる貸付金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九百九十一号)の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項区分の欄に規定する貸付金のうち、公庫法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する貸付金に限る。)を「次に掲げる貸付金」に改め、同項に次の各号を加える。

り指定されている宅地造成工事規制区域は、第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法（以下この条において「新法」という。）第三条第一項の規定により指定された宅地造成工事規制区域とみなす。

2 新法第八条第一項ただし書の規定は、第二条の規定による改正前の都市計画法以下「旧都市計画法」という。）第二十九条第一項若しくは第二項の許可又は次条の規定によりその基準についてなお従前の例によることとされる第二条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第二十九条第一項若しくは第二項の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、適用しない。

3 施行日前に旧法第八条第一項の規定によりされた宅地造成に関する工事の計画の変更の許可（以下この項において「旧法による変更許可」という。）又は旧法による変更許可の申請は当該変更が新法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可又は同項の許可の申請とみなし、旧法による変更許可の申請は当該変更が同項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更に該当する場合には同条第二項の規定によりされた変更の届出とみなす。

4 施行日前に旧法第十六条の規定によりされた命令は、新法第十七条の規定によりされた命令については、新都市計画法第三十三条第一項第七号（新都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に旧都市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定によりされた許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、新都市計画法第三十三条第一項第七号（新都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の建築基準法

第八十八条第四項（都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項本項の規定による許可を受けなければならない場合に係る部分に限る。）の規定は、旧都市計画法第二十九条第一項若しくは第三十五条の二第一項本文の許可又は前条の規定によりその基準についてなお従前の例によることとされる新都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項本文の許可を受けなければならない場合には、許可を受けなければならない場合については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

宅地造成が行われた土地等の安全性の確保を図るため、都道府県知事による造成宅地防災区域の指定及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止のための措置に関する制度を創設するとともに、地震に対する構造耐力上の安全性が確保されていないため保安上危険な一定の建築物に係る住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年三月二十八日印刷

平成十八年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C